

のびゆくこどもプラン 小金井

(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)



© Studio Ghibli

令和2年3月
小金井市

はじめに

将来、人口減少や更なる少子高齢化に直面した時にも、「子どもがのびのびと育つまち」であり続けるためには、安心して出産・子育てができる切れ目ない支援や環境の整備が必要です。特に、子育て環境については、子どもを産み、育て、子育てに関わる全ての方々を支援し、まち全体の総合力を高めていくことが重要です。

小金井市では、保育所や学童保育所に対するニーズが増加するなか、待機児童の解消対策と学童保育事業の充実近年特に力を入れて取り組んできました。また、子どもの幸福と権利保障を第一として、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援するさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、依然、子どもの育ちや子育てに困難を抱える家庭は存在しており、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要であることに変わりはありません。

「子どもがのびのびと育つまち」を目指し、本計画では、教育・保育の質の向上、地域における子どもの居場所づくりの推進、支援が必要な家庭への援助促進等の課題解決に向けた、さまざまな子ども・子育て支援施策に取り組むことを方針としています。本計画に基づき子ども・子育て支援施策を着実に推進することにより、「子育て環境日本一（子育て・子育て・教育環境の向上）」の実現に努めてまいりますので、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりお力添え賜りました子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました皆様、ご意見やご要望をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

小金井市長 西岡真一郎



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	4
5 基本理念	5
6 基本的な視点と目標	6
7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性	7
第2章 小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 人口・世帯・人口動態等	14
2 教育・保育施設の状況	22
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	25
4 ニーズ調査の結果概要	29
第3章 子ども・子育て支援事業計画	37
第1節 教育・保育提供区域の設定	38
1 国における教育・保育提供区域の考え方	38
2 小金井市における教育・保育提供区域の設定	39
第2節 教育・保育施設の充実	40
1 量の見込み	40
2 提供体制の確保と実施時期	42
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	45
4 教育・保育の質の向上	46
第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実	47
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	47
第4章 子ども・子育て支援施策の取組	61
第1節 施策の体系	62
第2節 子どもの育ちを支えます（基本的視点1）	63
第3節 子育て家庭を支えます（基本的視点2）	69
第4節 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます（基本的視点3）	77
第5章 計画の推進体制	81
1 計画の推進体制	82
2 計画の達成状況の点検・評価	83
3 成果指標	84

- 資料1 小金井市子ども・子育て会議条例
- 資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あしがき
- 資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過
- 資料4 のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）
（案）について（報告）
- 資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について
- 資料6 小金井市子どもの権利に関する条例
- 資料7 子育て施設マップ
- 資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出方法
- 資料9 小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧及び子どもの貧困対策関係事業
一覧
- 資料10 用語解説

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。

国は、子どもと子育てをめぐる様々な問題に対応するため、市町村に諸計画の策定やそれに基づく取組を促してきました。「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）では、次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が市町村に義務付けられました。「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法（平成 24 年）では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。「改正母子保健法」（平成 28 年）では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター（法律上は母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務とされました。「改正子どもの貧困対策推進法」（令和元年）では、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策計画」を策定することが市町村の努力義務とされました。

小金井市ではこれまで、これらの国の動向を踏まえるとともに、「子どもの権利に関する条例」（平成 21 年）に基づく子どもの権利保障を推進するため、子どもと子育て支援に関する様々な取組を実施してきました。「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」（平成 27 年。以下「前計画」という。）では、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。

小金井市は、「子どもがのびのびと育つまち」を目指し、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。本計画では、前計画の基本理念を継承するとともに、基本理念を実現するための基本的な視点と基本目標に基づき、子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、母子保健計画、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合を図りながら推進するものとして定めています。

■対象年齢について

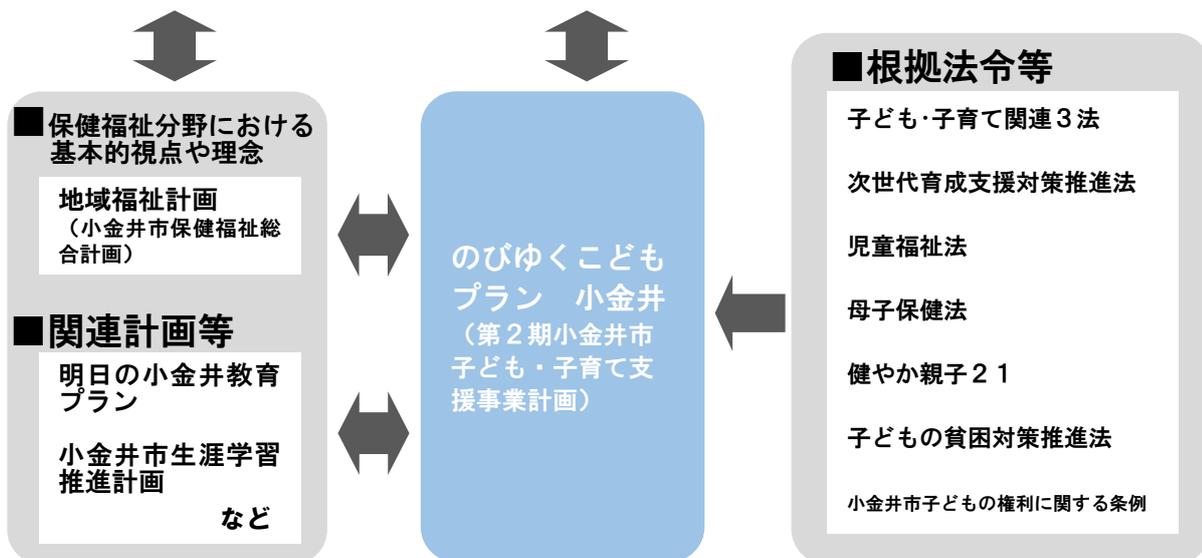
0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳※
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）							
のびゆくこどもプラン 小金井							

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

■関連計画及び根拠法令等との関係について

■上位計画

小金井しあわせプラン（基本構想・基本計画）



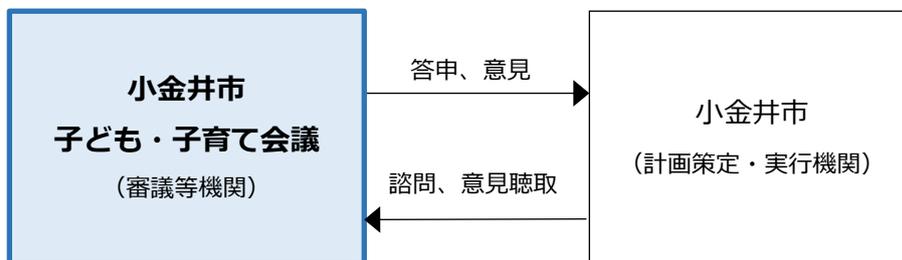
3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
のびゆくこどもプラン 小金井 (小金井市子ども・子育て支援事業計画)					のびゆくこどもプラン 小金井 (第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)					
第4次小金井市基本構想					第5次小金井市基本構想					
後期小金井市基本計画					前期小金井市基本計画					

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている合議制の機関として「小金井市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



5 基本理念

小金井市は、「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、次の基本理念を継承していきます。

子どもの幸福と権利保障を第一として、 小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと

子どもを生み育てることは、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たち※の未来です。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育て・子育ちの状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育て」と「子育ち」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。

そこで、下記の点を踏まえ、市は子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進し、市民、団体及び事業者等と連携して取り組みます。

- 子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。また、自分の意思を伝え、受け止められること、より良い環境で育ち育てられることを願っています。
- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいやゆたかな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、ゆたかな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、子育ての孤立感をやわらげることができるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、ゆたかなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えています。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育て・子育ちを見守り、支えています。
- 私たちは、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されずに、一人ひとりが夢や希望をもって育つよう、生活や取り巻く環境に応じて支えています。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、私たちのまちな子育て・子育ち環境を切れ目なく整えていきます。

※ 小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す。

6 基本的な視点と目標

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために小金井市は、次の3つの基本的な視点と6つの基本目標をたて、子ども・子育て支援を引き続き推進していきます。

基本的視点1 子どもの育ちを支えます

あらゆる場面で子どもの最善の利益を考慮し、子どもの安心・安全を守るため早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実させるとともに、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。また、子どもの意思が尊重される体験や子どもの居場所・交流の場の充実を図るなど、ゆたかな体験と仲間づくりを支援します。

基本目標1. 子どもの安心・安全を守ります

基本目標2. 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

基本的視点2 子育て家庭を支えます

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）とその家庭、外国籍の子どもとその家庭などにも、きめ細やかな支援を推進します。

基本目標3. 子どもを生き育てる家庭を支援します

基本目標4. 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

基本的視点3 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育てる地域は家庭を包む大きな社会です。地域の様々な人々の関わりにより、子育て家庭が安心して、楽しく、ゆたかな子育ち、子育てができるようなまちを目指して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます。

基本目標5. 地域の子育ち環境を整えます

基本目標6. 地域の子育て環境を整えます

7 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

(1) 子どもの権利の尊重

小金井市では「小金井市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）が平成21年3月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

子どもの権利の尊重に関しては、子どもの権利条例に対する認知度が低いことと、子どもオンブズパーソンが実施に至っていないことなどが、前計画から継続する課題となっています。

【方向性】

今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、本計画を、子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、子どもの権利条例について引き続き広く周知を図るなど、子どもの権利条例の推進を図り、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。

また、子どもの安心・安全を守るため、子どもオンブズパーソンの設置をはじめ、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実します。

(2) 地域のニーズに応じた多様な教育（幼稚園）・保育の充実

社会環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の新設や定員拡充等に取り組み、待機児童数は前計画策定当時に比べかなり改善されているものの、まだ待機児童解消には至っていません。子どもの成長・発達を支え、子どもの育ちを保障するためにも、待機児童解消が急務となっています。

一方で、市内の幼稚園の減少により、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえ、地域の施設に通える体制の整備は必要です。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

待機児童の解消を解決しなければならない喫緊の課題ととらえ、受入体制の拡充に取り組みます。

- 認可保育所の新設、定員拡大などの取組
- 地域型保育事業、認証保育所など多様な保育サービスの充実
- 認可外保育施設の認可化や小規模保育事業への移行等支援
- 認定こども園の新設、認定こども園や新制度幼稚園への移行支援などの取組
- 潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充

多様化する教育（幼稚園）ニーズに対して、地域の施設による受入れに取り組みます。

- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設が認定こども園へ移行する際の受入体制づくり
- 保育施設の整備等による認定区分に応じた適切な施設利用の推進

利用者の就労形態や生活スタイルの多様化に合わせ、多様な保育サービスを展開します。

- 幼稚園の預かり保育、長時間延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育、特別支援保育等の充実
- 保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮した、多様な預かりサービスの提供

保護者が安心して子どもを預けられるよう、情報提供を充実し、円滑にサービスを利用できるよう取り組みます。併せて、教育・保育の質の向上に取り組みます。

- 教育（幼稚園）・保育サービスに関する積極的な情報提供
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育の質のガイドライン等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上
- 一定の質が確保されたサービスの提供を保障するために、幼稚園教諭、保育士に対する研修体制の充実

（３）地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所は、地域のすべての子どもに配慮されている必要があります。就労家庭に限らず、すべての子どもが安心して過ごし、遊び、活動できる安全な場所が必要となっています。子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっているなかで、子どもの生活圏を踏まえた、多様な子どもの居場所づくり、大人との交流の場づくりが必要となっています。

【方向性】

今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子どもたちがのびのびと自由に遊べ、仲間や異世代が気軽に集まり交流でき、安全で安心な居場所づくりを、家庭・地域・教育関係者・市が協働して進める必要があります。これら関係者の連携強化の仕組みづくりに取り組みます。

子どもの活動場所の拡大に取り組みます。

- 「新・放課後子ども総合プラン」による放課後の居場所づくりの充実
- 子ども食堂の支援や子どもの居場所推進事業の実施など、多様な居場所づくりの推進
- 地域での子どもの居場所の拡大、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

子どもの居場所の推進体制を整備します。

- 子どもの居場所に関するネットワークづくり
- 関係者による子どもの居場所のあり方の継続的検討

(4) 支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化

少子高齢化、核家族化、情報化等を背景とした価値観の多様化が進む一方、貧困や格差の広がりから、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。一方、平成28年の児童福祉法等の一部改正では、子どもの権利に関する条約に基づき、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が理念として明確化されました。

このような状況を踏まえ、多様な課題を持つ子どもが力を育み伸ばせるように、子どもの健やかな成長をとともに支える社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）が必要となります（※11ページ掲載のイメージ図参照）。ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させていく必要があります。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

① 切れ目のない支援

市は、妊娠・出産・子育て期を通して、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、関係機関をコーディネートしていく必要があります。

平成28年に「母子保健法」が改正され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が市町村の努力義務となり、同年の「日本一億総活躍プラン」では、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされました。

現在市では、母子保健を担当する健康課と、子育て期に係る支援を行っている子ども家庭支援センターを保健センター内に併設しており、密に連携を図っているところですが、今後は令和2年度中の子育て世代包括支援センター機能設置に向け、更なる連携強化や支援施策の充実に向けた取組を進めていきます。

② 児童虐待の対策

わが国の児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成30年度には約16万件で、5年前と比べ2倍以上となっています。また、児童虐待により年間60人以上もの子どもの命が失われています。国は、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指としています。

市は、子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの立場から環境の改善が必要な家庭への支援を進めていきます。

③ 特別に支援が必要な子どもに対する支援

近年、発達障がいには早期の発見や療育支援が大切との考えが広がっています。成長発達過程にある子どもに対しては、成長による変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の理解への支援とともに、市や子ども医療療育センターをはじめとする相談支援機関等における適切な支援が必要です。

市では、発達支援事業の構築に向けて検討を行い、平成 25 年 10 月に身近な地域の子どもとその家族の支援拠点として小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設しました。

市は、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）の保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面において関係機関と継続して連携できるよう、支援策を強化していきます。

④ 子どもの貧困対策

平成 27 年の国の報告によると、直近の子どもの相対的貧困率は 13.9%であり、17 歳以下の子どものうち 7 人に 1 人が相対的貧困の状態にあります。また、子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ば以降、おおむね上昇傾向にあります。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策推進法」を施行するとともに、同年 8 月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。また、令和元年には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。

市ではこれまでに、子どもの教育や生活支援、保護者の就労支援、家庭の経済的支援等子どもの貧困対策に係る取組を行ってきましたが、本計画を子どもの貧困対策計画と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

地域の実情に即した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現へ向けて、住民の理解や合意形成を促進するために広報・啓発活動を強め、その気運を高めていく必要があります。

地域の人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても多様な生き方が選択・実現できることが求められています。

そのためにも、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

■社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）のイメージ

	妊娠・出産	0歳	1～2歳	3～5歳	6～11歳	12～17歳
教育・保育				幼稚園	小学校 放課後子ども教室 学童保育	中学校・高校
子育て支援	ファミリー・サポート・センター					
	児童館					
	子育てひろば・親子あそびひろば					
	児童発達支援センター					
健康・保健	子ども家庭支援センター					
	子育て世代包括支援センター					
	保健センター（妊婦面接、両親学級、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等）					



(6) 子育て環境満足度の向上

市は、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった社会的潮流の中にあっても、子どもを生み、育て、子育てに関わるすべての人たちを支援し、子育て環境に対する満足度を向上していく必要があります。

子育て環境に対する満足度は多様な観点から表出されるものですが、平成30年度に実施したニーズ調査では、「子育ての環境や支援への満足度」に関して、平成25年度結果に比べ、一定の改善が見られたものの、まだまだ満足度が高いとはいえない状況にあります。なお、25～39歳と0～4歳の年齢層における転入・転出状況は、平成28年度以降、転入超過傾向にあります。

【方向性】

小金井市の子育て環境の強みとして、子ども・子育てに関する市民活動が盛んで、地域人材も豊富であること、都心へのアクセスの良さにもかかわらず、都立公園、国分寺崖線、野川など自然が豊かであること、大学など多数の教育機関があることなどがあげられます。これらの強みを活かしながら、子ども・子育て支援施策を推進することにより、子育て環境満足度の一層の向上を図り、子育て世代から魅力的なまちづくりを進め、「子育て環境日本一（子育て・子育て・教育環境の向上）」を目指します。

第2章

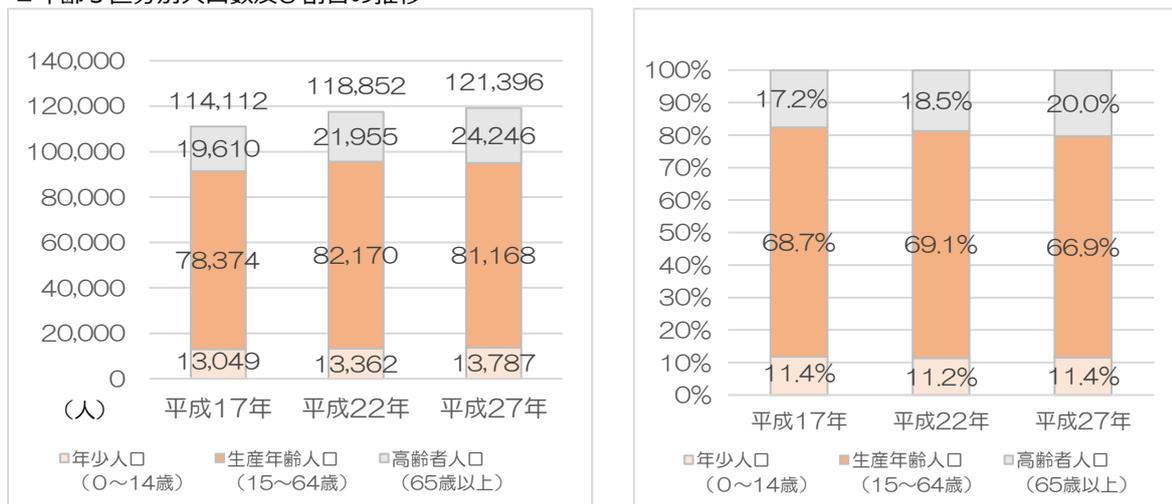
小金井市の子ども・子育てを 取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（国勢調査より）

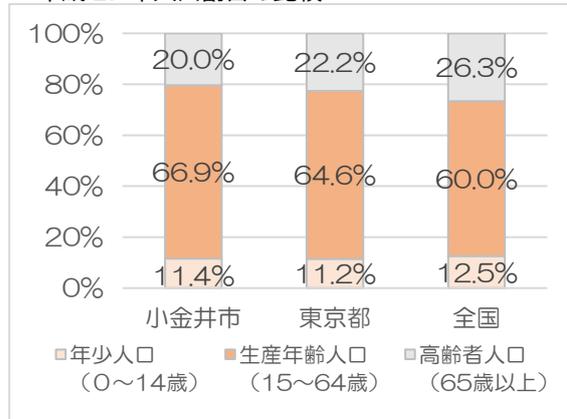
小金井市の人口は、近年増加傾向となっており、年少人口も平成17年から平成27年までの10年間で約700人増加しています。人口割合については、年少人口割合に大きな変化ありませんが、高齢化は進行しており、高齢者人口割合は増加する一方、生産年齢人口割合は減少傾向にあります。

■年齢3区分別人口数及び割合の推移



小金井市の人口割合は、全国及び東京都に比べると、生産年齢人口割合は高い一方、年少人口割合と高齢者人口割合は低くなっています。

■平成27年人口割合の比較



(2) 自然動態・社会動態（小金井市事務報告書より）

小金井市の社会動態（転入－転出）は、ここ10年間はおおむねプラスで推移しており、人口増加の主な要因となってきました。また、自然動態（出生－死亡）も、ここ10年間はプラスで推移して、人口増加の要因になっています。

■自然動態・社会動態の推移

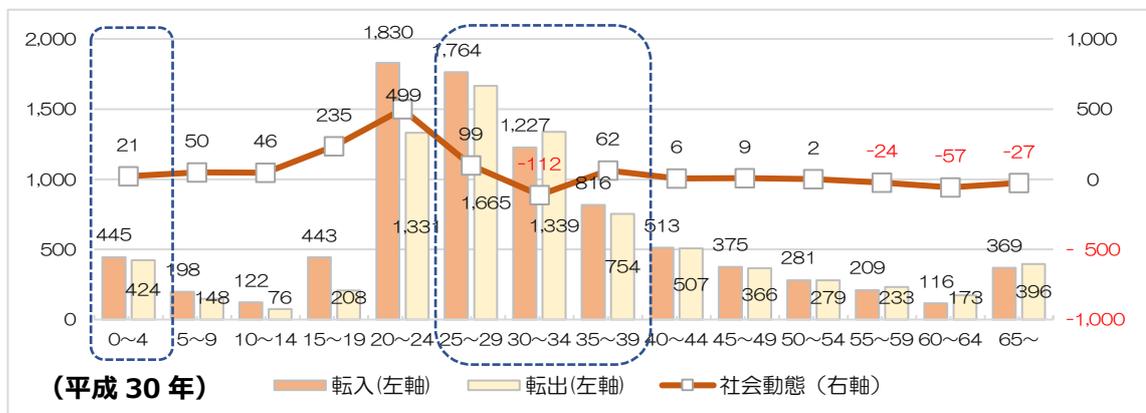
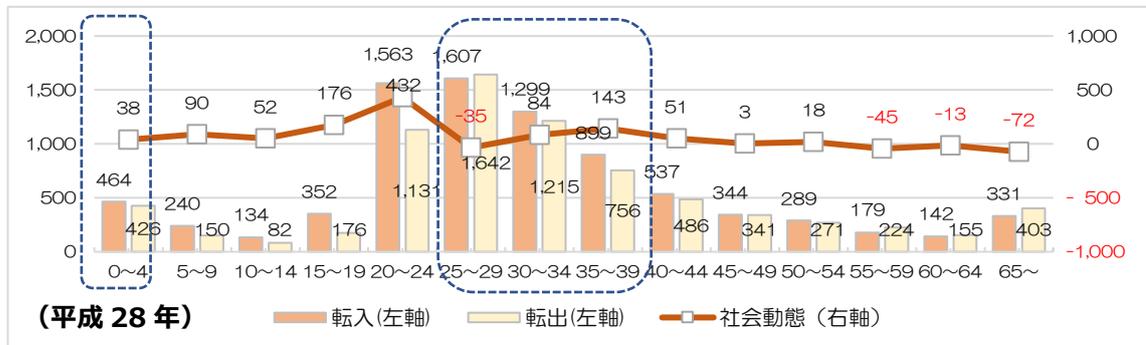
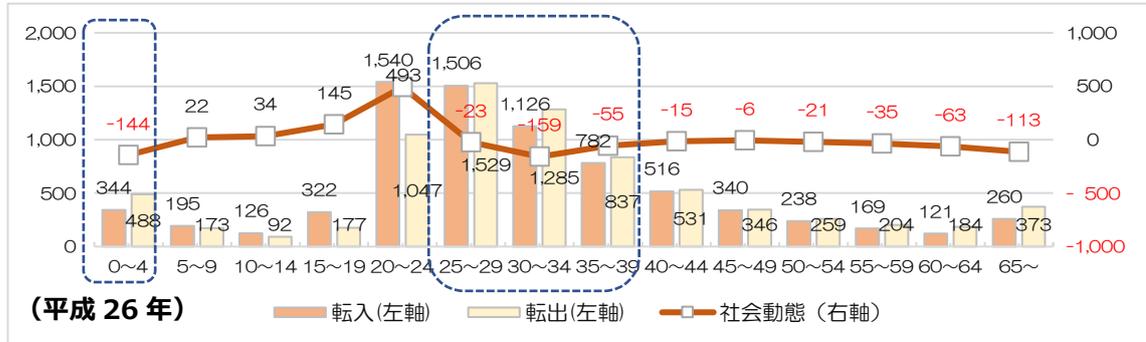


(3) 転入・転出の状況

小金井市の社会動態は、この数年間、増加（転入超過）で推移しており、特に15歳～24歳で増加しています。25歳～39歳及び0歳～4歳についてみると、平成26年は転出超過でしたが、平成30年は転入超過となっています。

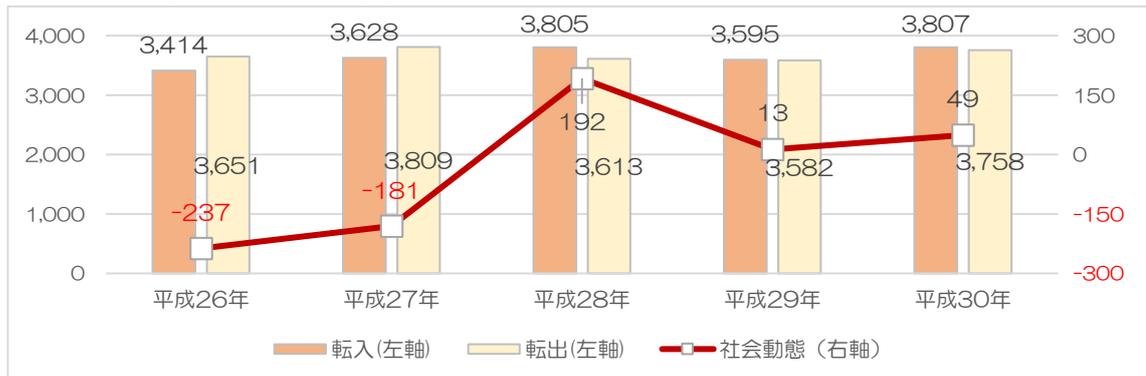
■5歳階級別転入・転出の状況

(人)



■25歳～39歳の転入・転出の推移

(人)

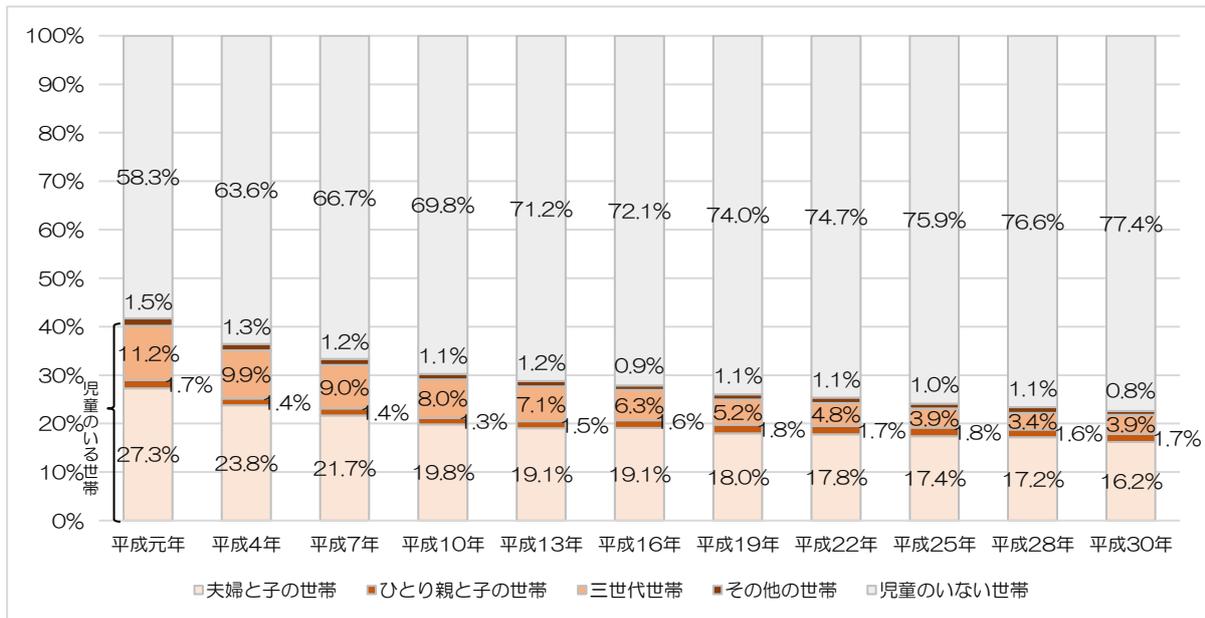


(4) 児童のいる世帯の変化（厚生労働省・平成30年国民生活基礎調査より）

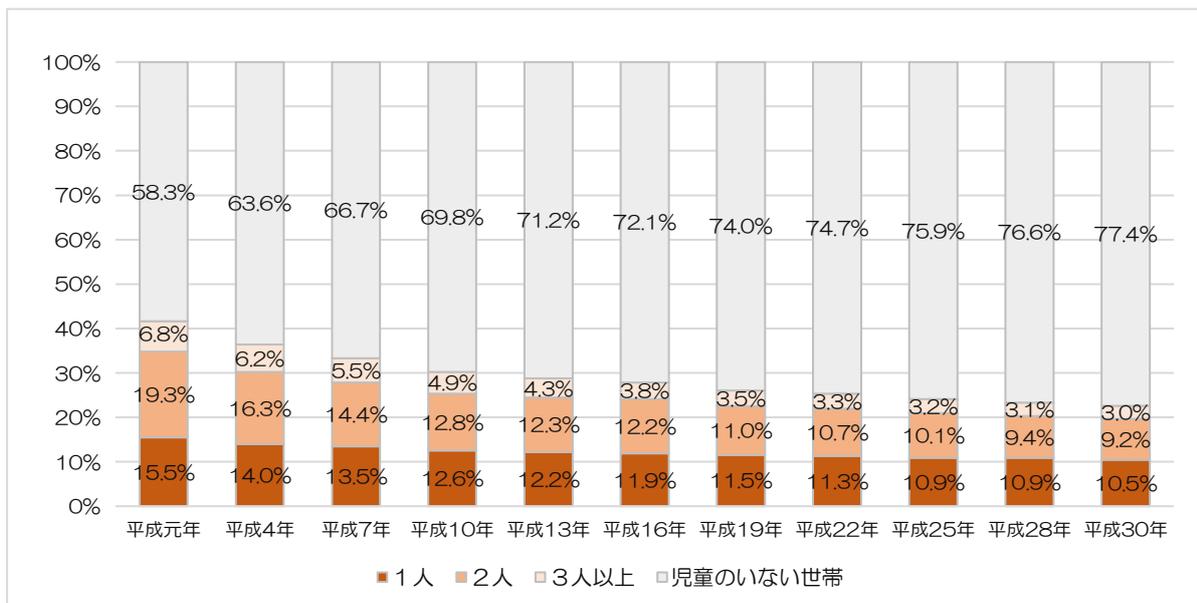
過去約30年間の年次比較をみると、夫婦と子の世帯が増加する一方、三世帯世帯が減少しており、核家族が進んでいることがわかります。

また、平成30年で児童のいる世帯は、全世帯の22.6%、平均児童数は1.7人となっています。世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移で平成30年をみると、児童が「1人」いる世帯は全世帯の10.5%、「2人」いる世帯は9.2%となっており、子どもがいない世帯は、全世帯の約77.4%と少子化が進んでいるのが、全国の統計からもみてとれます。世帯構成の変化によって子育て環境は変化をしています。

■ 児童の有無別にみた世帯構造別世帯数の構成割合の年次比較



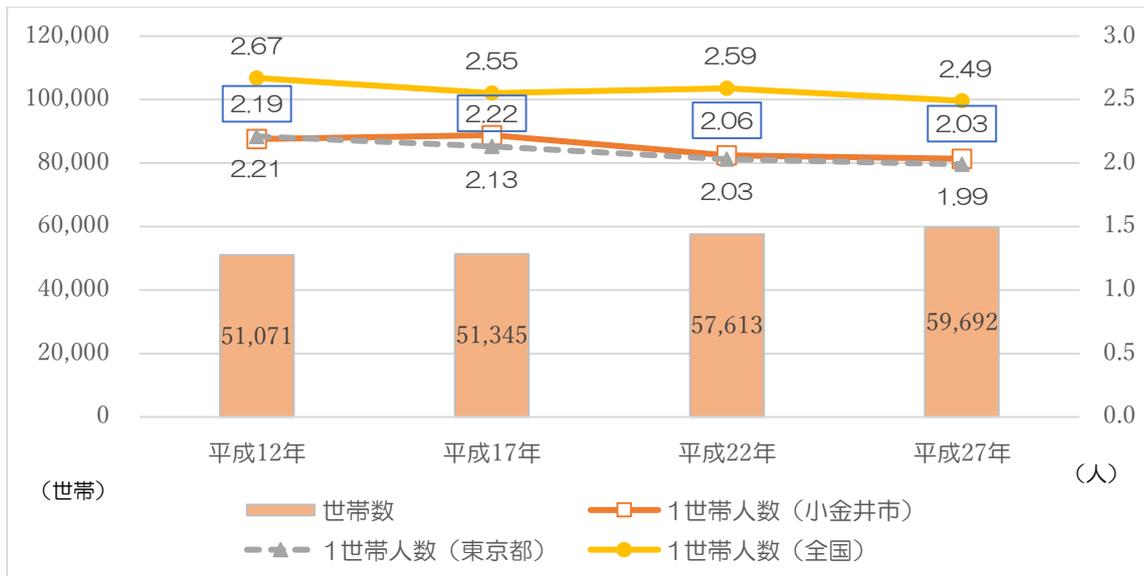
■ 児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合



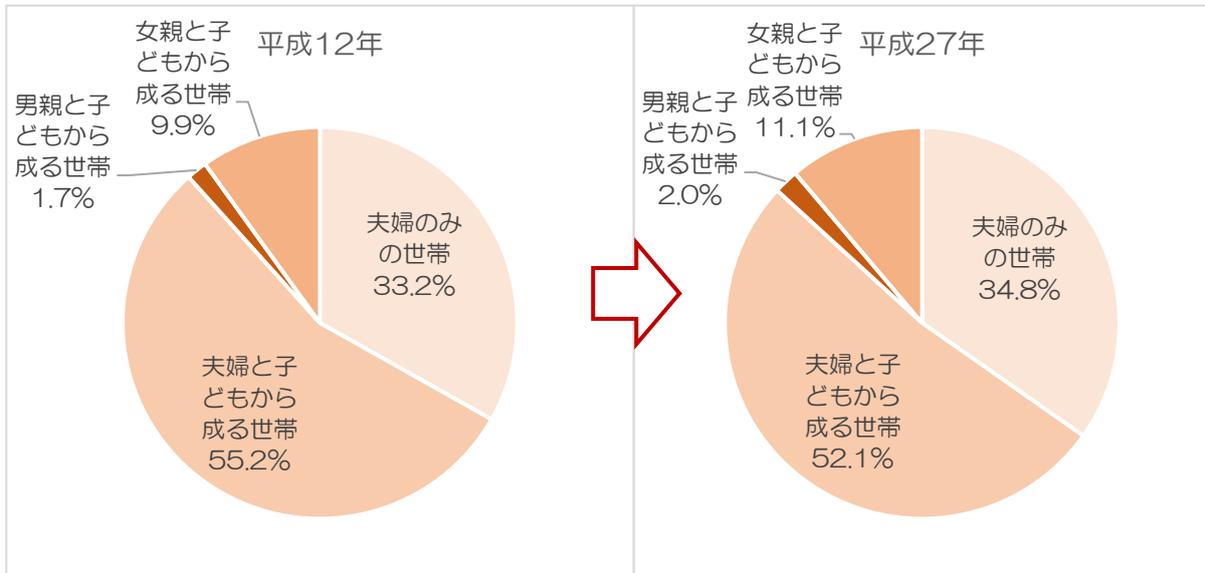
(5) 世帯の状況（国勢調査より）

小金井市の世帯数は増え続け、平成17年からの10年間で約8,300世帯増加しています。ただし、1世帯あたりの人員は減少し続け、核家族化が進展しています。核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」、「男親と子ども」の割合が増加しています。

■ 世帯数および1世帯あたり人員の推移



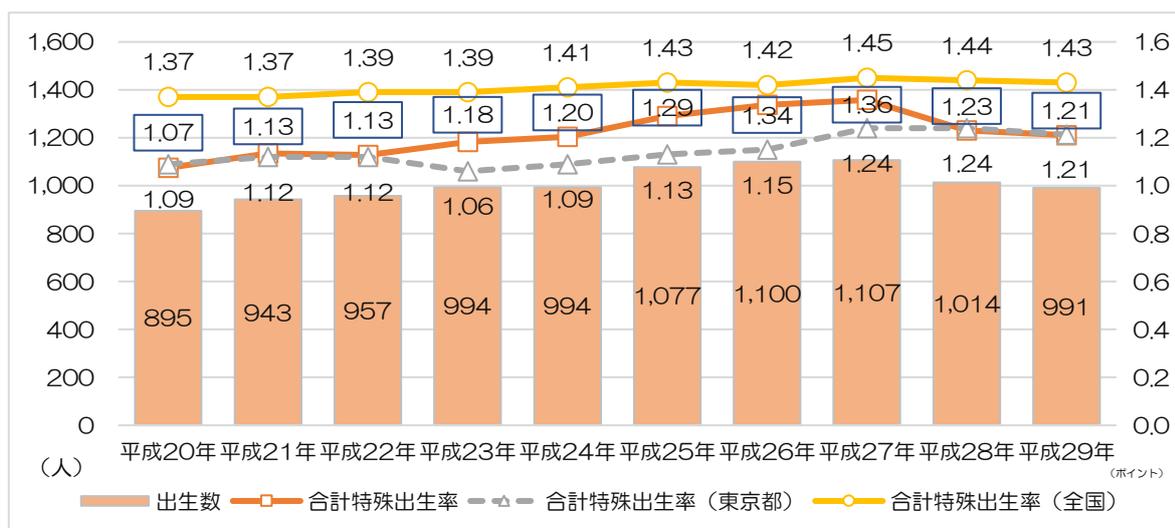
■ 核家族世帯の構成比



(6) 出生の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

小金井市の出生数は、平成20年から10年間で、約100人増加しています。合計特殊出生率は、全国平均出生率を下回っています。平成20年の1.07ポイントから平成27年には1.36ポイントに上昇したものの、平成28年には減少に転じました。将来にわたって人口水準を維持できる2.07ポイントには至っていないため、転入や高齢化を除く自然動態では人口減少が進むとみられます。

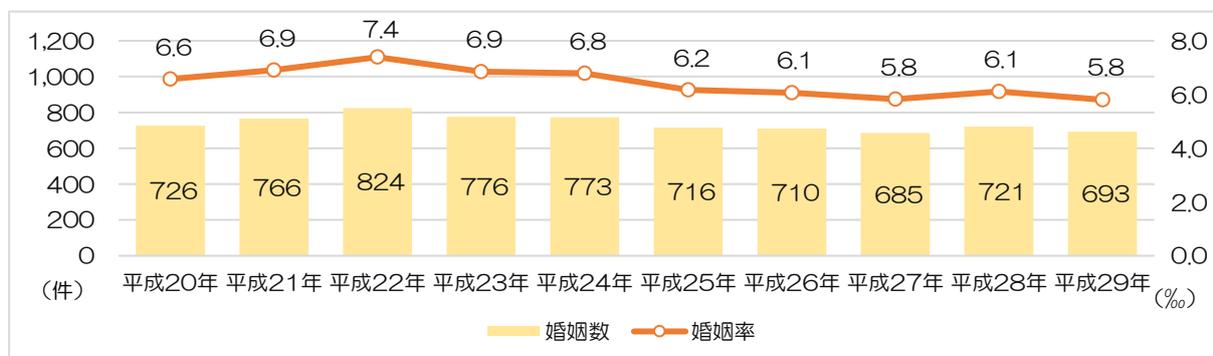
■出生数及び合計特殊出生率の推移



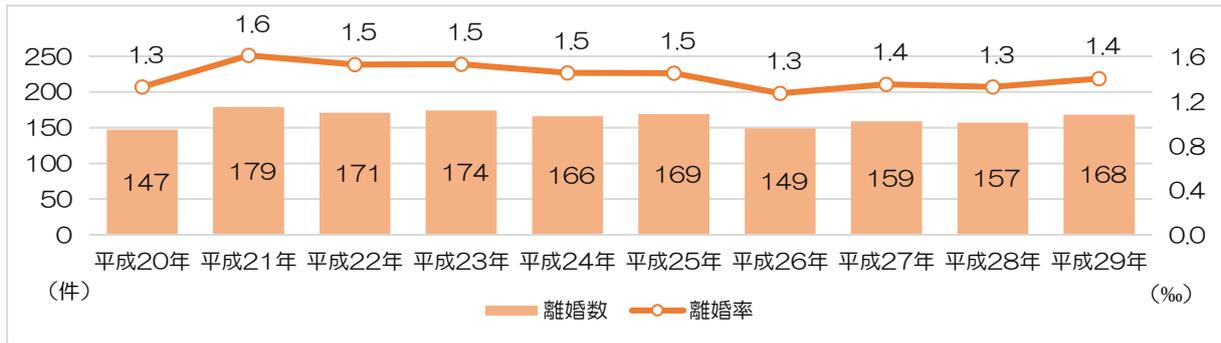
(7) 婚姻・離婚の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

小金井市の婚姻件数、離婚件数は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。

■婚姻件数および婚姻率の推移



■離婚件数および離婚率の推移



ちょこっとコラム



モンゴルの子育て事情

子ども・子育て会議委員 小川 順弘
(モンゴル マルガド大学名誉教授)

モンゴルは、日本の約4倍の国土に人口約360万人がおり、首都ウランバートルには約160万人が住むという一極集中が顕著です。ちなみに、第二の都市と言われるエルデネットは、小金井市と同じ人口約12万人です。

公立学校は12年生までが在籍し、全校が一堂に会する校庭はなく、40分授業の二部制です。遊牧生活の家庭の子供は、学校で学ぶため1年生から村の寄宿舎に入ります。大学進学率は高く男子は約43%、女子は約59%です。そして、モンゴルの昨年度の経済成長率7.2%です。

ここに示した全ての数字は「子ども・子育て」に関わる多様な課題が生まれる理由に結びついています。

そして、その課題のほとんどは、小金井市の「子ども・子育て」の課題と質的に同じです。

それは、高齢者の増加と家族構成の変化・所得の格差・幼稚園・保育所の不足など全てに通じるものがあります。

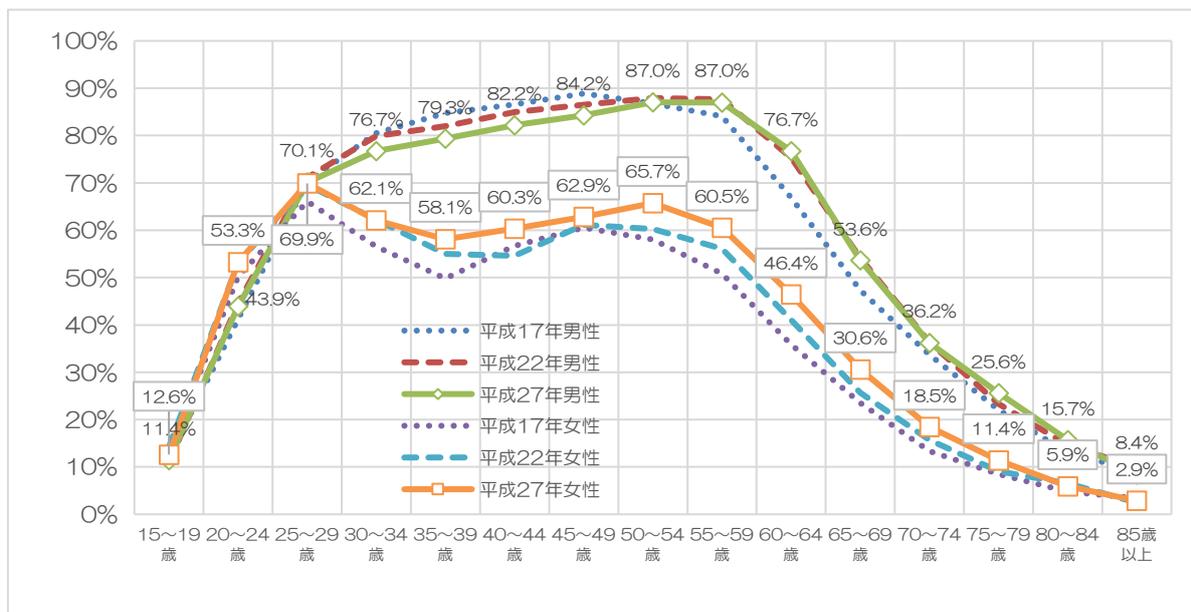
ですから、昨年、モンゴルのエルデネットより課題解決の糧を求めて、小金井市の行政・施設を視察に訪問団が来日しました。そして、先日、本市の子育て支援課や子ども・子育て会議の在り方は、大変参考になったとの連絡を受けました。

所謂、ストリートチルドレンやマンホールチルドレンが解消されたモンゴルでは「子ども・子育て」の課題の解決は、国の一層の発展に寄与すると考えられているのです。

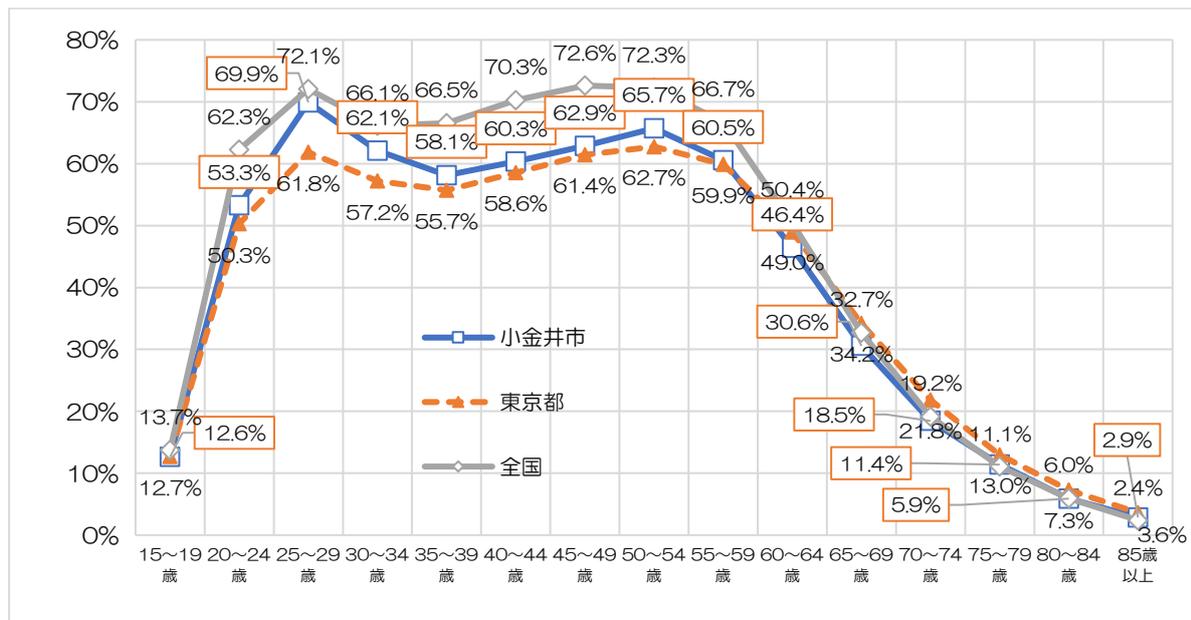
(8) 就労の状況（国勢調査より）

小金井市の年齢別労働力率をみると、男性の20歳代までの労働力率は約7割で、30代でも8割弱で、就労支援が必要な状況とみることができます。また、女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」は解消に向かっているものの、30代、40代でその傾向は低い傾向のままです。女性の就労率に関し、25～29歳では全国平均並みであるものの35～49歳では全国平均より約10ポイント低くなっています。

■ 小金井市の年齢別労働力率（M字カーブ）の推移

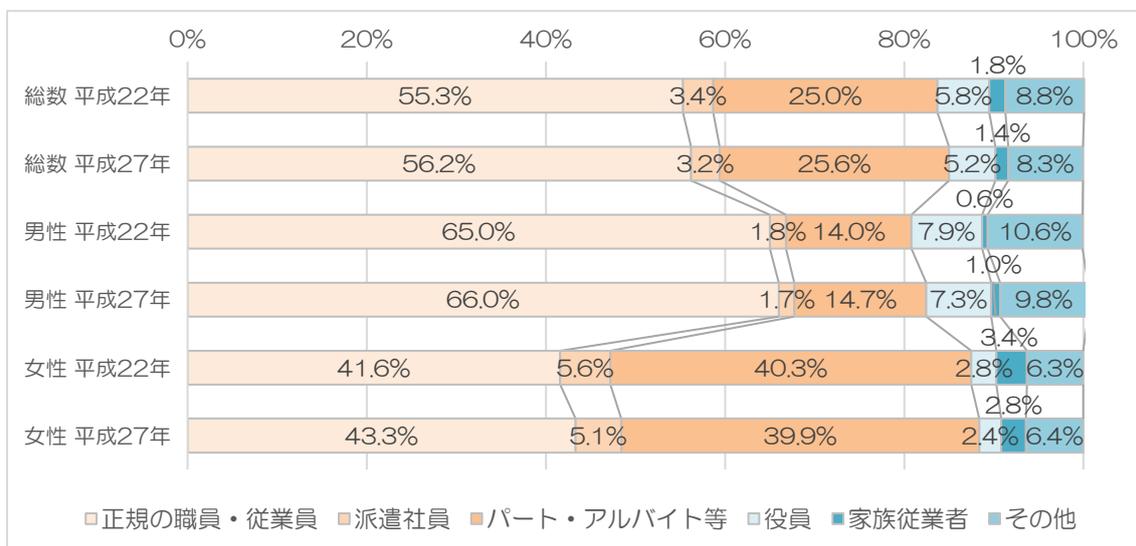


■ 女性の年齢別労働力率（平成27年）の全国・東京都比較

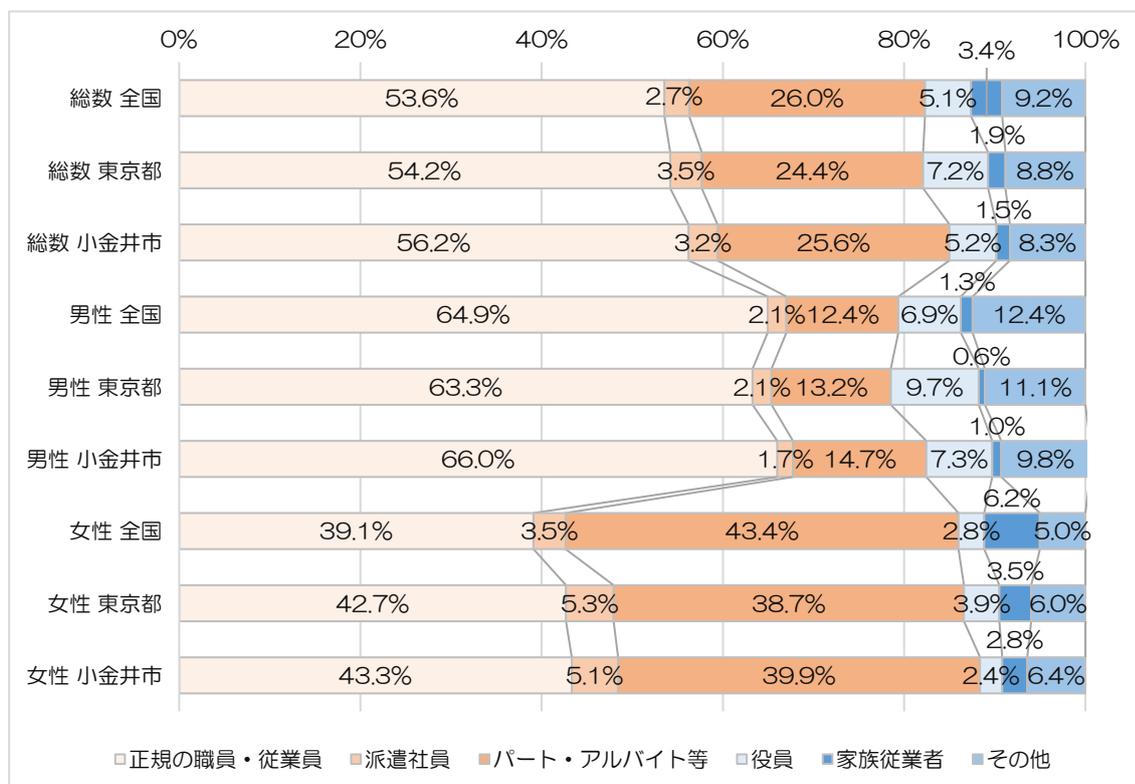


従業上の地位別従業者数割合で見ると男性は「正規社員・従業員」の割合が最も高く、女性は「正規社員・従業員」の割合が平成22年に比べ増加しているものの、「パート・アルバイト等」と「派遣社員」を合わせた非正規雇用の割合は「正規社員・従業員」の割合を上回っています。男女ともに「正規社員・従業員」の割合が全国・東京都より多くなっています。

■従業上の地位別従業者数の割合



■従業上の地位別従業者数の割合（平成27年、全国東京都比較）

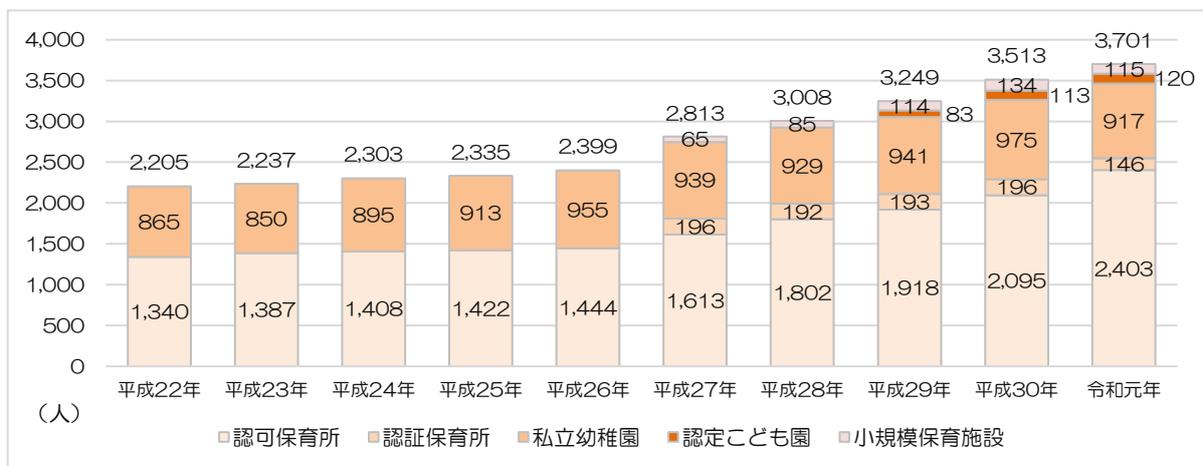


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

最近10年間、小金井市内の認可保育所の利用児童数は、増加傾向にある一方、私立幼稚園の利用児童数は、横ばいで推移しています。小規模保育施設は平成27年に実施されて以降、また、認定こども園は平成29年に実施されて以降、利用児童数が増加しています。全体では、増加傾向がみられます。なお、平成26年以前の認証保育所の利用児童数は、把握されていません。

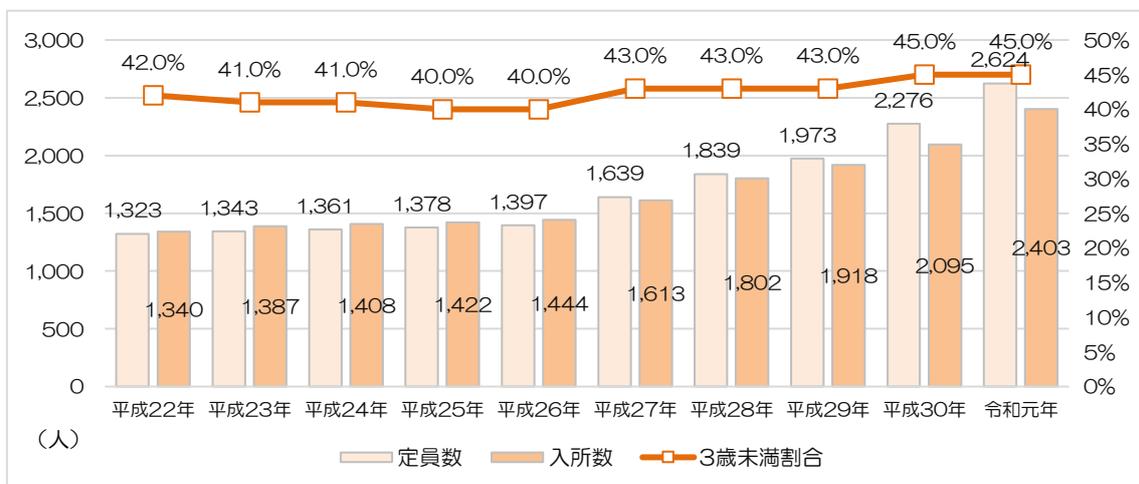
■認可・認証保育所、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育施設の利用児童数の推移



(2) 認可保育所の利用状況

小金井市内の認可保育所への入所者数は、増加傾向にあります。3歳未満児の利用割合は横ばいとなっています。定員数は、令和元年に2,624人と過去5年間で約1.9倍に増加しました。

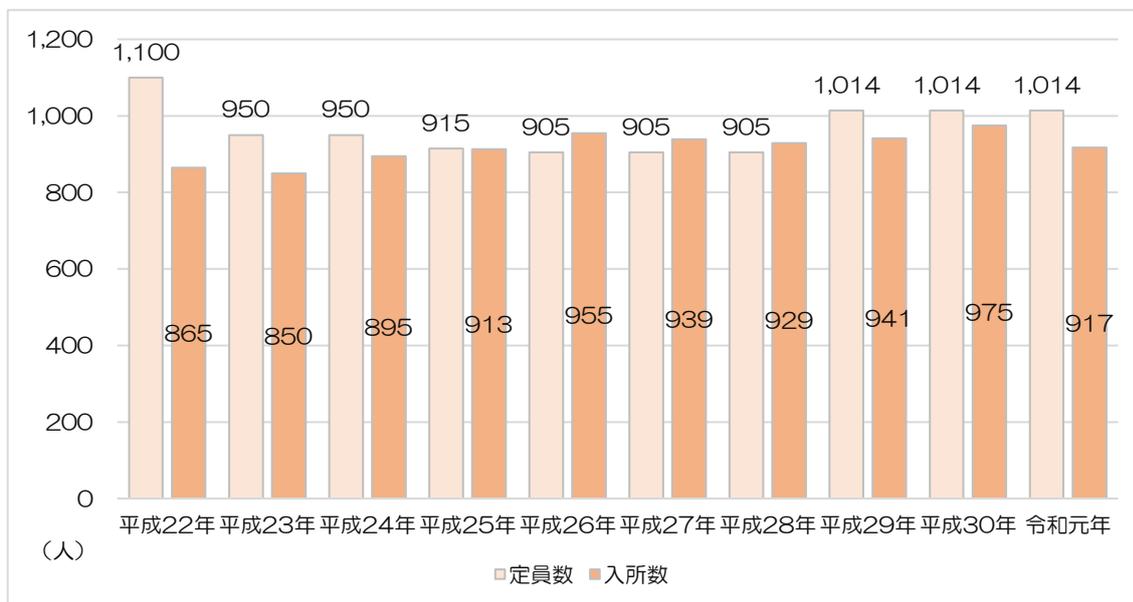
■保育所の定員数、入所数、3歳未満児割合の推移



(3) 私立幼稚園の利用状況

小金井市内の私立幼稚園利用者数は、横ばいで推移しています。定員数は、平成22年は1,100人でしたが、令和元年には1,014人に減少しています。令和元年で、定員1,014人に対し、利用者数は917人となっています。

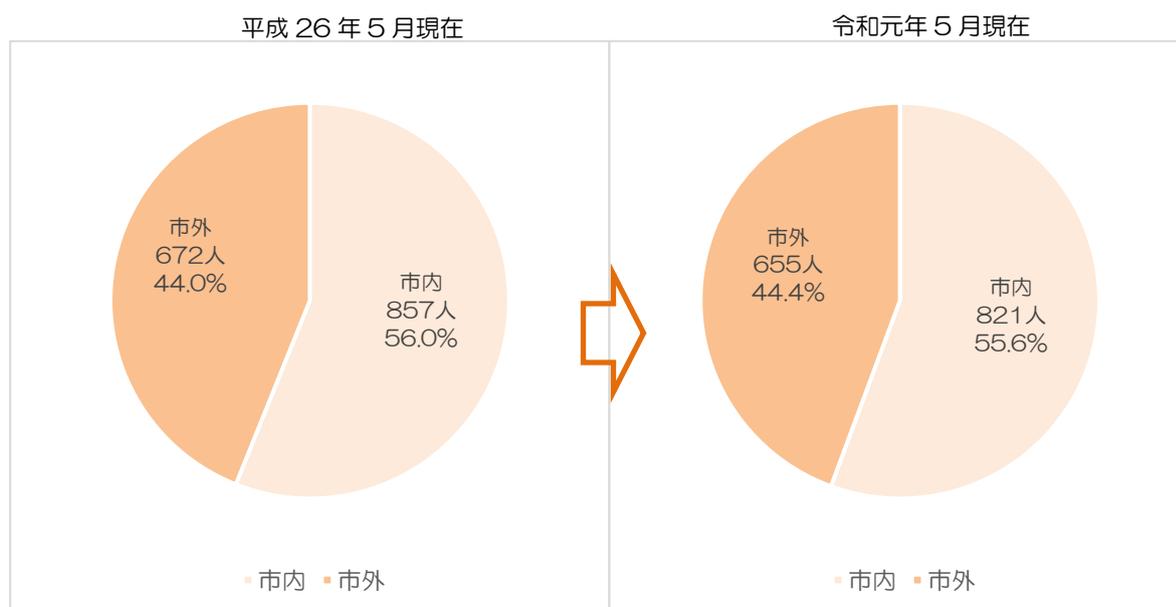
■私立幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 私立幼稚園の通園状況

小金井市の私立幼稚園利用者が通園している施設の所在地で見ると、44%の利用者が市外の私立幼稚園に通園しています。

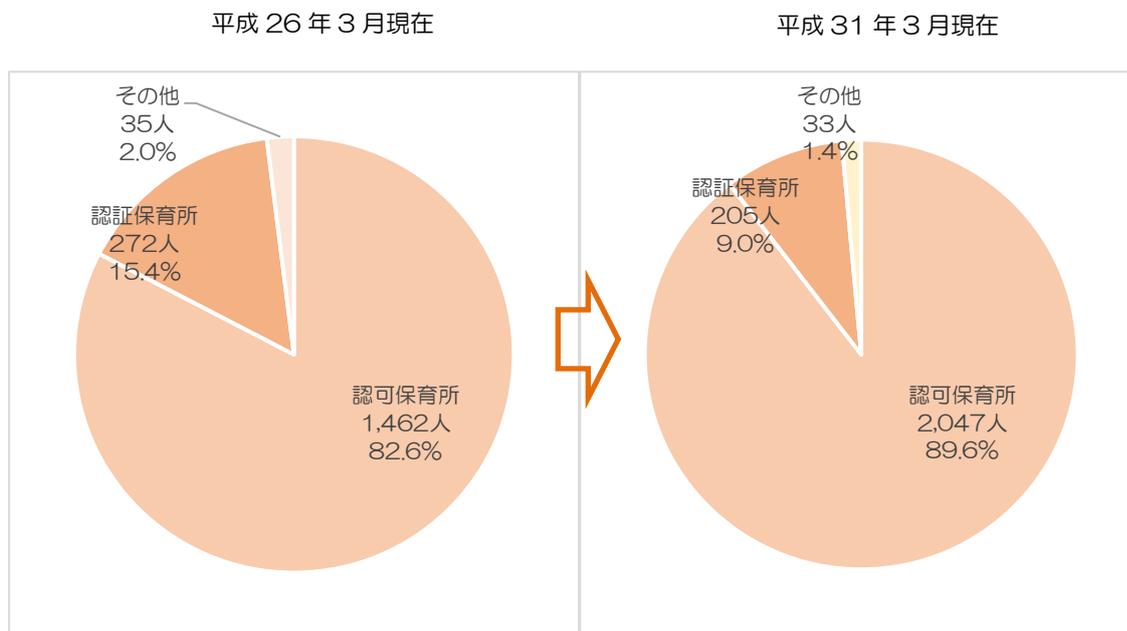
■私立幼稚園所在地別通園状況



(5) 認可・認可外保育施設の利用状況

小金井市内の施設類型別の保育施設利用状況は、認可保育所が90%であるのに対して、認証保育所は9%、保育室（定期利用保育事業）や家庭福祉員が1%となっています。平成26年3月現在の利用割合と比較すると、認可保育所は7%の増加、認証保育所は6%の減少となっています。

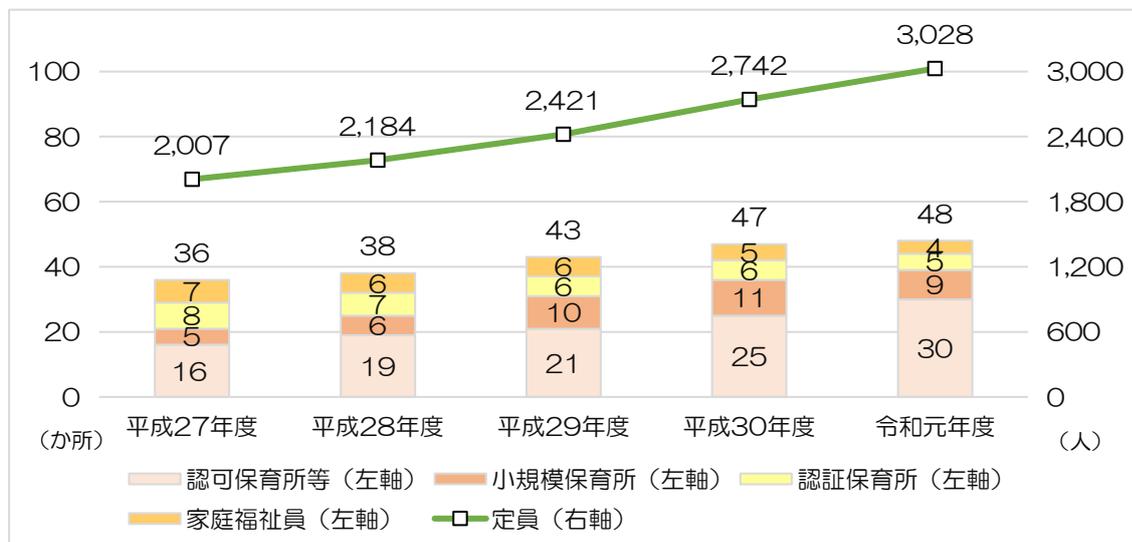
■施設類型別保育施設利用状況



(6) 保育施設数と定員の推移

小金井市内の保育施設数及び定員は、平成27年度が36か所、2,007人に対し、令和元年度は48か所、3,028人に増加しています。

■市の保育施設数と定員の推移



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業、休日保育事業

通常の開所時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

【実施状況】（平成 30 年度実績）

区分	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園預かり保育
実施か所数	26	0	0	5
私立	21	0	0	5
公立	5	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後における保育が必要な児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	17	17	18	18	18
登録児童数	798	862	922	972	988

【参考：放課後子ども教室実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	31,260	30,407	33,621	33,515	33,415
実施回数	798	751	822	840	879

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

① ショートステイ

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1	1	1	1	1
延宿泊数	75	61	49	37	38

② トワイライトステイ

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設等において子どもを一時的に預かるサービスです。

【実施状況】

（平成 30 年度実績） 事業を実施していません。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

【実施状況】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	1,196	1,279	1,270	1,130	1,170
出生数	1,123	1,087	1,065	1,008	1,066

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

【実施状況】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問家庭数	17	14	5	7	15
実施率	必要な家庭には全戸派遣				

(6) 地域子育て支援拠点事業

子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるように、気軽に集う場を提供し、子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【実施状況】子ども家庭支援センター、本町児童館、東児童館、貫井南児童館、緑児童館で実施（ひろば事業）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置か所数	4	4	4	5	5

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

【実施状況】

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	12	11	11	12	12
延利用件数	14,390	14,827	15,183	15,472	16,312

(8) 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

【実施状況】くすみ保育室で実施されている病後児保育：定員4名（1日あたり）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1	1	1	1	1
登録児童数	275	395	523	636	763

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員数	207	225	235	251	261
協力会員数	1,274	1,388	1,483	1,552	1,611
両方会員数	37	32	31	29	32
活動件数	3,207	3,340	4,235	4,086	3,682

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状況などを定期的に確認するため、妊婦に対して健康診査を実施します。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診件数（合計）	11,626	11,494	11,497	11,092	11,917
受診件数（1回目）	1,105	1,050	1,063	1,056	1,061
受診件数（2回以降）	10,521	10,444	10,434	10,036	10,856
妊娠届出数	1,162	1,091	1,125	1,097	1,085
受診件数／妊娠届出数	10.0	10.5	10.2	10.1	11.0
妊娠届出数／0歳人口	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1

(11) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定型 実施か所数	1	1	1	1	1
母子保健型 実施か所数	0	0	0	1	1

【参考：妊婦面談】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数	—	—	—	639	860

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助します。

【実施状況】

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施状況	—	実施	実施	実施	実施

4 ニーズ調査の結果概要

教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握し、お子さんが健やかに成長できるまちとなるよう、さらなる子どもと子育て家庭の支援の充実を推進する小金井市子ども・子育て支援事業計画である「(仮称) のびゆくこどもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)」(令和2年度から令和6年度)を策定するための基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

○抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

○調査期間：平成30年11月15日～12月5日

○調査方法：郵送配付・郵送回収

○配布・回収：

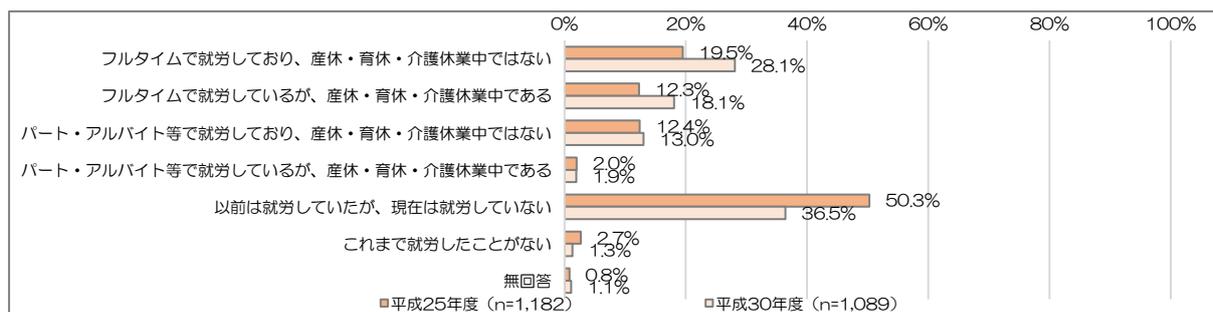
	就学前児童保護者	就学児童保護者	中・高生年代保護者	中・高生年代青少年	全体
配布数	2,000	1,500	1,250	1,250	6,000
回収数	1,089	782	582	395	2,848
回収率	54.5%	52.1%	46.6%	31.6%	47.5%

(1) 就学前児童の保護者調査

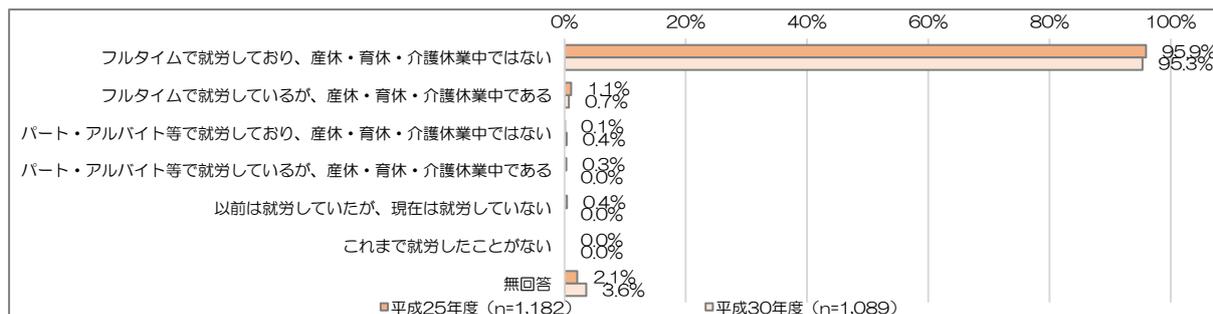
①保護者の就労状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労中であり休業中ではない」方が28.1%、「パート・アルバイトで就労中であり休業中ではない」方が13.0%となっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイム就労中」の方が8.6%、「フルタイムで就労中であるが産休・育休中である」の方が5.8%増え、フルタイムでの就労率も14.4%増えています。

【母親】

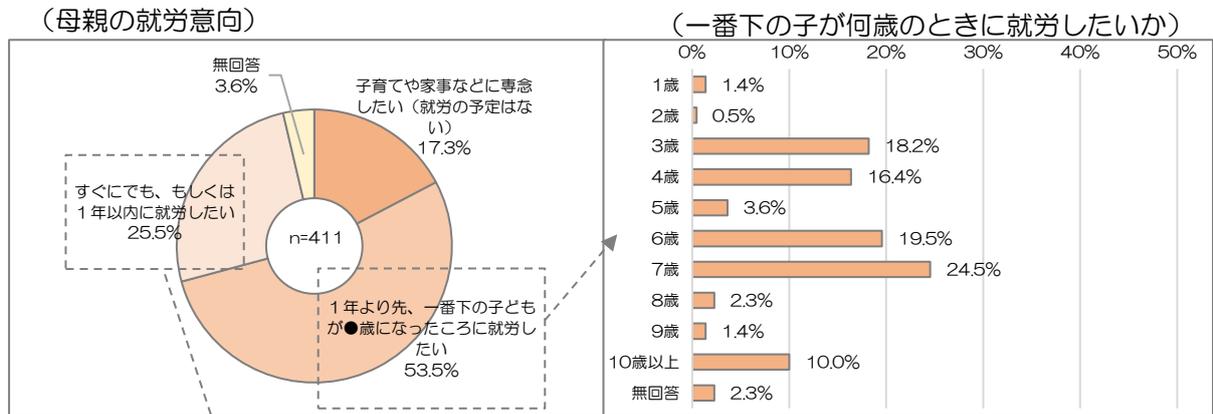


【父親】

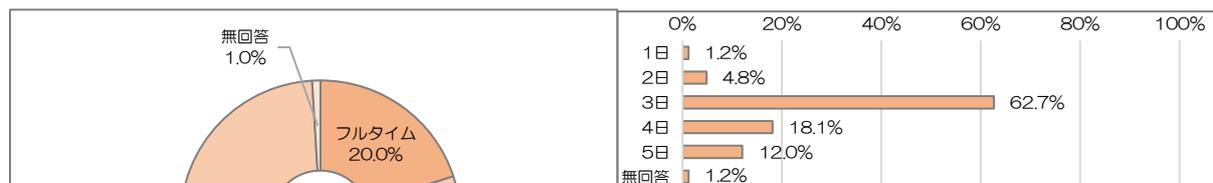


②現在就労していない母親の今後の就労意向

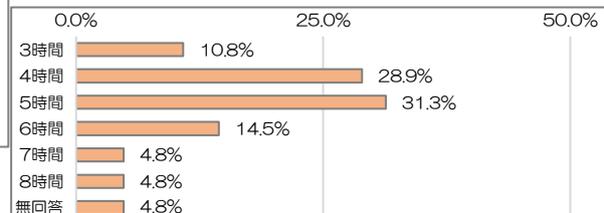
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」53.5%が最も多く、その年齢は「7歳」24.5%、「6歳」19.5%、「3歳」18.2%などの順となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は25.5%、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が79.0%となっています。1週当たりの日数と1日当たりの時間は次のとおりです。



(すぐにでも就労したい場合、希望する就労形態) (パートタイムを希望する場合の1週あたり日数)

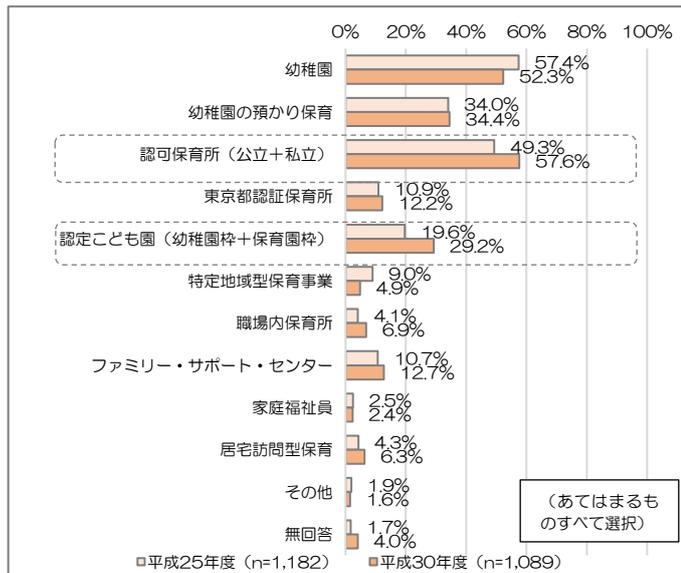


(パートタイムを希望する場合の1日あたり時間)



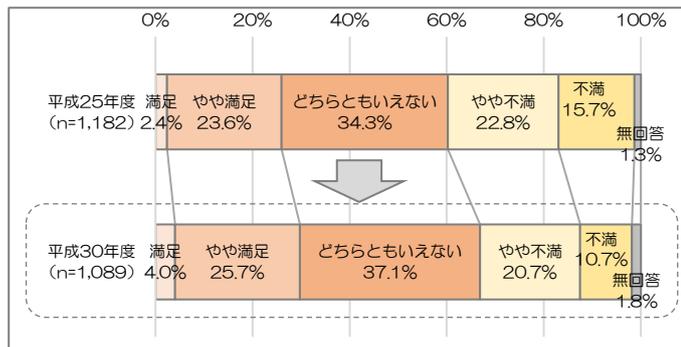
③平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したい事業

定期的に利用したいと考える事業として「幼稚園」が最も多く52.3%となり、次いで認可保育所（公立）、認可保育所（私立）となっています。なお、認可保育所について私立・公立を合わせた利用希望については、57.6%となり、幼稚園を上回っています。平成25年度調査と比較すると、「認可保育所」の利用希望については8.3%高くなり、「認定こども園」についても9.6%、利用希望が高くなっています。



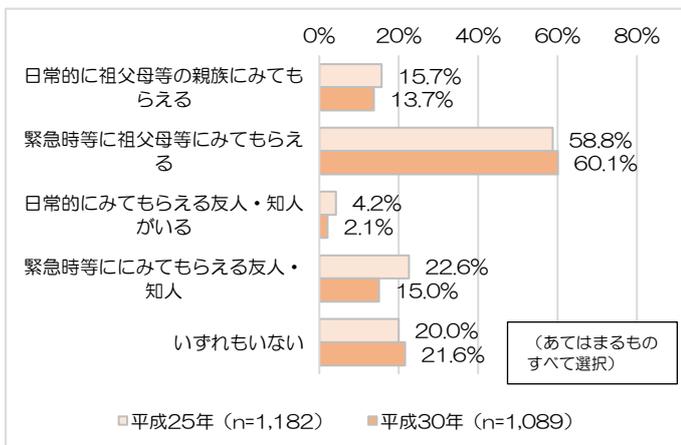
④小金井市の子育て環境や支援への満足度

小金井市の子育ての環境や支援について「満足」「やや満足」と回答した方は29.7%となっています。また、平成25年度調査と比較すると、「不満」「やや不満」と回答した方の割合が7.1%減少しています。



⑤日頃お子さんをみてもらえる親族・知人

平成25年度調査と比較すると、日常的にみてもらえる祖父母等の親族が減って、緊急時等にみてもらえる祖父母等の親族が増えています。また、「緊急時にみてもらえる友人・知人がいる」方が減少している一方、「いずれもない」方が増加しており、孤立化傾向にある子育て家庭が増えているとみられます。地域における子育て支援のつながりの強化が期待されます。

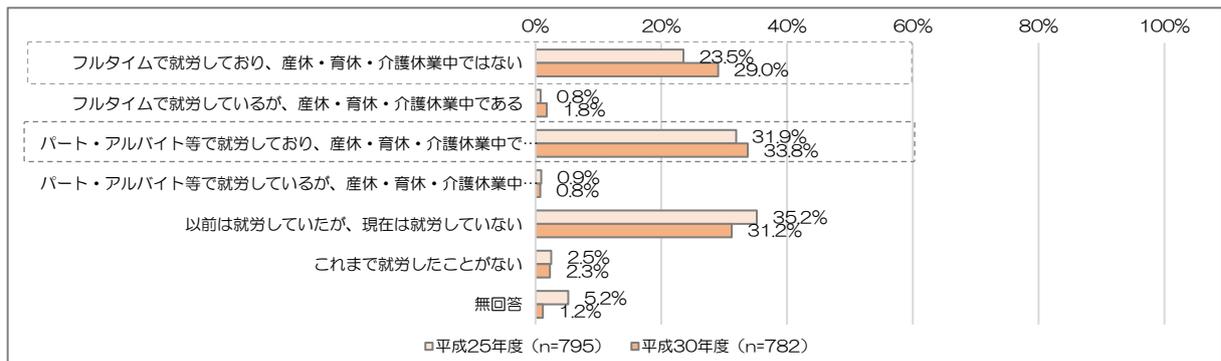


(2) 就学児童の保護者調査

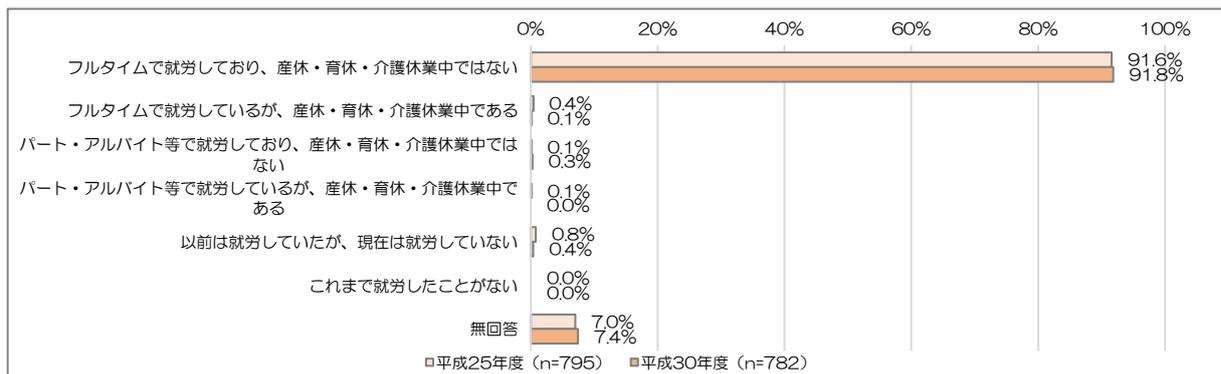
①保護者の就労の状況

母親の就労状況について、「フルタイムで就労中であり休業中ではない」方が 29.0%、「パート・アルバイトで就労中であり休業中ではない」方が 33.8%となっています。平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムでの就労」の方が 5.5%、また「フルタイムで就労中であるが産休・育休中である」方が 1.0%増えており、フルタイムでの就労率が 6.5%増えています。

【母親の就労の状況】

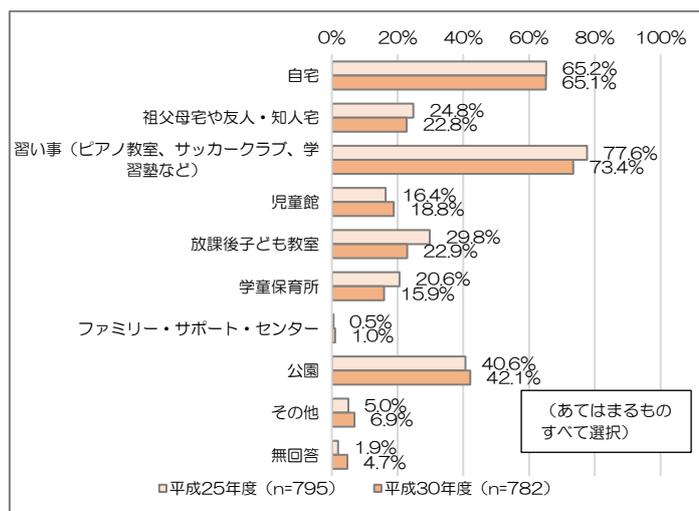


【父親の就労の状況】



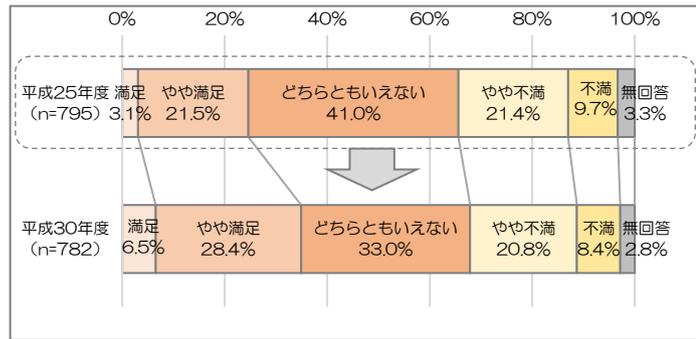
②放課後の過ごしませ方

今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「習い事」と回答した方が最も多く 73.4%となっています。現状としては自宅で過ごしているお子さんが、今後はできるだけ習い事で放課後を過ごしてほしいという希望が多いことが垣間見えます。



③小金井市の子育ての環境や支援への満足度

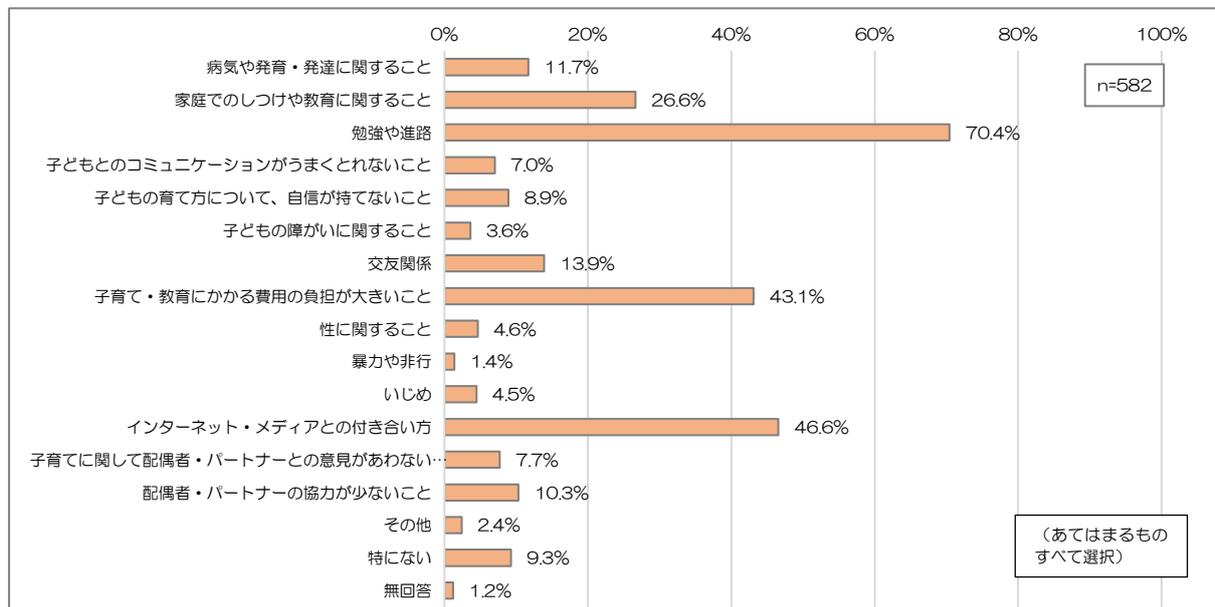
小金井市の子育ての環境や支援について「満足」「やや満足」と回答した方は 34.9%となっています。また平成25年度調査と比較すると満足度については 10.3%向上しています。



(3) 中学生・高校生年代の保護者調査

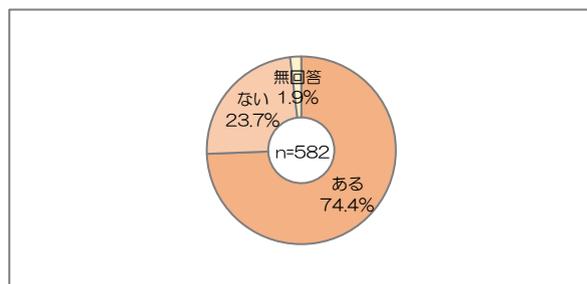
①子育てで悩んだり困ったりすること

子育てに関して、日頃悩んでいること気になることとして「勉強や進路」が最も多く 70.4% となっており、次いで「インターネット・メディアとの付き合い方」が 46.6% となっています。

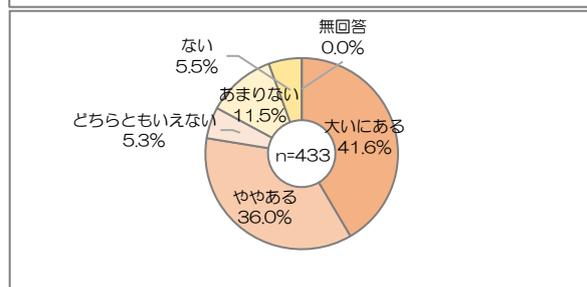


②進学に対する不安

高校・大学等への進学に関する不安について「ある」と回答した方については 74.4% となっています。



不安のある方に進学における金銭面での不安について伺ったところ、「大いにある」「ややある」と不安があると回答した方が 77.6% となり、約 8 割の方が金銭面について不安に思っています。

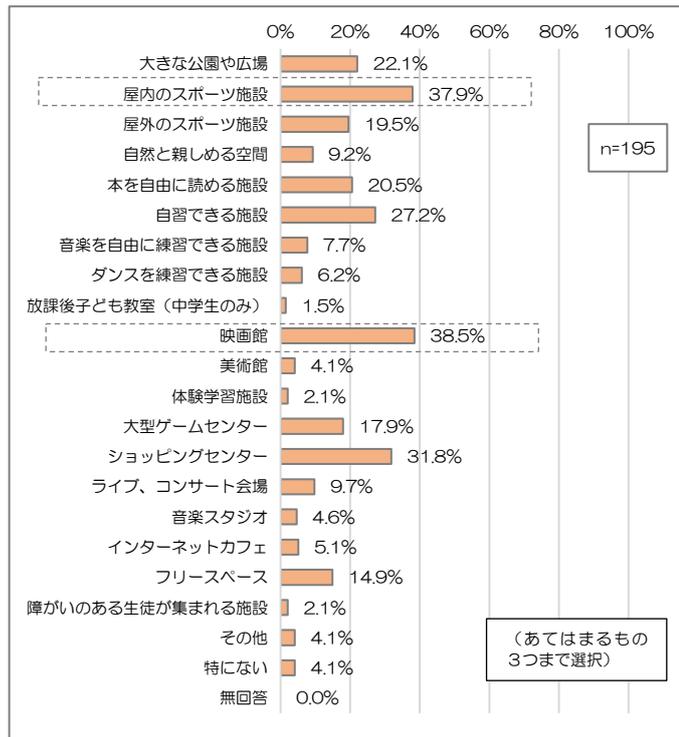


(4) 中学生高校生年代の青少年調査

①放課後や休日に過ごしたい場所

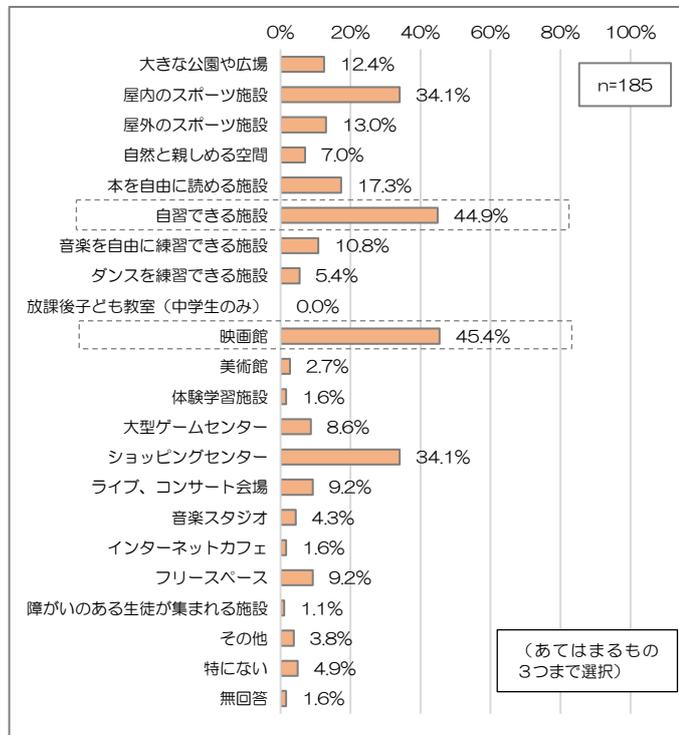
【13歳～15歳（中学生年代）】

放課後や休日を過ごす施設や遊び場について、「映画館」と回答した方が最も多く38.5%となり、次いで「屋内のスポーツ施設」となっています。雨の日など天気が悪いときでも過ごせる屋内の施設が求められています。



【16歳～18歳（高校生年代）】

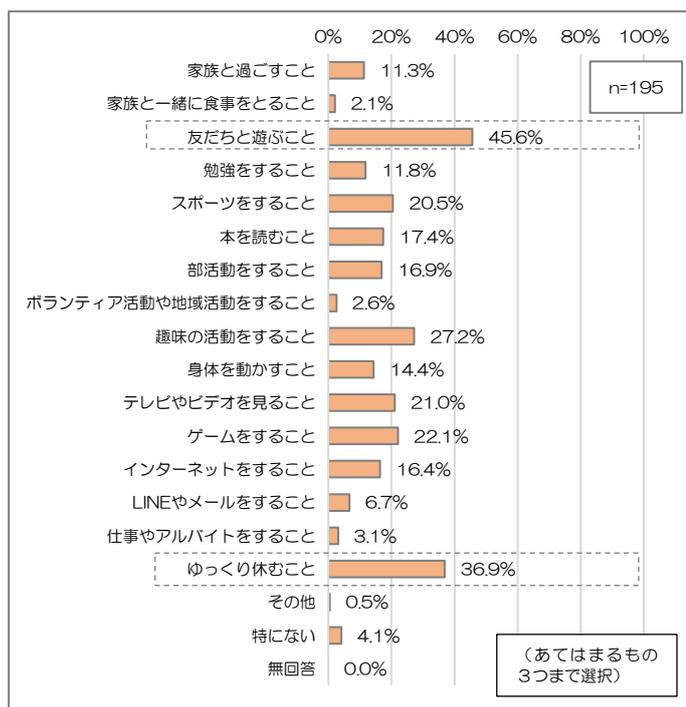
放課後や休日を過ごす施設や遊び場について、「映画館」と回答した方が最も多く45.4%となっています。また、「自習できる施設」と回答した方も44.9%となっており、放課後や休日を過ごす場として遊び場だけでなく、学習する場についても求められています。



②日頃もっとしたいこと

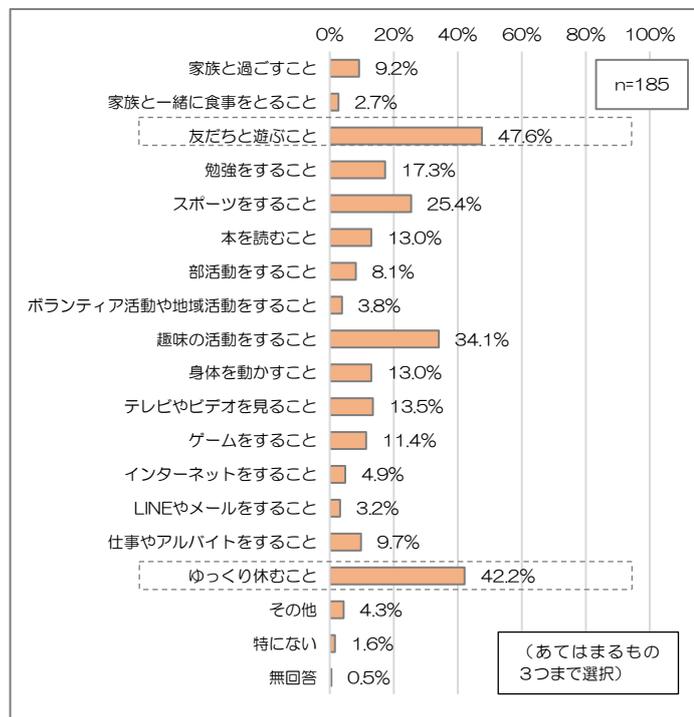
【13 歳～15 歳（中学生年代）】

日ごろ、もっとしたいと思っていることとして、「友だちと遊ぶこと」が最も多く 45.6%となっており、次いで「ゆっくり休むこと」が 36.9%となっています。



【16 歳～18 歳（高校生年代）】

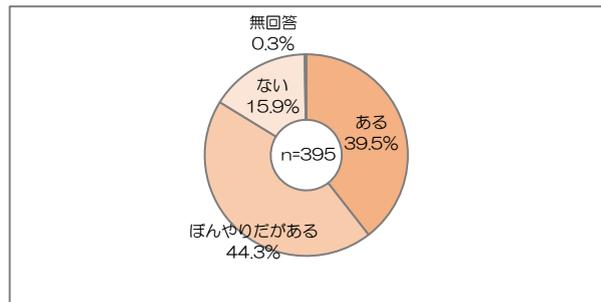
日ごろ、もっとしたいと思っていることとして、「友だちと遊ぶこと」が最も多く 47.6%となっており、次いで「ゆっくり休むこと」が 42.2%と高くなっています。



③将来のことについて

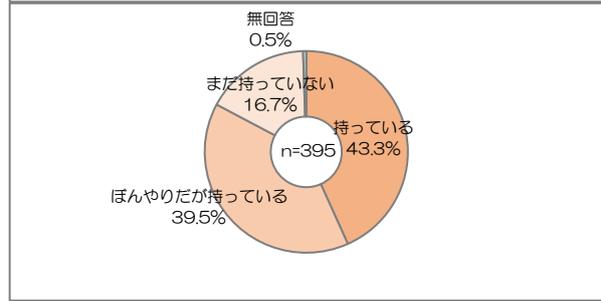
【将来つきたい職業】

将来、つきたい職業が「ある」「ぼんやりだがある」と回答した方については83.8%となり、将来つきたい職業について8割以上の方が思い描いています。



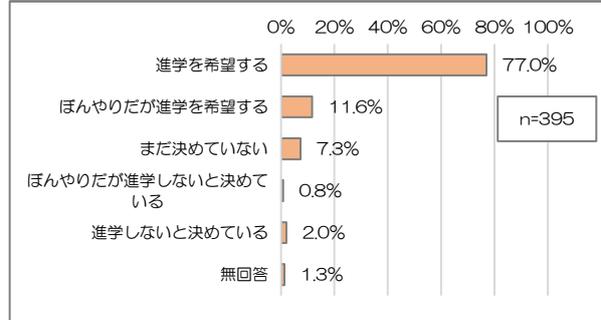
【将来の夢】

夢を持っているかについて「持っている」「ぼんやりだが持っている」と回答した方については82.8%となり、夢については8割以上の方が持っています。



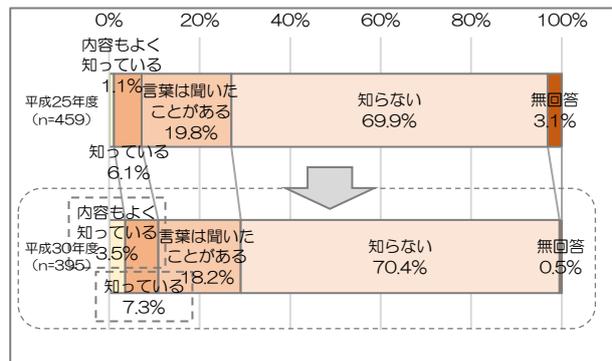
【進路について】

進学について「進学を希望する」「ぼんやりだが進学を希望する」と回答した方の割合は88.6%と約9割の方が進学を希望しています。



④子どもの権利条例について

「小金井市子どもの権利に関する条例」について、「内容もよく知っている」「知っている」と回答した方が10.8%と、認知率については約1割にとどまっています。また平成25年度調査と比較しても、認知率についてはあまり高まってはいません。



第3章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 国における教育・保育提供区域の考え方

提供区域とは、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲です。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

【参考】

■子ども・子育て支援法第61条第2項第1号（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）…（以下略）

■区域設定の考え方（子ども・子育て支援法に基づく基本指針より引用）

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2 小金井市における教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

小金井市は、4km四方と入り組みが少ないコンパクトな地形であることが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。

なお、今後も施設整備にあたっては、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

地域子ども・子育て支援事業それぞれの現状の提供体制及び利用状況のほか、(1)に記載のとおりコンパクトな地形であること、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となることを踏まえ、市内全域を1区域とします。事業実施にあたっては、現状の提供体制との調和を図りつつ、地域の状況や利用者の利便性を考慮しながら実施していきます。

12事業	提供区域
利用者支援事業	市内1区域
延長保育事業（時間外保育）	
放課後児童健全育成事業（学童保育）	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり事業	
病児保育事業	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	
妊婦健診事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

(1) 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育（教育認定）	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり（保育認定）	主に保育所、認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育に該当

(2) 教育・保育施設の分類について



(3) 計画期間の年齢別児童数の推計

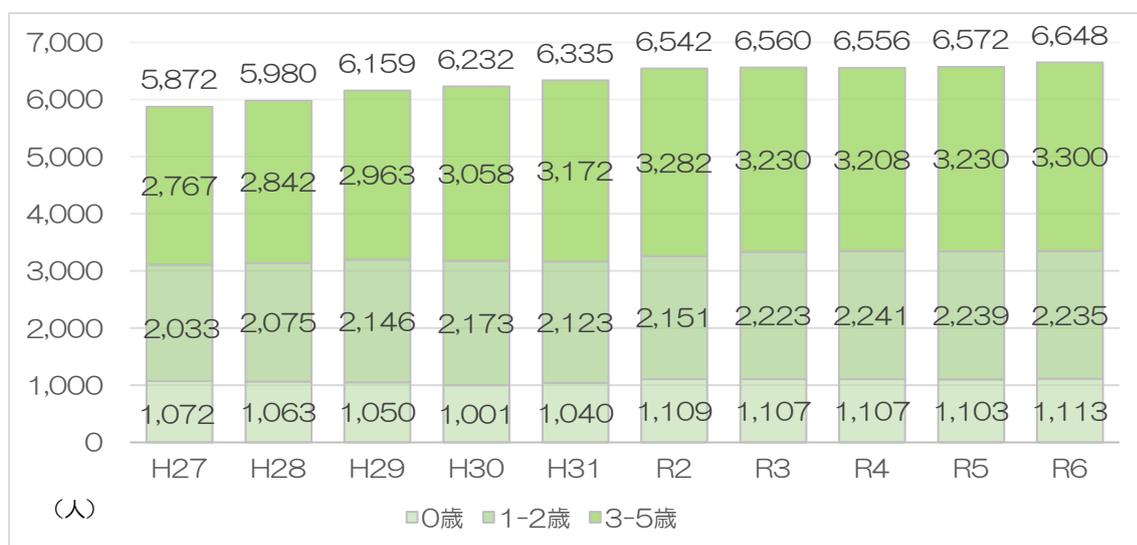
国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成27年から平成31年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、令和元年8月1日現在の人口実績等も踏まえ、コーホート変化率法にて推計しました。児童人口は、計画最終年度の令和6年度まで増加傾向にあるものと見込まれます。

(単位：人)

	実績					推計					伸び率 (H31とR6の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,109	1,107	1,107	1,103	1,113	7.0%
1歳	1,028	1,055	1,102	1,078	1,041	1,106	1,126	1,124	1,124	1,120	7.6%
2歳	1,005	1,020	1,044	1,095	1,082	1,045	1,097	1,117	1,115	1,115	3.0%
3歳	933	989	1,030	1,033	1,121	1,092	1,043	1,095	1,115	1,113	-0.7%
4歳	928	917	993	1,025	1,026	1,107	1,082	1,033	1,085	1,105	7.7%
5歳	906	936	940	1,000	1,025	1,083	1,105	1,080	1,030	1,082	5.6%
6歳	891	933	951	963	1,021	1,051	1,099	1,122	1,096	1,046	2.4%
7歳	877	901	958	959	971	1,064	1,064	1,112	1,136	1,109	14.2%
8歳	842	878	918	956	970	976	1,071	1,071	1,119	1,143	17.8%
9歳	846	842	897	935	961	1,030	987	1,084	1,084	1,132	17.8%
10歳	865	845	848	910	954	978	1,035	992	1,089	1,089	14.2%
11歳	934	880	857	845	922	981	987	1,044	1,001	1,099	19.2%

	実績					推計					伸び率 (H31とR6の比較)
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	1,072	1,063	1,050	1,001	1,040	1,109	1,107	1,107	1,103	1,113	7.0%
1-2歳	2,033	2,075	2,146	2,173	2,123	2,151	2,223	2,241	2,239	2,235	5.3%
3-5歳	2,767	2,842	2,963	3,058	3,172	3,282	3,230	3,208	3,230	3,300	4.0%
小計	5,872	5,980	6,159	6,232	6,335	6,542	6,560	6,556	6,572	6,648	4.9%
6-8歳	2,610	2,712	2,827	2,878	2,962	3,091	3,234	3,305	3,351	3,298	11.3%
9-11歳	2,645	2,567	2,602	2,690	2,837	2,989	3,009	3,120	3,174	3,320	17.0%
合計	11,127	11,259	11,588	11,800	12,134	12,622	12,803	12,981	13,097	13,266	9.3%

■ 0～5歳の実績・推計



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,601人	1,577人	1,566人	1,576人	1,610人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	163人	161人	160人	161人	164人
上記以外	1,438人	1,416人	1,406人	1,416人	1,446人
2 確保の内容	1,601人	1,577人	1,566人	1,576人	1,610人
特定教育・保育施設	144人	144人	183人	183人	183人
確認を受けない幼稚園	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人
市外の幼稚園	437人	413人	363人	373人	407人
過不足（2-1）	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保策推進等についての考え方

小金井市における私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、認定こども園（幼稚園分）の定員数の合計は1,164人となっています。幼稚園は、居住する市区町村以外に所在する園への通園が可能であり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の幼稚園・保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受入れ体制づくりを進め、円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応します。また、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えるとともに、既存の幼稚園に対する認定こども園制度に関する情報提供・周知に努めます。

さらに、幼稚園利用ニーズに対する更なる対応や、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要もあります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,546人	1,521人	1,588人	1,677人	1,793人
2 確保の内容	1,802人	2,027人	2,162人	2,252人	2,342人
特定教育・保育施設	1,679人	1,904人	2,039人	2,129人	2,219人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	123人	123人	123人	123人	123人
過不足（2-1）	256人	506人	574人	575人	549人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	374人	374人	393人	410人	433人
2 確保の内容	355人	385人	403人	415人	433人
特定教育・保育施設	278人	308人	326人	338人	356人
地域型保育事業	32人	32人	32人	32人	32人
認可外保育施設	45人	45人	45人	45人	45人
過不足（2-1）	△19人	11人	10人	5人	0人
保育利用率	32.0%	34.8%	36.4%	37.6%	38.9%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

② 3号認定（1・2歳）

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	1,312人	1,356人	1,428人	1,487人	1,545人
2 確保の内容	1,236人	1,371人	1,455人	1,509人	1,563人
特定教育・保育施設	931人	1,066人	1,150人	1,204人	1,258人
地域型保育事業	95人	95人	95人	95人	95人
認可外保育施設	210人	210人	210人	210人	210人
過不足（2-1）	△76人	15人	27人	22人	18人
保育利用率	57.5%	61.7%	64.9%	67.4%	69.9%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※保育利用率＝子どもの数に占める利用定員（「確保の内容」）数の割合

■確保策推進等についての考え方

待機児童数は、平成30年4月に88人にまで減少しましたが、翌、平成31年4月の待機児童数は111人と再び上昇しました。共働き家庭等の増加に加え、幼児教育・保育の無償化の開始によって、今後も引き続き保育ニーズの増加が見込まれます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からも、待機児童の9割を占める0歳児から2歳児までの児童における定員数が大きく不足し、喫緊の課題となっています。

保育定員の確保数については、今後、さらに利用率が上昇することも十分考慮した計画数を見込みます。

また、確保にあたっては、5歳児までの進級枠を確実に確保するため、認可保育所の新設を軸に確保していくことに加え、0歳児から2歳児までの保育ニーズへの対応にも十分配慮した整備に努めます。

さらに、新規開設に限定することなく、認可保育所の定員拡充や、認定こども園も含めた整備を図り、令和3年度までに必要利用定員総数に対応した定員数を確保します。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

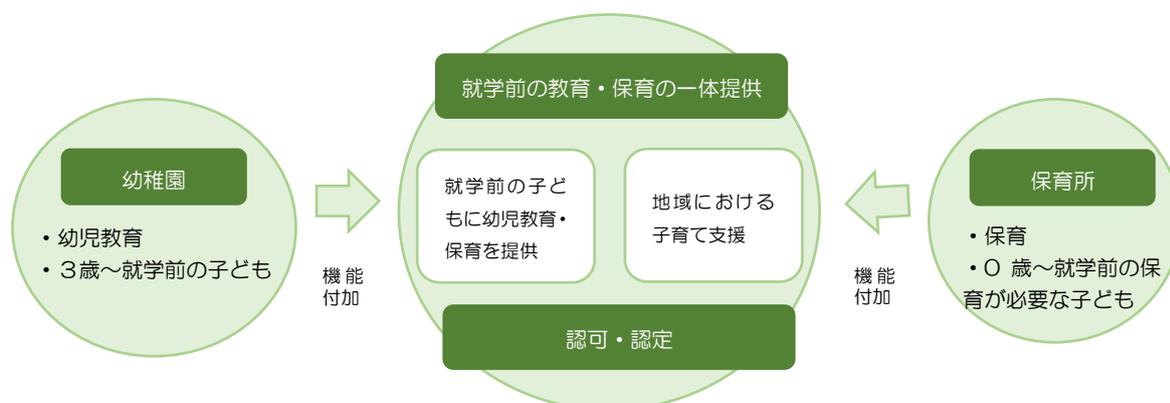
教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入体制づくりを推進します。

■認定こども園について

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

①	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能	保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に実施
②	地域における子育て支援を行う機能	すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを実施



【認定こども園の施設類型】

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

4 教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。また、より一層、質の向上を図るためには、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要であると同時に、幼稚園教諭、保育士の処遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が重要です。

これまで小金井市では、市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状分析及び市が設置する保育所の管理運営等の在り方の検討を行い、今後の保育行政に広く意見を聴くため、「小金井市保育検討協議会」を設置し、市の保育行政を今後より一層充実させるための検討が行われ、平成 27 年 12 月「今後の小金井市の保育行政のあり方に関する意見」として取りまとめられました。

さらに、市民、保護者、そして市議会からも、市としての保育のビジョンの策定や保育の質の維持・向上への対応が求められ、この状況を踏まえ、平成 31 年 3 月に「小金井市保育計画策定委員会」を設置しました。今後、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、(仮称)保育計画の中で(仮称)保育の質のガイドライン(保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組をいう。)を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性が示される予定です。

(1) 保育の質の維持・向上

すべての子どもが健やかに成長できるよう、(仮称)保育計画に基づき、保育士の資質の向上に向けた研修の実施・充実のほか、(仮称)保育の質のガイドラインの活用や第三者評価受審の促進などを行うことで、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めます。

(2) 保育士の確保及び処遇の改善

保育の質の維持・向上や待機児童の解消のためには、保育士の確保が優先課題ですが、保育士の有効求人倍率は、東京都においては特段に高く、保育所における保育士確保が非常に厳しい環境となっています。

市として、国や東京都が実施する保育士等処遇改善施策を最大限、活用を図るほか、東京都社会福祉協議会が行っている様々な保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。また市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます。

(3) 幼保小連携

子どもの成長は、家庭から幼稚園・認定こども園・保育所、小学校へと続いていきます。

子どもの学びや発達が円滑に接続していくよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携が必要です。市では子どもの健やかな成長のために、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮しつつ、幼保小連携を推進していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【基本型】(※)

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【対象児童】 未就学児童

【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象児童】 未就学児童

【母子保健型】

妊婦の健康の保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【対象者】 妊産婦等

確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【基本型】 実施か所数(か所)				1	1
【特定型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(※) 第3節における事業内容等の説明については法令等の規定を基本に記載

■確保策推進等についての考え方

【基本型】

現在、利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っていますが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、(仮称)新福社会館移設に合わせ子ども家庭支援センターに利用者支援専門員を配置し、子育てに関する情報提供や相談に応じます。また、関係機関との連携やひろばの拠点として地域の子育て支援機関と連携し、妊娠期から切れ目なく支援します。

【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

【母子保健型】

妊娠届提出時に配布している母子バック等で面接を周知し、予約制にて保健センター等で面接を実施します。

また、来所して面接することが困難な妊婦には、電話や訪問による相談支援を行います。

妊娠期から、保健師等の専門職が関わることにより、妊婦の健康の保持・増進や育児に関する不安の軽減を図るとともに、母子保健サービスの選定や各種情報提供を行います。また、必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と協力して定期的な支援を行うことで、全ての妊婦を妊娠期から支援することで、安心して出産・子育て期を過ごすことができるよう支援します。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,031	1,168	1,251	1,306	1,361
確保の内容（人）	1,031	1,168	1,251	1,306	1,361

■確保策推進等についての考え方

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の18時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は19時まで、私立保育所は各園により19時から20時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19時以降の延長についても検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業

共働き家庭等の「小1の壁」への対応とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を推進します。

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

当該事業は児童福祉法では小学校に就学している児童を対象として定められていますが、本市は、小金井市学童保育所条例において、小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までを対象とする経過措置を設けており、当該計画期間においては対象児童の学年を据え置いた対応を行います。

[対象児童] 就学児童のうち、小学校1年生～3年生（障がいのある児童は小学校4年生まで）

② 放課後子ども教室事業

放課後の学校施設を利用して、子どもたちが安全に遊べる場所を提供し、多彩なプログラムを実施しています。小学校全学年を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

《放課後児童健全育成事業（学童保育）》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）		1,410	1,505	1,588	1,656	1,689
	1年生	469	439	464	468	461
	2年生	398	425	460	485	489
	3年生	331	428	443	478	504
	4年生	73	70	77	77	80
	5年生	69	73	70	77	77
	6年生	70	70	74	71	78
	【低学年】 量の見込み計	1,198	1,292	1,367	1,431	1,454
【高学年】 量の見込み計	212	213	221	225	235	
平均利用人数 予測（人）※	低学年	1,018	1,098	1,162	1,216	1,236
	高学年	180	181	188	191	200
確保の内容 （人）	低学年	960	1,040	1,120	1,160	1,200
	高学年	0	0	0	0	0

※ 量の見込みに過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合85%を乗じた人数

《放課後子ども教室》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	開催回数 (回)	1,200	1,300	1,400	1,500	1,500

■確保策推進等についての考え方

① 放課後児童健全育成事業

小金井市では、学童保育所を小学校区ごとに設置しています。

現在、多くの学童保育所が定員の超過状態にあり、大規模化への対応が課題となっています。小学校1年生から3年生（障がいのある児童は小学校4年生）までの低学年児童のみを受け入れている現状においても、既に定員超過状態にある一方、計画期間中において低学年の量の見込みは約2割増加する見込みです。

そこで、定員確保については、低学年児童の受け入れを最優先して行うこととし、高学年児童の受け入れについては今後の課題とします。なお、高学年児童の放課後の居場所については、放課後子ども教室事業や児童館事業等を活用する他、子どもの放課後の過ごし方の課題として検討していきます。

今後の学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

また、運営にあたっては、サービスの向上を目的とした開所時間のさらなる延長並びに障がいのある児童の受入学年の拡大等、放課後児童健全育成事業に求められる役割の向上等についても、市民ニーズ等を踏まえ、検討します。

② 放課後子ども教室事業

放課後子どもプラン運営委員会、小学校ごとに教育委員会が委嘱するコーディネーター、放課後子どもプラン協議会及び学習アドバイザー等の地域住民の方々の協力等も得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、学校開校日における月曜日から金曜日までの放課後子ども教室全日開催を目指し、開催回数の充実を図ります。また、特別な配慮を要する児童への対応には、スタッフを増やすなどの必要な措置を行います。

③ 新・放課後子ども総合プランに基づく両事業の連携について

小金井市では、令和元年度までに全小学校区（一体型を6校、連携型を3校）で放課後子どもプラン協議会を設置しています。

協議会では、共通プログラムと学校施設の活用に関すること、及び放課後の子どもの居場所に関する情報共有について協議し、放課後子ども教室共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討します。合わせて、連携型で共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業担当者の連絡、情報交換を密にします。

また、放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。

教育委員会と子ども家庭部の連携のため、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議をします。

(注)

小1の壁：仕事をしている親にとって、子どもが小学校入学後に、安全・安心な放課後等の居場所を確保することが困難となり、仕事をやめたり、働き方を変えざるを得なくなるなどの問題

一体型：放課後子ども教室と学童保育所が同一の小学校内等の活動場所において実施され、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

連携型：放課後子ども教室と学童保育所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

共通プログラム：放課後子ども教室関係者と学童保育所関係者が、内容や日程等共通認識を持ち、学童保育所に通う児童も放課後子ども教室に参加できるプログラム

総合教育会議：市長と教育委員会が市の教育行政の大綱や、教育の重点とする施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行う会議

ちょこっとコラム



子どもと住環境

子ども・子育て会議委員 萬羽 郁子
(東京学芸大学准教授)

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として、具体的な17の目標と169のターゲットが設定されました。この中で、目標の11番目として「持続可能な都市；包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」が掲げられ、安全で使いやすい公共交通機関の整備、地域・まちづくりへの参画、文化遺産および自然遺産の保護・保全、災害に強いまちづくり、廃棄物の管理や大気汚染対策、などのターゲットが示されました。

全ての人びとが安全で住みやすいまちづくりの実現に向けて、私たち大人は子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりをしていかななくてはなりません。日本は乳児死亡率の低さは世界トップクラスである一方で、先進国と比べて幼児の死亡率が高く、不慮の事故も未だに多いのが現状です。近年、子どもの事故については、避けることができないという意味が含まれるアクシデント(incident)から、予防可能な傷害(injury)という言葉の使用が広まってきました。保護者、幼稚園・保育所・認定子ども園など、生産者・設計者、行政、地域で見守る人びとが協力しながら、事故を予防し、子どもの安全を守っていかねばなりません。

また、持続可能なまちづくりの実現には、未来を生きる子どもたちの地域社会への参画は欠かせません。環境教育などの分野ではよく知られている理論に、ロジャー・ハートの参画の梯子があります。子どもの参画のレベルを8段階の梯子になぞらえて説明したもので、1段目から3段目まではあやつり、お飾り、形だけの状態で、大人が準備をした会議に代表の子どもが集まり、会議後も特に成果が扱われないなどは、本質的な参画ではない部類とされています。4段目以降は本質的に参画している状態であり、情報を与えられて役割を命じられる、情報を与えられて意見を求められる、大人が仕掛けて子どもと一緒に決定する、子どもが主導して方向づける、さらには子どもが主体的に取り掛かり大人と一緒に決定する、というステップで梯子を上っていきます。いきなり梯子の上の段を目指しても、子どもたちも判断に困ったり、大人も子どもに任せることには不安があると思います。子どもが徐々に梯子のステップを上り参画していけるように、私たち大人は子どもたちがまちや環境に意識を向けるような仕掛けづくりや、子どもたちの手でまちや環境を変えることができるという実感を持てるような仕組みや関係づくりを進めていければと思います。例えば、冒険遊び場(プレーパーク)では子どもの“好奇心や冒険心”を生かしながら自由に発想し遊ぶことで自主性や社会性が育まれて、自然体験を通じた環境教育の場にもなるでしょう。子どもと一緒にまち歩きをして、バリアフリーマップや地域安全マップ、防災マップなどを作成するなどの活動を通して、“子ども目線”をまちづくりに生かしていくこともできるでしょう。大人も子どもも地域の一員であることを自覚し、共に住み続けられるまちづくりを目指していきたいですね。

参考文献

- ・外務省：JAPAN SDGs Action Platform, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>
- ・日本小児科学会：子どもの事故と対策, https://www.jpeds.or.jp/modules/general/index.php?content_id=23
- ・ロジャー・ハート 原著、木下勇・田中治彦・南博文 監修：子どもの参画-コミュニティづくりと身近な環境ケアの参画のための理論と実際、萌文社、2000

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童・就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	626	628	627	629	636
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

■確保策推進等についての考え方

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,323	1,321	1,321	1,316	1,328
確保の内容（人）	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保策推進等についての考え方

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。
[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	17	17	17	17	17
確保の内容(人)	17	17	17	17	17
実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）					

■確保策推進等についての考え方

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を判断し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
（児童福祉法第6条の3の規定より）

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供等を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童及びその保護者

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

量の見込みと確保の内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/月）		5,995	6,124	6,157	6,146	6,157
確保の内容	確保の内容（人/月）	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
	確保の内容（か所）	5	5	5	5	5
	児童館の子育てひろば事業（人/月）	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
	児童館の子育てひろば事業（か所）	4	4	4	4	4
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（人/月）	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（か所）	1	1	1	1	1

■確保策推進等についての考え方

現在、国の法定事業として、児童館4館での子育てひろばと、子ども家庭支援センターでの親子遊びひろばにより事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

また、法定事業以外の独自の取組として、学童保育所で市の独自事業として実施しているひろば事業や、市内の各認可保育園においても子育て中の親子の交流や育児相談等を実施しています。

今後は、これらの地域子育て支援拠点となる事業を引き続き展開するとともに、市内各所に地域の子育て支援の拠点となるひろばを整備することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できるよう、利便性の向上も図っていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

①幼稚園等における一時預かり

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み合計(人日/年)	48,974	47,213	46,892	47,213	48,236
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	9,325	9,177	9,115	9,177	9,376
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	39,649	38,036	37,777	38,036	38,860
確保の内容(人日/年)	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869

■確保策推進等についての考え方

市内幼稚園等6園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	34,408	34,503	34,482	34,566	34,966
確保の内容（人日/年）	33,170	33,179	33,177	34,085	35,081
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,985
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	3,145	3,154	3,152	3,160	3,196
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	900	900

■確保策推進等についての考え方

現在、認可保育所13園、定期利用保育事業を実施する保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。特に民間の認可保育所においては、新規開設や既存施設の改修にあわせて、待機児童対策の一環として東京都が実施する独自の一時預かり事業（余裕活用型など）も実施しています。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、定期利用型に加え、私的、緊急一時預かりなども実施していますが、限られた提供体制の中、さらなる充実が求められています。

今後も引き続き認可保育所の開設等にあわせて、現状の提供体制の拡充をめざしていきます。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け、引き続き検討します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	3,681	3,692	3,689	3,698	3,741
確保の内容（人日/年）	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
病児保育事業	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保策推進等についての考え方

現在、病児・病後児保育室、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所等に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成30年度114人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。

今後は、定員の合計規模4人程度の事業実施を検討するとともに、運営状況を踏まえつつ、定員又は施設の拡充等を検討します。また、「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性や体制の整備について研究をしていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875
【低学年】量の見込み	1,185	1,193	1,237	1,259	1,317
【高学年】量の見込み	502	506	524	533	558
確保の内容（人日/年）	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875

■確保策推進等についての考え方

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,180	1,178	1,178	1,174	1,184
確保の内容（人）	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
	実施場所：都内契約医療機関 （助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付） 検査項目：計14回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診				

■確保策推進等についての考え方

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

各施設において実費徴収を行うことができることとされている、①食事の提供に関する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

- ① 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の利用世帯を対象に、食事の提供に関する費用のうち副食費について費用を助成する。
- ② 特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入に要する費用を助成する。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の内容	実施	実施	実施	実施	実施

■確保策推進等についての考え方

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■確保策推進等についての考え方

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実は喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。

第4章

子ども・子育て支援施策の取組

第1節 施策の体系

第4章「子ども・子育て支援施策の取組」に掲載する施策の方向性を、3つの基本的な視点と6つの目標に沿って体系的にまとめます。

基本的視点	基本目標		施策の方向性
1 子どもの育ちを 支えます	目標1	子どもの安心・安全を守ります	1-1.子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します 1-2.いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります 1-3.犯罪等から子どもを守る環境をつくります 1-4.普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます
	目標2	子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます	2-1.子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します 2-2.子どもの体験活動を応援します 2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します
2 子育て家庭を 支えます	目標3	子どもを生み育てる家庭を支援します	3-1.経済的負担を軽減します 3-2.母子保健事業を充実します 3-3.子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます 3-4.子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます
	目標4	子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します	4-1.ひとり親家庭を支援します 4-2.特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します 4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します 4-4.家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 次世代に つながる地域の 子育て、子育て 環境を整えます	目標5	地域の子育て環境を整えます	5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります 5-2.子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります 5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します 5-4.地域の緑と環境を守ります
	目標6	地域の子育て環境を整えます	6-1.地域の子育てネットワークを整備します 6-2.誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します 6-3.地域の公共施設の活用を進めます

※ 「口事業の取組内容・目標」（63ページ～）の見方

- 「事業名称（担当課）」に「＜重点事業＞」の記載のある事業を中心に、計画の点検・評価を行います。
- 「計画（年度）」は、「参考指標」の各年度における計画を記載しています（「検討」（実施に向けての検討を行う）、「試行」（実施に向けての試行を行う）、「実施」（実施する）、「継続」（継続して実施する）、「拡充」（拡充して実施する）、「維持」（数値を同程度に維持する）、「漸増」（数値を徐々に増やす）、「漸減」（数値を徐々に減らす）等）。

第2節 子どもの育ちを支えます（基本的視点1）

目標1 子どもの安心・安全を守ります

子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、「第2次明日の小金井教育プラン」に基づき人権教育を実施している市内小中学校とも連携しながら、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、相談体制を充実し、子どもにやさしい地域づくりを子どもとともに進めます。

1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。児童虐待やいじめ、犯罪は、命の危険やその後の心理的な後遺症など様々な権利侵害につながります。悩みやつらい気持ちを抱えながら周囲に相談できずにいる子どもの声を社会全体で受け止める必要があります。子どもの安心・安全を守るため、他機関とも相互連携した迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済窓口を充実します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考える場所を設置する。	子どもオンブズパーソン (仮称)の設置(設置後の実施状況も含む)	検討	検討	準備	実施	継続	➡	
2	虐待対応事業 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。	虐待相談件数(件)	615	維持	➡				
			ケース検討会開催回数(回)	73	漸増	➡				
3	スクールカウンセラーの配置 (指導室)	悩みなどを気軽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。必要に応じ他機関と連携を図る。	相談回数(回)	11,228	維持	➡				
4	スクールソーシャルワーカーの派遣 (指導室)	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	相談件数(件)	86	維持	➡				
			訪問回数(回)	737	維持	➡				
5	教育相談事業 (指導室)	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭や他機関と連携しながら、子どもが抱える様々な問題に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	相談件数(件)	1,390	維持	➡				
6	子ども(子育て総合)相談 (子育て支援課)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	子ども家庭支援センターでの小学生以上の相談延べ件数(件)	1,507	漸増	➡				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
7	思春期相談 (児童青少年課)	思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	東児童館での思春期相談件数(件)	19	維持	→				

1-2. いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります

いじめや虐待による子どもの権利侵害を防ぐためには、未然の防止と早期の対応が有効です。早期に対応することで、権利の侵害を最小限に食い止め、子どもを命の危険から守ることができます。そのためには、問題に遭遇した子どもを早期に発見することが重要ですが、核家族による子育て家庭の密室化やインターネット上でのいじめなど、問題が表面化しづらい実態も増えています。そのような中、児童虐待防止対策の強化を図るための法改正が行われ、権利擁護の観点から親権者等による体罰の禁止(令和2年4月1日施行)が規定されました。東京都も保護者の体罰等禁止を含む「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(平成31年4月1日施行)を制定しました。本市においても体罰などによらない子育ての普及啓発などによる未然防止と、早期発見により子どもの命と心を守ります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	虐待防止啓発事業 (子育て支援課) <重点事業>	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、体罰などによらない子育てなどの相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会での虐待防止マニュアルの活用や構成機関への巡回訪問を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	拡充	→				
			要保護児童対策地域協議会構成機関への巡回訪問回数(機関数)	45	拡充	→				
2	いじめ等の対策システム (指導室)	いじめや虐待、非行など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめ等が起らないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。	学校、家庭、地域が連携したいじめの防止等の活動の実施	実施	継続	→				
			いじめ等の状況についての実態調査の実施	実施	継続	→				
			健全育成推進協議会で子どもの健全育成についての意見交換の実施	実施	継続	→				
	同(地域福祉課)	民生・児童委員による学校訪問事業での訪問学校数(校)	14	維持	→					
	同(子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援	実施	拡充	→					
3	いじめ防止条例の制定 (指導室)	いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応のための対策を総合的に推進するための条例を制定する。	いじめ防止条例の制定	検討	策定	周知	継続	→		

1-3. 犯罪等から子どもを守る環境をつくります

子どもを狙う犯罪は、全国で後を絶ちません。禁止薬物やネットポルノなど、知らないうちに巻き込まれる犯罪もあります。子ども自身の危機回避能力を育成するほか、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で犯罪の起こりづらい環境をつくります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもを犯罪から守る防犯対策 (地域安全課)	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	パトロール実施回数(回)	472	維持	→				
	こがねい安全・安心メール配信件数(件)		37	維持	→					
	不審者対応訓練実施の保育園数(園)		12	漸増	→					
	小学校通学路への防犯カメラの設置台数(台)		43	漸増	→					
	同(保育課)		児童館及び学童保育所において訓練・研修会等を実施	実施	継続	→				
	同(学務課)									
	同(児童青少年課)									
2	子どもを見守る家 (カンガルーのポケット) (地域安全課、指導室)	登下校時の不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家」の設置を促進する。	登録件数(件)	1,157	維持	→				
3	セーフティー教室 (指導室)	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	セーフティー教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教育の実施	実施	継続	→				

1-4. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

虐待や差別(いじめ)の背景の一つとして子どもの権利への意識の低さが指摘されています。子どもの最善の利益を守るためには、周りの大人はもちろん、子ども自身が権利主体であることに気付く必要があります。子どもの権利を広く普及させることで、子どもを児童虐待やいじめ等の人権侵害から守るとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

子どもの権利についての理解を深めることができるよう、周知や理解促進のための活動に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもの権利の広報活動 (児童青少年課) <重点事業>	ホームページやリーフレット等による周知・広報を行う。また新たな方法についても検討する。	周知・広報の実施	実施	継続	→				
2	子どもの権利の職員への啓発活動 (児童青少年課)	手引きや職員研修等による子どもにかかわる職員への啓発・周知を行う。	職員研修の実施	実施	継続	→				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
3	人権教育の推進 (指導室)	各小中学校で人権教育教材 (人権教育プログラム等)を 活用し、各教科・総合的な学 習の時間等すべての教育活 動において人権教育の推進 を図る。各小中学校から人権 教育推進委員を選出し、市で 年3回の研修を行う。	小中学校における人権教 育の実施	実施	継続					
4	子どもの権利の地域 における学習支援 (公民館)	子どもの人権講座や出前講 座など、市民の学習会の支援 を行う。	子どもの人権講座への延 参加者数(人)	150	維持					

目標2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長するために、ゆたかな経験や仲間との交流を通して、自分と相手の個性を相互に尊重することを学ぶ必要があります。行政、家庭、学校、地域が連携しながら、子どもが様々な体験の機会を得たり、社会の一員としての関わりを経験できるよう、取り組みます。

2-1.子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します

著しい社会変化の中、予測困難な未来を生きる子どもたちに必要なのは、能動的に考え、行動できる原動力となる自分への自信です。子どもは自分に関係のあることについて、参加して自由に意見を表すことができる権利があります。社会の中で自分の意見が尊重され存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身につきます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は貴重です。子どもの意見表明の場やボランティア活動を通して、社会参加や意見反映の機会を提供します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	児童館における意見箱の設置 (児童青少年課)	子どもの考え方や意見を 表明できる場を作り、尊 重する。児童館内に意見 箱の設置や児童館事業の 実施。意見表明の場とし て各学校生徒会による意 見交換会を実施する。	意見箱への投書数(通)	208	漸増						
2	じどうかんフェスティバル (児童青少年課)		子どもの意見を反映した「じ どうかんフェスティバル」の 実施	実施	継続						
3	各種計画策定や事業 実施時における子ど もの意見聴取 (各課)		各種計画策定や事業実施時 における子どもの意見聴取実施	検討	実施	拡充					
4	中学校生徒会による 意見交換会 (指導室)		中学校生徒会による意見交換 会の実施	実施	継続						
5	ボランティア活動への 参加 (児童青少年課)		中・高校生ボランティアの 参加を得る。また、ボ ランティア活動に参加し やすい環境を整え、子ど もの参加意欲を高める。	中・高校生ボランティア登録・ 参加者数(人)	747	漸増					
	同(指導室)		ボランティアカードの小学校 5・6年生及び中学生への配 布	実施	継続						

2-2.子どもの体験活動を応援します

子どもはゆたかな体験や、子ども同士の遊びによって成長していきます。将来、子どもたちが自立し、社会の中で自己実現していくためには、子どものころに多種多様な出会いや体験を経験することが大切です。自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で自立に必要な力を身につけられるよう、子どもの体験活動を支えています。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子どもの体験事業 (公民館)	公園や市施設において「子ども体験講座」などを行う。 ※対象学年…講座による	子ども体験講座延べ参加人数(人)	146	維持					
	同(生涯学習課)	※対象学年…小学3年生から中学3年生	清里山荘自然体験教室参加人数(人)	61	維持					
	同(経済課・農業委員会)	※対象学年…小学校による	学童収穫体験事業参加児童数(人)	1,713	維持					
	同(児童青少年課)	※対象学年…小学1年生から小学6年生	わんぱく団活動参加人数(人)	76	維持					
			わんぱく号参加人数(人)	351	維持					
	同(図書館)	※対象学年…小学5年生から中学3年生	小・中学生の1日図書館員・職場体験学習者数(人)	19	維持					
2	各種スポーツ事業 (生涯学習課)	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室、ジュニアサッカーフェスティバル、親子体操教室、水泳教室などの延べ参加者数(人)	458	維持					
			上記以外の新規プログラムの実施	検討	検討					
3	図書館事業 (図書館)	子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。(おはなし会・おたのしみ会・工作会)	おはなし会参加人数(人)	1,493	維持					
			おたのしみ会参加人数(人)	255	維持					
			夏休み工作会参加人数(人)	18	維持					
4	はけの森美術館教育普及活動 (コミュニティ文化課)	はけの森美術館の展覧会の開催にかかる関連企画及び教育普及活動としてのワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。	ワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業等の延べ実施回数(回)	27	維持					

※上記の他に、学校では、教育課程の中で演劇鑑賞や音楽発表会、移動教室など様々な機会を通じた体験活動を推進しています。

2-3.子どもの居場所と交流の場を充実します

核家族や地域社会でのふれあいの機会が減少する中で、子どもや子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

子どもが一人で安心して過ごせたり、ゆるやかな交流の中で気の合う仲間づくりができるよう、子どもの生活圏を踏まえた子どもの居場所と交流の場を充実します。

子どもの居場所と交流の場の充実にあたっては、家庭・地域・教育関係者・行政が協働して進めるための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な子どもの課題や担い手のあり方等について、

関係者により継続的な検討を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	子どもの居場所づくりの推進 (子育て支援課・児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの居場所に関するネットワークづくりを進めるとともに、子どもの居場所のあり方について関係者により継続的検討を行うことにより、子どもの居場所の推進体制を整備する。	子どもの居場所に関するネットワークづくり	—	実施	→			
			関係者による子どもの居場所のあり方の継続的検討	—	実施	→			
		子どもの居場所のあり方の検討を踏まえ、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりを推進する。どの家庭も孤立せず、地域とつながるように、地域全体で家庭を支援する環境を整備する。	子どもの居場所づくりの推進	—	検討	実施	継続	→	
2	児童館事業 (児童青少年課) ＜重点事業＞	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などについて、開館時間の延長も行い実施する。新たな児童館の整備を含めた児童館の在り方を検討する。	来館者数(人)	98,875	漸増	→			
			開館延長時の利用者数(人)	18,096	漸増	→			
3	冒険遊び場事業 (児童青少年課)	自然の中で子どもが自由な発想で自由に遊べる場(プレーパーク)を提供する。	プレーパーク来場者数(人)	19,390	漸増	→			
4	校庭、公園等遊べる場の整備等 (環境政策課)	子どもから高齢者までの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場の確保と環境づくりを行う。	公園内の樹木や植栽の管理	実施	継続	→			
			公園内遊具の点検・修理	実施	継続	→			
	同(生涯学習課)		遊び場開放延べ参加者数(人)	8,776	漸増	→			
	登録団体開放延べ参加者数(人)		55,294	漸増	→				
5	子どもの公共施設の利用 (公民館)	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	子どもの公民館利用の促進	検討	実施	継続	→		
			同(生涯学習課)	総合体育館・栗山公園健康運動センターでの中学生以下の利用者数(人)	53,531	維持	→		
6	子ども食堂推進事業 (子育て支援課)	子ども食堂を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	補助支給団体数(団体)	—	3	漸増	→		
7	中高生の余暇活動支援 (児童青少年課)	中・高生世代の余暇活動を支援し、居場所と交流の場を提供する。	児童館夜間開館事業延べ参加者数(人)	1,016	漸増	→			
			バンド室利用延べ人数(人)	446	漸増	→			
			同(公民館)	若者コーナー延べ参加者数(人)	350	維持	→		

※上記の他に、施策 5-2 において子どもの地域交流の場の事業を掲載しています。

第3節 子育て家庭を支えます（基本的視点2）

目標3 子どもを生き育てる家庭を支援します

3-1.経済的負担を軽減します

子どもの貧困問題に対する社会的関心は高まりつつあります。子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。

子育て家庭の経済的負担軽減のための各種施策を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） (保育課) ＜重点事業＞	私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	18,063	維持	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0	維持	→				
2	施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） (保育課) ＜重点事業＞	一定の基準を満たす認可外保育施設に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	2,984	維持	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0	維持	→				
3	保育所等における副食費の補助 (保育課)	保育所等在籍する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、副食費の補助を実施する。	受給者数（人）	—	実施	→				
			受給資格者における受給者数の割合（％）	100.0						
4	義務教育就学児医療費助成制度の拡充 (子育て支援課) ＜重点事業＞	病気やけがにより、健康保険が適用される医療行為や薬剤提供を市内在住の小中学生が受けた場合に、自己負担すべき額から通院一回あたり200円を控除した額を助成する。	所得制限の段階的廃止の進捗状況	検討	準備	拡充 (小学校4年生～6年生)	準備	拡充 (中学校1年生～3年生)	維持	
5	愛育手当 (子育て支援課)	公的補助のない保育園等類似施設に在籍している満3歳から満5歳まで（申請年度の4月1日現在）の幼児の保護者に手当を支給する。	受給者数（人）	67 ※	維持	→				
6	小金井市奨学資金 (庶務課)	成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。	高校生等受給者数（人）	33	維持	→				
			大学生等受給者数（人）	3	維持	→				
7	就学援助制度 (学務課)	経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いが困難な保護者に対して、教育費の一部を援助する。	小学生等受給者数（人）	374	維持	→				
			中学生等受給者数（人）	207	維持	→				

※令和元年度の幼児教育・保育の無償化に伴う、受給資格についての制度改正前の実績です。

3-2.母子保健事業を充実します

妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない母子保健体制と関係機関コーディネート体制を強化し、安心して生み育てることができる保健環境を整備します。特に、未熟児、多胎児、病気を持つ子どもなどの子育てに困難を感じる保護者に対しては丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図っていきます。あわせて、次世代の子どもの心身の健康を見据えた保健対策に取り組んでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	母子保健健康相談事業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談 (健康課) ＜重点事業＞	育児不安の解消を図るため、保健師等に気軽に相談できる場を確保し、育児支援を行う。	乳幼児健康相談利用者数(人)	914	漸増	→					
			出張健康相談利用者数(人)	1,107	漸増	→					
2	予防接種事業 (健康課)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、法令に基づき定期予防接種等を行う。	四種混合接種率(%)	102.2	漸増	→					
			二種混合接種率(%)	65.7	漸増	→					
			麻しん風しん(第Ⅰ期)接種率(%)	97.8	漸増	→					
			麻しん風しん(第Ⅱ期)接種率(%)	93.5	漸増	→					
			日本脳炎接種率(%)	108.4	漸増	→					
			不活化ポリオ接種率(%)	0.2	漸増	→					
			BCG接種率(%)	100.0	漸増	→					
			ヒブ接種率(%)	102.9	漸増	→					
			小児用肺炎球菌接種率(%)	103.1	漸増	→					
			子宮頸がん接種率(%)	0.4	漸増	→					
			水痘接種率(%)	94.9	漸増	→					
			B型肝炎接種率(%)	103.0	漸増	→					
			ロタ接種率(%)	-	漸増	→					
おたふくかぜ接種率(%)	-	漸増	→								
3	乳幼児健康診査 (健康課)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査(身体計測・医師の診察・相談等)を行う。また、必要に応じて経過観察健診などを行う。	3~4か月児健康診査受診率(%)	95.6	漸増	→					
			6~7か月児健康診査受診率(%)	86.6	漸増	→					
			9~10か月児健康診査受診率(%)	86.8	漸増	→					
			1歳6か月児健康診査受診率(%)	97.3	漸増	→					
			3歳児健康診査受診率(%)	96.3	漸増	→					
4	乳幼児歯科保健指導 (健康課)	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科保健指導、予防処置などを行う。	むし歯予防教室実施者数(人)	189	漸増	→					
			歯科健診診査実施者数(人)	876	漸増	→					
			歯科予防処置実施者数(人)	610	維持	→					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
5	新生児等聴覚検査 (健康課)	新生児期に聴覚検査を行い、早期に聴覚障がいを発見して適切な支援につなげる。	新生児等聴覚受診者数(人)	310	漸増	→					
6	両親学級 (健康課)	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室・乳幼児と保護者を対象とした教室を開催する。	平日コース参加者延べ人数(人)	190	維持	→					
			土曜日コース参加者延べ人数(人)	661	維持	→					
7	栄養個別相談・栄養集団指導 (健康課)	離乳食やアレルギー食、食生活等の子どもの成長に関する食の悩みについて、栄養士との相談の場を提供する。また、食に興味を持ち、つくる楽しさ、食べる楽しさを意識してもらうため、親子でつくれる料理の紹介をする。	栄養個別相談利用者延数(人)	1,029	維持	→					
			栄養集団指導参加者延数(人)	3,037	維持	→					
8	子どもへの食育の推進 (健康課)	子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、地域、学校、子ども関係機関、事業者など、幅広い分野において食育に関する取組を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。	マタニティクッキング参加者数(人)	42	維持	→					
	離乳食教室(2回食及び3回食)参加者数(人)		309	維持	→						
	乳幼児食育メール配信登録者数(人)		763	維持	→						
	こどもクッキング参加者数(人)		63	維持	→						
	栄養講習会(親子クッキング教室)参加者数(人)		20	維持	→						
	同(保育課)		食育計画及び年間行事計画を作成し、食育事業を実施している保育園数(園)	20	漸増	→					
	同(児童青少年課)		食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数(人)	376	維持	→					
			乳幼児食事会参加人数(人)	1,937	維持	→					
			料理教室参加人数(人)	4,119	維持	→					
	同(指導室)	食育年間指導計画を作成し、食育を推進している小中学校数(校)	14	維持	→						
	同(学務課)	地場野菜を献立に取り入れた給食を実施している小中学校数(校)	14	維持	→						
		生徒及び保護者に食育の啓発をしている小中学校数(校)	14	維持	→						
9	小児医療の充実 (健康課)	小児救急医療を確保し、充実を図る。また、休日準夜間診療の体制を維持する。	365日24時間の小児医療救急体制の確保	実施	継続	→					
10	育児に困難を持つ家庭への支援 (健康課)	未熟児、多胎児、病気を持つ子どもと保護者が、情報や手段が得られることで、育児の困難さを軽減できるように、家庭訪問などの継続的な個別相談や親子同士が交流できる場を提供する。	未熟児(病児を含む)、多胎児に対する新生児訪問実数(件)	14	維持	→					
			乳児・幼児に対する保健師訪問実数(件)	54	維持	→					
			個別継続支援実施延べ数(件)	450	維持	→					
11	産後ケア事業 (健康課) ＜重点事業＞	出産直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	産後ケア事業延べ利用者数(人)	—	実施	漸増	→				

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
12	子育て中の保護者グループ相談 (子育て支援課) ＜重点事業＞	育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つける場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や保護者同士の交流を必要とする保護者の継続支援を行う。	育児不安親支援事業延べ参加人数(人)	15	漸増					
			お母さんグループ延べ参加人数(人)	127	漸増					
13	薬物乱用防止の普及啓発 (健康課)	地域の関係機関との連携や支援により、思春期の子どもに対する啓発を行う。	東京都薬物乱用防止小金井推進協議会が行う啓発事業の支援	実施	継続					

3-3.子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。

子育て関連情報の発信のほか、子育てや子育てに関する情報交換・相談ができる場や、子育ての仲間づくりの場の充実により、子育てに関する精神的負担の軽減に努めます。

また、本市における子どもの貧困は、必ずしも見えやすい形ばかりではありません。相談しやすい体制や多層的な居場所づくり、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援などで、見えにくい貧困にも寄り添う体制を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育て情報の提供 (子育て支援課) ＜重点事業＞	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの!」と連携し、子育て情報の提供を行う。	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用した情報提供	実施	継続					
			子育て支援サイト「のびのびーの!」との連携	実施	継続					
2	子育て総合相談 (子育て支援課) ＜重点事業＞	子ども家庭支援センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。関係機関と連携し、他の支援機関や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。	相談件数(件)	3,087	漸増					
3	育児支援ヘルパー事業 (子育て支援課)	産前・産後の妊産婦を介助する方がいない家庭を対象に、ヘルパーを派遣し、母体保護及び子育ての負担軽減を図る。	育児支援ヘルパー派遣件数(件)	34	漸増					
			育児支援ヘルパー派遣時間数(時間)	522.5	漸増					
4	子育て施設の地域支援事業 (保育課)	保育所での電話相談や園庭開放、園行事への参加など地域の子育て支援を行う。また、学童保育所では空き時間を利用して子育てひろば事業を実施する。	相談園数(園)	36	漸増					
			園庭開放実施保育園数(園)	10	維持					
	同(児童青少年課)	子育てひろば事業(学童ひろば)の実施	実施	継続						

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
5	民生委員・児童委員の活動 (地域福祉課)	子どもや妊産婦、ひとりの親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。	子ども関係相談・支援件数(件)	760	維持					
6	子育ての仲間づくり事業 (児童青少年課)	孤立化を防ぎ、仲間づくりを促進するため、親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流を促進する。	幼児グループの実施	実施	継続					
7	子育て講座の開催 (生涯学習課)	妊娠、出産から思春期の家庭教育まで、ライフステージに応じた子育てなどに関する知識の普及や情報提供、保護者同士の交流や仲間づくりなどを行う。	思春期子育て講座の実施	実施	継続					
			家庭教育学級の実施	実施	継続					

3-4.子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます

子育てしやすい職場環境を目指し、求人・就労に関する情報提供や再就職支援に取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 (経済課)	子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関と連携し、パンフレット等を配布する。また、「こがねい仕事ネット」を通じ市内外の求人と就労に関する情報提供をする。	関係機関のパンフレット等の配布	実施	継続					
			「こがねい仕事ネット」を通じての求人と就労に関する情報提供	実施	継続					
2	再就職の支援 (経済課)	関係機関と連携し、就職相談会、面接会、セミナーを実施するとともに、パンフレット等各種労働情報の提供を行う。	就職相談会、面接会、セミナー参加者数(人(延べ))	290	漸増					

目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します

4-1.ひとり親家庭を支援します

子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えているひとり親家庭に対して、相談や生活支援等のきめ細やかな取組みを実施し、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

ひとり親家庭ならではの不安に対しては、3-3において、親子の居場所づくりの観点からも支援します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)				
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 (子育て支援課) <重点事業>	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。	周知や広報等の実施	実施	継続	拡充	→		
			利用世帯数(世帯)	5	漸増	→			
2	ひとり親家庭の相談事業 (子育て支援課)	母子・父子自立支援員を配置し、経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な支援を行う。	相談件数(件)	5,425	維持	→			
3	母子生活支援施設への入所支援 (子育て支援課)	児童(18歳未満)の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。	必要とする世帯が利用できる相談支援体制の維持	実施	継続	→			
4	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母又は父が就職する際に有利な資格の取得を推進するため、給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給件数(件)	3	維持	→			
			母子及び父子家庭高等職業訓練給付金支給件数(件)	3	維持	→			
			ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支給給付金支給件数(件)	0	漸増	→			

4-2. 特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)と家庭を支援します

特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)の保育や教育ニーズに応えるためには、きめ細かな配慮と十分な支援体制が必要となります。

保育所や学童保育所において、受入れ体制の充実に努めます。また、個々の特性を踏まえ、一人ひとりの子どもの発達を支援するために、子どもの障がいや特別ニーズの早期発見・早期対応、児童発達支援センターにおける事業実施、特別支援教育の環境整備などに取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)				
				H30	R2	R3	R4	R5	R6
1	認可保育所での特別支援保育 (保育課) <重点事業>	公立保育所および民間保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童(医療的ケア児を含む)の保育を行う。	公立保育園の障がい児入所人数(人)	13	漸増	→			
			民間保育園の障がい児入所人数(人)	28	漸増	→			
2	学童保育所での障がい児保育 (児童青少年課) <重点事業>	学童保育所全所で障がい児の保育を行う。	希望人数に対する受入者数の割合(%)	100.0	維持	→			
3	障がい児の緊急・一時預かり (保育課) <重点事業> 同(自立生活支援課)	保護者の病気などで障がいのある子どもの一時的な預かりを必要とした場合、保育所や障がい者の施設で一時的に預かりを行う。	保育所での障がい児の緊急・一時預かりの実施	検討	検討	→			
			都型短期入所利用者数(障がい児のみ)(人)	34	維持	→			
			短期入所事業利用者数(人)	23	維持	→			
4	障がいの早期発見(乳幼児健康診査) (健康課)	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援につなげる。	経過観察健康診査延べ人数(人)	67	維持	→			
			発達健康診査延べ人数(人)	19	維持	→			
			心理経過観察健康診査延べ人数(人)	322	維持	→			

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
5	児童育成手当(障害) (子育て支援課)	障がいのある20歳未満の子どものいる保護者等に手当を支給する。	障害手当対象児童数(人)	44	維持						
			障害・育成手当対象児童数(人)	10	維持						
6	小中学校特別支援学級 (指導室)	知的障がいや情緒障がい、難聴・言語障がい等のある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	個々の障がいに応じた指導の実施のため、個別指導計画を作成した割合(%)	100	維持						
7	児童発達支援センター事業 (自立生活支援課)	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センター「きらり」で必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回指導を実施する。	相談支援事業相談件数(件)	207	維持						
			親子通園事業利用者数(人)	36	維持						
			外来訓練事業利用者数(人)	128	維持						
			子育て関係機関への巡回指導の実施	検討	試行		実施	継続			
8	医療的ケア児連絡調整体制整備事業 (自立生活支援課)	医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制を整備する。	連絡調整会議の実施	検討	試行		実施	継続			

4-3.外国籍の子どもと家庭を支援します

外国籍の子どもが、日常生活や学習を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣するとともに、外国籍の家庭に対する支援を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				H30	R2	R3	R4	R5	R6		
1	各国の言語による情報提供 (広報秘書課)	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	「外国人ガイドブック」配布部数(部)	750	維持						
	同(学務課)		編入学等について市ホームページ翻訳機能により外国語で情報提供	実施	継続						
	同(ごみ対策課)		ごみ・リサイクルカレンダーに外国語説明を掲載	実施	継続						
2	外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 (保育課)	外国籍の幼児が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う。	外国籍の幼児の利用支援の実施	実施	継続						
3	日本語指導補助員の派遣業務 (指導室)	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣する。	利用者数(人)	18	維持						
4	外国人相談 (広報秘書課)	市内に住む外国人の相談や情報提供に関し、外国語を話せる相談員を配置する。	相談件数(件)	0	漸増						

4-4.家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

家庭での子育て、子育てが困難な子どもが、適切な環境で育ち自立していけるように、きめ細やかな支援を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	見守りサポート事業 (子育て支援課)	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが在宅での指導が適切と判断される家庭及び児童相談所が一時保護又は施設措置などを行った児童が家庭復帰した後の家庭への適切な支援を行う。	見守りサポート事業の実施	実施	継続	→				
2	里親制度の紹介と周知 (子育て支援課)	保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。	養育家庭体験発表会参加者数(人)	36	漸増	→				

第4節 次世代につながる地域の子育ち、子育て環境を整えます (基本的視点3)

目標5 地域の子育ち環境を整えます

5-1.子どもが安心して学べる環境をつくります

すべての子どもが生きる力を育み、可能性や個性を伸ばせるように、不登校をはじめとした子どもの悩みや問題などに対する支援を行い、すべての子どもが安心して学べる環境を整えます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標		実績	計画(年度)					
					H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	適応指導教室運営事業(もくせい教室)(指導室)	不登校児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うことで心の居場所とし、自分らしさを発見し、社会的に自立していくことを目指す。	入所人数(人)		40	維持					
2	学校図書館活動(指導室)	小中学校図書館に学校図書館補助員を配置し、図書の整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。	貸出数(冊)	小学校	186,023	維持					
	中学校			16,482	維持						
	同(図書館)		学級文庫貸出団体数(団体)	103	維持						
			調べ学習貸出団体数(団体)	1	漸増						
3	国際性を育む教育(指導室)	外国人英語指導員の配置による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。	実施時間数(1学級あたり概算)(時間)	小学校	18	継続					
				中学校	180	継続					
				特別支援学級	6	継続					
4	特別支援教育(指導室)	発達障がいがあり、集団生活に適應しにくい子どもが、在籍校や特別支援学級で適切な指導を受けることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。	特別支援教育研修会実施回数(回)	7	維持						
			特別支援学級推進委員会実施回数(回)	8	維持						
5	子どもの学習支援事業(地域福祉課)	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯において、家庭状況等により支援が必要な子どもに対し、家庭訪問による学習支援を行う。	実施人数(人)		9	漸増					

5-2.子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

子どもたちが生きる力を育てていくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。

そのために、異年齢交流、市民まつり、子ども週間行事などを通じて、地域社会における学習と交流を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	異年齢交流 (保育課)	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の大人と交流できる場を設ける。	職場体験受入園数(園)	16	漸増					
			ボランティア受入園数(園)	15	漸増					
			世代交流イベント実施園数(園)	12	漸増					
	同(児童青少年課)		乳幼児とのふれあい事業での保育ボランティア参加者数(人)	19	維持					
			赤ちゃんとの異世代交流事業延べ参加者数(人)	19	維持					
			おもちゃ病院開設回数(回)	32	維持					
2	子どもが参加できる行事の促進 (児童青少年課)	子ども週間行事や市民まつり等を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、健全な遊びや学びの場を設け、子どもの創意工夫による地域活動を促進する。	子ども週間行事参加者数(人)	2,917	維持					
			市民まつり参加者数(人)	2,882	維持					
	同(各課)		子ども関連行事の後援・共催等(件)	-	維持					
3	各種催し物における、中高生ボランティアの受入 (児童青少年課)	市民まつりや子ども週間行事などで中高生ボランティアの受入を実施する。	子ども週間行事受入者数(人)	177	維持					
			市民まつりボランティア受入者数(人)	42	維持					
4	地域諸団体への活動支援 (児童青少年課)	青少年健全育成地区委員会や子ども会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施団体数(団体)	7	維持					

5-3.子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもにやさしいまち、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組を進めていきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	ユニバーサルデザインのまちづくり (交通対策課)	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	放置自転車の撤去台数(台)	2,376	漸減					
			障がい特性の理解促進研修参加者数(人)	9	漸増					
			路上喫煙マナーアップキャンペーン実施回数(回)	12	維持					
			特定事業計画の進捗状況の確認	実施	継続					
2	子どもにやさしい自然環境の整備 (環境政策課)	国分寺崖線(はげ)のみどりや湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	国分寺崖線(はげ)のみどりや湧水などの自然環境の保全活動	実施	継続					

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
3	幹線道路の整備 (都市計画課)	すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。	市内都市計画道路整備率 (%)	47.7	漸増					
4	子どもが通る道の安全確保 (交通対策課)	子どもが安全に過ごせるよう、学区域にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。	市内小学校の通学路点検	実施	継続					
	同(保育課)	幼稚園、保育所等の散歩コースの点検を行う。	市内幼稚園、保育所等の散歩コース点検	実施	継続					
5	交通安全教育の推進 (交通対策課)	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。	交通ルールの広報の実施	実施	継続					
	自転車交通安全教育の実施		実施	継続						
	同(指導室)		全小中学校で交通安全教育を実施	実施	継続					

5-4.地域の緑と環境を守ります

子どもだけではなく、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるよう、環境意識の向上や3R(Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用)の推進を通じて、緑と環境を次世代に引き継いでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	環境問題の意識向上や環境学習 (環境政策課)	普及啓発事業として環境フォーラムや環境施設見学会等、さまざまな環境イベントを開催する。	環境イベントの実施	実施	継続					
2	発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた啓発事業 (ごみ対策課)	3R推進に向けた広報媒体の作成、ごみ減量啓発キャンペーン及び出張講座などを行う。	ごみ減量キャンペーン実施回数(回)	5	維持					
			小中学校、保育園等への出張講座の実施	実施	継続					

目標6 地域の子育て環境を整えます

6-1.地域の子育てネットワークを整備します

共働き世代の増加、核家族化、都市化などにより、地域社会意識も希薄化し、子どもを取り巻く環境は大きく変貌しました。一方、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりの重要性が見直されています。5-2で子どもも地域の一員として参加する取組を進めるとともに、地域の一員として尊重され、役割を果たすコミュニティを目指し、地域の子育てネットワークづくりに取り組み、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育て支援ネットワーク(子育て支援課) ＜重点事業＞	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、相互援助と情報発信を行う。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会参加団体数(団体)	68	漸増	→				
2	子育てグループへの活動支援(子育て支援課)	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	支援した自主グループ数と参加者数(団体数/人)	2団体 197	維持	→				
3	ボランティアセミナー(生涯学習課)	国分寺市、小平市、小金井市と東京学芸大学が連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。	ボランティアを養成する講座の延べ参加者数(人)	804	維持	→				

6-2.誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

性別に関わらず誰もが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等の意識醸成を図り、働き方や家庭・地域での役割を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	人権尊重、男女平等の啓発、普及(企画政策課)	人権尊重と男女平等の意識づくりの啓発、普及を行い、情報収集や相談およびDV等被害者支援などを行う。	こがねいパレット参加者数(人)	70	維持	→				
			男女共同参画シンポジウム参加者数(人)	70	維持	→				
			女性総合相談の相談者数(人)	136	維持	→				
			再就職支援講座参加者数(人)	28	維持	→				

※上記の他に、第3章及び第4章掲載の多くの事業が関係しています。

6-3.地域の公共施設の活用を進めます

子どもや子育て中の保護者だけでなく、誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していくため、地域の公共施設の活用を推進します。

□事業の取組内容・目標

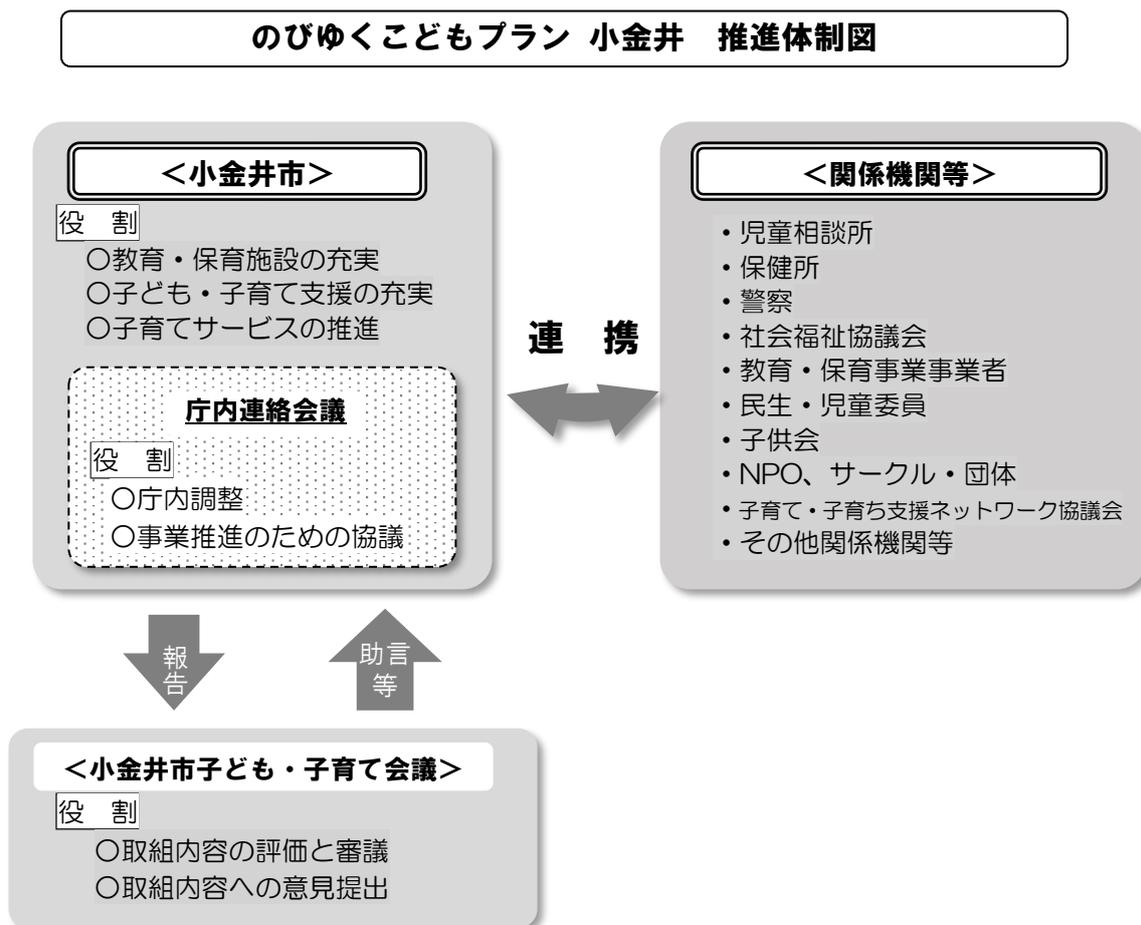
	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				H30	R2	R3	R4	R5	R6	
1	子育てに配慮した公共施設の改善(子育て支援課) ＜重点事業＞	子連れで外出しやすいよう公共施設的环境を整備する。市の施設については、おむつ替え、授乳スペースを設置する等、子育てに配慮する。	赤ちゃん休憩室事業の実施	実施	継続	→				
			移動式赤ちゃん休憩室貸出件数(件)	9	漸増	→				
2	小中学校のスポーツ開放(生涯学習課)	地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として、小中学校の体育施設を開放し、市民の健康増進を図る。	スポーツ開放校利用者数(人)	3,393	維持	→				
			一中クラブハウス利用者数(人)	9,273	維持	→				
			南中テニスコート夜間開放利用者数(人)	152	維持	→				

第5章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

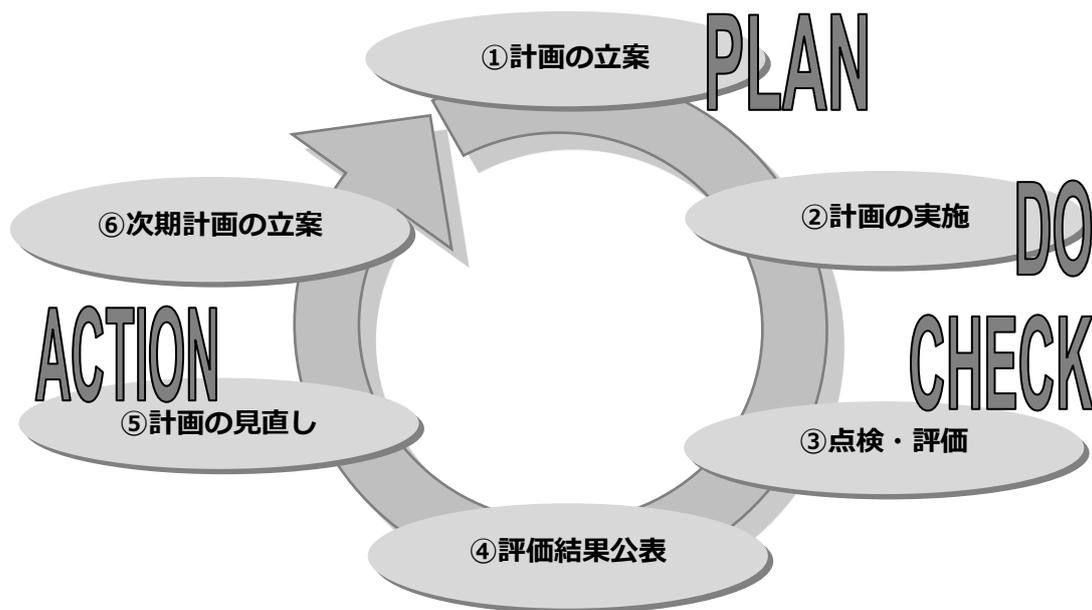
小金井市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等との連携を図りつつ、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 計画の達成状況の点検・評価

PDCA サイクル※に基づき、事業の取組と成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、各事業について毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議において第3章掲載事業及び第4章の重点事業を中心に協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、計画期間終期には、計画全体及び基本目標について、成果指標に基づく点検・評価を行います。



○「のびゆくこどもプラン 小金井」は、子ども・子育て会議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。

○計画期間中においても、計画と実績との乖離が大きいなど計画の見直しの必要がある場合は、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

○計画期間終期には、ニーズ調査結果等を活用し、成果指標に基づく点検・評価を行います。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会を捉えて市民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

※ 計画（P：Plan）－実施（D：Do）－評価（C：Check）－改善（A：Action）の4段階を繰り返すことで、計画の進行管理を適切に行い、事業成果を継続的に改善していく仕組み

3 成果指標

本計画においては、市民に沿った成果を把握するため、計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の達成状況の点検・評価に活用します。

項目	成果指標	現状値	目標値
計画全体	市の子育て環境や支援に満足している人の割合	未就学保護者 29.7% 小学生保護者 34.9% (H30 年度調査)	未就学保護者 50%以上 小学生保護者 50%以上 (R5 年度調査)
	自分のことが好きだと思っ た子どもの割合	—	70%以上 (R5 年度調査)
基本目標 1 子どもの安心・安全を守 ります	いじめなどの不安や悩みを相談 できる人や場所がある子どもの 割合	—	90%以上 (R5 年度調査)
	子どもの権利が守られていると 思う人の割合	—	保護者 65%以上 子ども 65%以上 (R5 年度調査)
基本目標 2 子どものゆたかな体験と仲 間づくりを支えます	子どもが自然、社会、文化など のさまざまな体験をしやすくと 思う人の割合	—	保護者 65%以上 子ども 65%以上 (R5 年度調査)
	ほっとする居場所がある子ども の割合	中高生 78.7% (H30 年度調査)	中高生 90%以上 (R5 年度調査)
基本目標 3 子どもを生み育てる家庭を 支援します	子育て・教育にかかる費用負担 に不安のある人の割合	未就学保護者 25.7% 小学生保護者 30.9% 中高生保護者 43.1% (H30 年度調査)	未就学保護者 20%以下 小学生保護者 25%以下 中高生保護者 40%以下 (R5 年度調査)
	妊娠、出産、子育ての不安や悩 みを相談できる人や場所がある 人の割合	—	保護者 98%以上 (R5 年度調査)
基本目標 4 子育て、子育てに困難を抱 える家庭を支援します	今後の生活に不安のあるひとり 親家庭の割合	—	80%以下 (R5 年度調査)
	特別な配慮が必要な子ども（障 がい児等）と暮らす家庭にとっ て暮らしやすいまちであると思 う割合	—	60%以上 (R5 年度調査)
基本目標 5 地域の子育て環境を整えま す	子どもが安心して学べる環境が 整備されていると思う人の割合	—	保護者 80%以上 子ども 80%以上 (R5 年度調査)
	子どもがのびのびと遊べる環境 が整備されていると思う人の割 合	—	保護者 60%以上 子ども 60%以上 (R5 年度調査)
基本目標 6 地域の子育て環境を整えま す	地域での子育て支援活動が充実 していると思う人の割合	—	保護者 60%以上 (R5 年度調査)
	子連れで外出しやすと思う人 の割合	—	未就学保護者 60%以上 小学生保護者 80%以上 (R5 年度調査)

資料編

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あしがき

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

資料4 のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（案）について（報告）

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

資料7 子育て施設マップ

資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出方法

資料9 小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧及び子どもの貧困対策関係事業一覧

資料10 用語解説

資料1 小金井市子ども・子育て会議条例

平成26年3月24日

条例第9号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 教育又は子ども・子育て支援に関する機関又は組織に属する者 6人以内
- (3) 学識経験者 4人以内

2 前項第1号の委員は、公募によるものとし、当該委員のうちに、子どもの保護者である者が含まれるようにしなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子ども・子育て会議に、専門の事項の調査審議のために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他相当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会

長の決するところによる。

- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 前条及び次条の規定は、部会について準用する。この場合において「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 子ども・子育て会議の会議は、公開する。ただし、公開することが子ども・子育て会議の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の委員)

2 この条例の施行の際、現に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項の規定に基づき小金井市が設置する次世代育成支援対策地域協議会の委員に委嘱されている者は、子ども・子育て会議の委員とみなす。

(委員の任期に関する特例)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会福祉委員	月額	11,000円
--------	----	---------

」を

「

社会福祉委員	月額	11,000円	
子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

資料2 小金井市子ども・子育て会議委員名簿・委員あとかぎ

令和2年3月現在

選任区分	推薦母体等	氏名	任期	備考
学識経験者	東京学芸大学	倉持 清美	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	会長
	東京学芸大学	萬羽 郁子	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	モンゴル マルガド大学	小川 順弘	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	子どもの権利部会委員
	東京都多摩府中保健所	村上 邦仁子	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
教育、子ども・子育て支援機関等	民間保育園長会	長岡 好	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	幼稚園協会	村田 由美	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	市立小中学校長会	浅野 正道	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	民生委員児童委員協議会	古源 美紀	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	子どもの権利部会委員
	学童保育連絡協議会	谷村 保宣	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会	水津 由紀	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	職務代理 子どもの権利部会長
公募委員	市民	村上 洋介	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
		鈴木 隆行	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	子どもの権利部会委員
	児童の保護者	北脇 理恵	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	保育施設利用児童の保護者	石川 健一	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	
	幼稚園利用児童の保護者	鈴木 恭子	令和元年8月28日 ~ 令和3年8月27日	

委員あとかき

○ 倉持 清美 会長

「のびゆくこどもプラン小金井」は、委員の皆様の大変熱心な議論を経て作成されました。傍聴者の方々の多さから、市民の皆さんの関心の高さが伺えました。市職員の方達も、委員の疑問や意見に真摯に向き合ってくださいました。そうしたプロセスを経て策定されましたが、これで終わりではありません。策定する中で見えてきた課題もありました。また、小金井市の状況は、日々刻々と変わっていきます。プランを策定したことに満足せず、進捗状況を評価しつつ、見えてきた課題への取り組み方を考え、小金井市の変化にも対応できるように、今後も市民の皆様とともにプランの成長を見ていきたいと思えます。

○ 水津 由紀 職務代理

新しいのびゆくこどもプランの策定に当たり、今回は小金井市で10年目になる『子どもの権利に関する条例』の推進を踏まえるために『子どもの権利部会』を設置していただくことができたことはとてもよかったと思えます。

部会では、このプランが『子どもの権利』に沿った内容で作られているのか、わかりやすい内容になっているのか、アドバイザーのご意見をいただきながら丁寧に議論を重ねることができました。『子どもの権利』で何よりも大事なものは「命を守ること」。そのために必要なことは何なのか、短い時間の中でも有意義な意見交換がなされました。まだまだ十分とは言えないものの、有効なものになったと自負しております。

『子どもの権利』はすべての基本になるものです。今後もこの基本に立ち返って考えていきたいと思えます。

資料3 「のびゆくこどもプラン 小金井」策定経過

月 日	主な検討事項等
平成30年7月23日	第8回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査
平成30年9月12日	第9回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査
平成30年10月12日	第10回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査
平成30年11月6日	第11回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査 ・家庭的保育事業の定員変更
平成31年1月25日	第12回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査
平成31年3月5日	第13回小金井市子ども・子育て会議 ・「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」の進捗状況の点検・評価 ・次期計画策定に係るニーズ調査 ・「(仮称) のびゆくこどもプラン小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」策定スケジュール（案） ・利用定員の設定
令和元年5月21日	第14回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和元年6月18日	第15回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和元年7月5日	第16回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和元年7月29日	第17回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和元年8月28日	小金井市子ども・子育て会議委員改選
令和元年8月28日	第1回小金井市子ども・子育て会議 ・会長、職務代理の選出 ・子ども・子育て会議所掌事務及び次期計画策定スケジュール ・(仮称) 子どもの権利部会の設置 ・年齢別児童数の推計

月 日	主な検討事項等
令和元年 9月 5日	第1回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・取り扱う内容と今後の進め方の整理 ・その他（今後の日程について）
令和元年 9月 19日	第2回小金井市子ども・子育て会議 ・第1回子どもの権利部会報告 ・次期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容
令和元年 10月 10日	第2回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・成果目標の設定の仕方（基本的視点1） ・施策の方向性ごとの整理（基本的視点1） ・子どもの権利の「重点事業」にあげるべき事業の整理（基本的視点1） ・その他（その他の視点に対する意見等）
令和元年 10月 23日	第3回小金井市子ども・子育て会議 ・第2回子どもの権利部会報告 ・次期計画策定について
令和元年 10月 31日	第3回小金井市子ども・子育て会議子どもの権利部会 ・第1章「課題と方向性」の文言整理 ・総括
令和元年 11月 25日	第4回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について（第3章） ・子どもの権利部会報告 ・次期計画策定について（第4・5・1・2章）
令和元年 12月 10日	第5回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について
令和元年 12月 16日	第6回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について ・家庭的保育事業の認可
令和2年 1月 15日 ～2月 14日	次期計画素案パブリックコメント実施
令和2年 3月 2日（※） ※予定していたが中止	第7回小金井市子ども・子育て会議 ・次期計画策定について ・利用定員の設定 ・その他
令和2年 3月 5日 ～3月 15日	小金井市子ども・子育て会議委員による次期計画案の最終確認
令和2年 3月 24日	小金井市子ども・子育て会議「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（案）について（報告）」（※資料4参照）

資料4 のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（案）について（報告）

（写）

令和2年3月24日

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市子ども・子育て会議
会長 倉持 清美

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）（案）について（報告）

本会議は、のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の次期計画について、鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 審議結果

のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）の次期計画（案）は別紙のとおりである。

（※別紙の添付省略）

2 特記事項

次期計画（案）に関連し、以下の意見を特記する。

(1) 子どもの居場所の継続的検討

子どもの居場所については、対象者に関して、低学年児童のみならず、乳幼児、高学年児童、中高生世代に加え、特別な配慮が必要な子ども、不登校児といった多様な子どもがいることに留意する必要がある。また、居場所に対するニーズについても、遊び、習い事、学習（自習含む）、食事、交流、養育支援のほか、ただ静かに過ごせる居場所が欲しいなど、多様なニーズがあることを踏まえる必要がある。その他、居場所の担い手、ハードのあり方など多くの検討事項がある。

次期計画（案）にも記載のとおり、このような検討事項の検討を今後市で行うこととなった。検討に際しては、子どもや子どもの居場所に係る関係者も交え、継続的に検討できる体制を整備していただきたい。検討体制については様々な形態が考えられるところであるが、その一案として、子ども・子育て会議に子どもの居場所に係る部会を設置し、当該テーマについて集中的かつ継続的に審議することも検討していただきたい。

(2) 学童保育

学童保育については、既に定員超過状態にあるが、計画期間中において利用者数の一層の増加が見込まれる。児童の安全性及び保育の質の確保に十分留意しつつ、学童保育所の整備を進め、全入を維持していただきたい。

(3) 子どもオンブズパーソン（仮称）の設置

子どもオンブズパーソン（仮称）の設置について、次期計画（案）では「令和2年度検討、令和3年度準備、令和4年度実施」と記載され、現行計画で「実施を含め検討」とされていたことと比べると、一定前進が見られたところである。

子どもオンブズパーソンについては、子どもが相談しやすい仕組みづくり、実効性を持たせるための条例化等、さまざまな検討課題があるが、子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒になって考える場所となるよう、関係者も交え、丁寧に検討していただきたい。

(4) 特別な配慮が必要な子どもの保育

認可保育所での特別支援保育について、次期計画（案）では、「公立保育所および民間保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童（医療的ケア児を含む）の保育を行う。」とされたところであるが、将来的には、保育の必要性

を有し特別な配慮が必要なすべての子どもが保育を受けられるよう、受入れ体制の充実を図っていただきたい。

(5) 子どもの権利の推進

次期計画（案）では、子どもの権利の一層の推進を図るため、子どもの権利に関する条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画を新たに包含することとし、子どもの権利部会を設置し審議を行った。内容面においても、現行計画の基本理念を継承し、「子どもの幸福と権利保障を第一」と位置付けており、子どもの権利の保障を基本として子育て、子育て支援施策を推進していくこととした。

子どもの権利に関する推進計画の策定形式については、のびゆくこどもプラン 小金井に包含させる方法以外にも、別個の個別計画として策定することも考えられるところである。次々期計画策定の際には、子どもの権利を一層推進するために、いずれの策定形式とするか検討していただきたい。

資料5 子どもの権利部会審議内容の報告について

(写)

令和元年11月25日

小金井市子ども・子育て会議
会長 倉持清美様

小金井市子どもの権利部会
部会長 水津由紀

子どもの権利部会審議内容の報告について

本部会は、「のびゆくこどもプラン 小金井」の次期計画が子どもの権利に関する視点に立った内容となっているかを集中的に審議するため設置され、計画案につきまして鋭意審議を重ねてまいりました。

審議の結果を、別添のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 部会の役割

次期計画における事項の第1章の「子どもの権利の尊重の課題と方向性」及び第4章の基本的視点1の評価指標の妥当性、目標等のチェックなどを中心に検討する。

2 審議内容・結果

子ども・子育て支援施策の取組について、子どもの権利に特に関係の深い基本的視点1の「子どもの育ちを支えます」について、集中的に審議を行った。

3回に亘る部会の結論として、審議に当たってのポイントや変更点を下記の通り申し添えるとともに、別紙のとおり計画の改正案を提出する。

今後の子ども・子育て会議の審議の参考としていただきたい。

(1) 施策の体系

- 子どもの権利に関する推進計画の包含が明記されたことに伴い、改めて「子どもの権利及び子どもの最善の利益とは何なのか」、再定義を行った。
- 最も重要と考えるべき権利は「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」であるとした。
- 基本的視点1について、基本目標や施策の方向性を「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」が重点的に守られるように変更した。

(2) 成果指標及び評価指標

- 成果指標については、数値的な行政的評価指標がなじまないものも多いため、事業の成果目標を各施策の方向性ごとに設定するのではなく、目指すべき姿やどう推進していくのか、文章で方向性を説明することとした。
- 計画全体や基本目標に対して、計画最終年度時点で市民がどう実感できたかを計画の成果指標として設定し、第5章「計画の推進体制」へ成果指標を一覧で掲載することとした。
- 個別事業の成果は、回数が増減などで単純に評価することなどが困難なものも多くある。そのため、毎年評価する上での参考数値として必要な数値を提供することとした。これに伴い、「評価指標」の文言も「参考指標」へと変更した。

(3) 目標1 子どもの安心・安全を守ります

- 目標1については「子どもの最善の利益を支えます」を、子どもの権利に関する条例の推進計画の包含の整理から、「最善の利益の保障」は計画全体に

かかるべき目標であるため、「子どもの安心・安全を守ります」と変更した。

- 当初3つの施策の方向性だったものを、目標に合わせ最も保障すべき「命の安全・安心」をキーワードに、①命と心を守る相談救済窓口の充実、②直接的暴力からの保護、③犯罪抑制、④子どもの権利の普及の4つの施策の方向性で、「子どもの命と心を守るための施策を推進していく計画」とし、事業の整理も行った。
- 施策の方向性についても、市民がわかりやすい表現を心掛けた。

ア 1—1 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

「問題の早期発見と早期対応の重要性」や、「他機関との連携」、「相談することがリスクとならない安心して話せる相談体制が必要である」との意見が出され、施策の方向性の説明文や事業の内容に反映させた。

イ 1—2 いじめ・虐待等の防止と早期発見を図ります

当初「不登校の対応について」も記載があったが、不登校については普通教育機会確保法の制定という国の動向もあり、自発的な不登校に対する支援が関係するため、5—1（学べる環境）へ移行させることとし、「いじめ」や「虐待」、「体罰」等の未然の防止と早期発見という視点で事業の内容を整理した。

ウ 1—3 犯罪等から子どもを守る環境をつくります

「子ども自身の危機回避能力の育成」や、「地域全体での見守り活動などの犯罪抑制による命を守る事業」を整理した。

エ 1—4 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

普及啓発はあくまで手段であり、周りの大人も子ども自身も子どもの権利を知ること、「子どもの権利がいかされる社会を目指す」という視点で、事業を整理した。

新規事業として、「子どもに関わる職員への啓発活動」を掲載した。

(4) 目標2 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます

- 目標2の最大の目的としては、「思春期以降の自己肯定感や能動的活動意欲の低下を防ぐための自他の尊重に関わる体験・経験」という部分へのアプローチと定義し、生涯にわたる能動的活動意欲を支える幼少期から学童期での経験をキーワードに整理を行った。
- 施策の方向性については、2—1を「意見表明」から「社会参加」へと変

更し、事業の組み換えを行った。

- 「学校教育やその他の計画で行われている子ども施策の部分についても、当該計画では評価の対象とはしないものの、記載があった方がわかりやすい」という意見があり、注釈などの形で表記することとした。
- 事業の整理については、「各施策の方向性にまたがる事業も多い」との指摘があったが、「再掲」の形はとらず、より関わりの深い方向性の方に掲載することとした。

ア 2-1 子どもの意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します
子供の意見が反映される事業の視点で整理し、「計画策定時の子ども会議」や「公園に設置する遊具の投票」などの実施について、新規掲載した。但し、毎年行うものではないことから、全庁的な取組とした。

イ 2-2 子どもの体験活動を応援します
体験には「野外体験や宿泊事業などの動的活動」の他、「読書や文化芸術体験などの静的活動も含まれる」ことを確認し、事業の整理を行った。

ウ 2-3 子どもの居場所と交流の場を充実します
「居場所とは場所のみを表現しているのではなく、心が安らげる場所でもあり、必ずしも積極的に交流を求めに行くだけではない」という意見が出され、交流の意味合いには、「ゆるやかにつながり、安心して過ごせる場」という視点で整理を行うとともに、協働による新たな仕組みづくりについて明記した。
また、前計画に掲載していた「土曜日における受入れ事業」については、週休2日制が定着したため削除した。

(5) 目標3以降について

- 目標3以降については今回の部会の検討範囲ではなかったものの、施策の方向性の整理を基本的視点1に揃えて行った。
- また、以下の点も整理した。

ア 目標4 子育て、子育てに困難を抱える家庭を支援します
目標4での「母子」や「ひとり親」など、類似語が乱立している点につ

いては、法令上の固有事業名等の場合は変更できないとのことから、整理できる部分のみ、表現を統一した。

イ 目標5 地域の子育ち環境を整えます

5-1 事業1「適応指導教室運営事業（もくせい教室）」について、上記目標1の整理に伴い、学校への復学を目指す事業内容から、個人に合わせた支援を行う心の居場所としての事業内容へ変更した。

不登校への対策については、5日以上欠席の場合に個人指導カルテを学校が作成し、指導室や教育相談所等と連携しながら子どもの意思を尊重した支援を行っていることを確認した。

5-2については、市の主催事業だけではなく、市民が行っている子ども施策についても促進していることがわかるよう、「子ども関連行事への後援・共催等」を参考指標に追加することとした。

(6) 子どもオンブズパーソンについて

子どもオンブズパーソンについては、子どもの権利の推進から重要な役割を果たすべきものと考えられる。しかしながら、子どもが実際にアクセスすることができ、かつ、その実効性を担保するために、設置にあたっては、関係例規の整備と併せ、子どもが安心して相談できる環境を必要とするので、十分な検討の上に進めるべきものとする。

また、既存機関等の活用も含め、「連携体制の検討も必要」との意見が出された。

3 課題と意見

- 毎年の点検・評価の際には、単なる数値の増減だけではなく、次年度に向けての課題・展望などの視点で評価シートを整理してもらい、審議に当たる形としたい。
- 子ども権利の普及や救済には市長部局だけではなく、教育委員会との連携が必要である。
- 子ども意見は表明だけではなく、それが尊重される参画の視点が必要であり、今後は積極的に意見表明しない子どもの参画と意思の尊重についても考慮する視点も大切にすべきである。
- 子ども居場所については、子どもが自分を肯定できる居場所が必要であり、また、子育て家庭にとってその支援となる居場所も望まれる。それぞれ個

別の事業としてではなく、多様な居場所を必要な人が選べ、繋がれるという点も重要である。そのためには地域にどのような居場所があるのか情報が集約され、それが提供されるべきである。

また、居場所のあり方、居場所づくりの推進方法について、集約された情報を活用し、今後、子ども・子育て会議の部会を活用するなどの手法も含め、丁寧に検討していくべき課題と考えられる。

別添：第1章及び第4章の修正案

(※別添の添付省略)

資料6 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子ども権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りがくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。

子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなとのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
- (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
- (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生き

ていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に
応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかれ、適切な医療が受けられること。
- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけ

たとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けられます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障 (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けられます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。





No	施設名など	電話番号
1	くりのみ保育園	042-383-1180
2	わかたけ保育園	042-383-1181
3	小金井保育園	042-381-2237
4	さくら保育園	042-383-1182
5	けやき保育園	0422-60-0770
6	光明第二保育園	042-381-8706
7	ひなぎく保育園	0422-55-4417
8	愛の園保育園	042-325-1045
9	しんあい保育園	042-381-2263
10	貫井保育園	042-381-3575
11	こむぎ保育園	042-381-1589
12	ひまわり保育園	042-383-2788
13	アスクむさし小金井保育園	042-386-8505
14	駅前コスモ保育園	042-383-7755
15	小金井北プチ・クレイシュ	042-382-0130
16	ういず武蔵小金井保育園	042-316-4912
17	第二コスモ保育園	042-316-6464
18	グローバルキッズ武蔵小金井園	042-387-8022
19	キッズガーデン東小金井駅前	042-316-6857
20	第六コスモ保育園	042-383-3838
21	まなびの森保育園武蔵小金井	042-571-4536
22	キッズガーデン武蔵小金井	042-401-2526
23	ドリームキッズ小金井保育園	042-230-5130
24	武蔵小金井雲母保育園	042-380-5031
25	東京工学院きしゃぼぼ保育園	042-387-4819
26	第十コスモ保育園	042-383-3023
27	キッズガーデン小金井桜町	03-6432-9810(本部)
28	しんあいのぞみ保育園	042-381-2263
29	小金井公園ハイジ保育園	042-381-5854(事務局)
30	こどものへや保育室	042-381-3000
31	また明日保育園	042-386-8280
32	第四コスモ保育園	042-381-6464
33	みらいえ保育園武蔵小金井駅前	0422-27-6726
34	ひがし保育園	042-386-3204
35	みらいえ保育園武蔵小金井南	本部0422-27-6726
36	Ark ゆめの保育園	042-316-3160
37	家庭的保育室おひさまルーム	042-316-3209
38	家庭的保育室オテテ	070-5081-1623
39	小金井けやきの森認定こども園	042-401-1638
40	小金井プチ・クレイシュ	042-382-7007
41	にじいろ保育園武蔵小金井	042-316-1081
42	回帰船保育所	042-384-1839
43	東京学芸大 学芸の森保育園	042-324-6629
44	ココファン・ナーサリー東小金井	042-386-5087
45	こどもの家保育園	042-381-7914
46	どろんこ保育所	042-385-1642
47	小金井教会幼稚園	042-381-1726
48	朋愛幼稚園	042-381-4800
49	みぞら幼稚園	0422-31-7581
50	こどものくに幼稚園	042-381-1701
51	せいしん幼稚園	042-384-5315
52	ぬくい南幼稚園	042-383-5207
53	東京学芸大学附属幼稚園	042-329-7812

資料8 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の内容の算出方法

1 教育・保育施設

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	第2期計画数				
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1	1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,649	1,601	1,577	1,566	1,576	1,610
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	154	163	161	160	161	164
		上記以外	1,495	1,438	1,416	1,406	1,416	1,446
		2 確保の内容	1,649	1,601	1,577	1,566	1,576	1,610
		特定教育・保育施設	144	144	144	183	183	183
		確認を受けない幼稚園	870	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
		市外の幼稚園	635	437	413	363	373	407
過不足（2-1）		0	0	0	0	0	0	

- 「量の見込み」（必要利用定員総数）算出方法
 - ・ 幼児期の学校教育の利用希望が強い
「家庭類型別児童数（3～5歳、2号認定ニーズ）」×「利用意向率」（＝推計児童数（3～5歳）の5.0%）
 - ・ 上記以外
「家庭類型別児童数（3～5歳、1号認定ニーズ）」×「利用意向率」（＝推計児童数（3～5歳）の43.8%）
- 「確保の内容」算出方法
 - ・ 特定教育・保育施設 … こどものくに幼稚園（105人）、認定こども園（39人）
 - ・ 確認を受けない幼稚園 … こどものくに幼稚園を除く私立幼稚園（1,020人）

番号	区分	量の見込みと確保の内容	実績数	第2期計画数				
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
2	2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）	1 必要利用定員総数	1,379	1,546	1,521	1,588	1,676	1,792
		2 確保の内容	1,694	1,802	2,027	2,162	2,252	2,342
		特定教育・保育施設	1,571	1,679	1,904	2,039	2,129	2,219
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	123	123	123	123	123	123
		過不足（2-1）	315	256	506	574	575	549

- 「量の見込み」（必要利用定員総数）算出方法
 - ① R2・3年度＝ 「家庭類型別児童数（3～5歳、2号認定ニーズ）」×「利用意向率」（＝推計児童数（3～5歳）の47.1%）
 - ② R4～6年度＝ 「児童人口に対する必要利用定員総数（実績）割合の過去4年間（H27→31）の伸び率平均」（2.4%）を加える。
- 「確保の内容」算出方法
 - ・ 特定教育・保育施設…H31年4月の「確保の内容」数（1,571人）をベースに認可保育所の新設分を加える。
なお、今後の進級枠を確保することを見込むため、「確保の内容>必要利用定員総数」となる。

新規開設見込み（2号認定）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認可保育園	3園（108人）	5園（225人）	2園（90人）	2園（90人）	2園（90人）
認定こども園	—	—	1園（45人）	—	—

番号	区分	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
			実績	第2期計画				
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3	3号認定(満3歳未満、保育所を利用希望) ① 3号認定(0歳)	1 必要利用定員総数	303	374	374	393	410	433
		2 確保の内容	338	355	385	403	415	433
		特定教育・保育施設	261	278	308	326	338	356
		地域型保育事業	32	32	32	32	32	32
		認可外保育施設	45	45	45	45	45	45
		過不足(2-1)	35	△19	11	10	5	0
		保育利用率	32.5%	32.0%	34.8%	36.4%	37.6%	38.9%

○ 「量の見込み」(必要利用定員総数)算出方法

① R2・3年度= 「家庭類型別児童数(0歳、3号認定ニーズ)」×「利用意向率」(=推計児童数(0歳)の33.7%)

② R4～6年度= 「児童人口に対する必要利用定員総数(実績)割合の過去4年間(H27→31)の伸び率平均」(1.7%)を加える。

○ 「確保の内容」算出方法

・特定教育・保育施設…H31年4月の「確保の内容」数(261人)をベースに認可保育所の新設分を加える。

新規開設見込み(3号認定0歳)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認可保育園	3園(17人)	5園(30人)	2園(12人)	2園(12人)	2園(18人)
認定こども園	—	—	1園(6人)	—	—

番号	区分	量の見込みと確保の内容	第2期計画数					
			実績	第2期計画数				
			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4	3号認定(満3歳未満、保育所を利用希望) ② 3号認定(1・2歳)	1 必要利用定員総数	1,115	1,312	1,356	1,428	1,487	1,544
		2 確保の内容	1,178	1,236	1,371	1,455	1,509	1,563
		特定教育・保育施設	873	931	1,066	1,150	1,204	1,258
		地域型保育事業	95	95	95	95	95	95
		認可外保育施設	210	210	210	210	210	210
		過不足(2-1)	63	△76	15	27	22	18
		保育利用率	55.5%	57.5%	61.7%	64.9%	67.4%	69.9%

○ 「量の見込み」(必要利用定員総数)算出方法

① R2・3年度= 「家庭類型別児童数(1・2歳、3号認定ニーズ)」×「利用意向率」(=推計児童数(1・2歳)の61.0%)

② R4～6年度= 「児童人口に対する必要利用定員総数(実績)割合の過去4年間(H27→31)の伸び率平均」(2.7%)を加える。

○ 「確保の内容」算出方法

・特定教育・保育施設…H31年4月の「確保の内容」数(873人)をベースに認可保育所の新設分を加える。

新規開設見込み(3号認定1・2歳)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
認可保育園	3園(58人)	5園(135人)	2園(54人)	2園(54人)	2園(54人)
認定こども園	—	—	1園(30人)	—	—

2 地域子ども・子育て支援事業（一部のみ）

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績					
					第2期計画					
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
2	延長保育事業（時間外保育）	未就学児童	保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業	量の見込み（人）	862	1,031	1,168	1,251	1,306	1,361
				確保の内容（人）						

○ 「量の見込み」算出方法

「認可保育所在園児の見込数（＝確保の内容（計画数）特定教育・保育施設＋地域型保育事業）」×「延長保育利用率（5年平均、38.1%）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績										
					第2期計画										
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度					
3	放課後児童健全育成事業（学童保育）	就学児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業	量の見込み（人）	810	1,410	1,505	1,588	1,656	1,689					
				【低学年】											
				1年生							1,198	1,292	1,367	1,431	1,454
				2年生							469	439	464	468	461
				3年生							398	425	460	485	489
				【高学年】											
				4年生							331	428	443	478	504
				5年生							212	213	221	225	235
				6年生							73	70	77	77	80
				確保の内容（人）							960	1,040	1,120	1,160	1,200
平均利用人数予測（人） ※ 量の見込み計に過去4年の利用希望日数より算出した毎日利用する児童の割合85%を乗じた人数	1,018	1,098	1,162	1,216	1,236										
	180	181	188	191	200										

○ 「量の見込み」算出方法

放課後児童健全育成事業（学童保育）

【低学年】（6～8歳） 「推計児童数（6～8歳）」×「利用登録数比率（R2年度：入所承認実績数、R6年度：44.1%、各年度間は1.37%ずつ増加）」

【高学年】（9～11歳） 「家庭類型別児童数（9～11歳）」×「利用意向率」（＝推計児童数（9～11歳）の7.1%）」

○ 「確保の内容」算出方法

放課後児童健全育成事業（学童保育）

R2年度…960人、R3年度…+80人、R4年度…+80人、R5年度…+40人、R6年度…+40人

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績					
					第2期計画					
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3	放課後子ども教室	就学児童	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りを目的に市立小学校の校庭・教室等で放課後子ども教室を開催	確保の内容（回）	879	1,200	1,300	1,400	1,500	1,500

○ 「確保の内容」算出方法

R2年度は3小学校で週5日開催を見込んだ回数。R5年度までに全小学校週5日開催を見込む。各年度間は100回ずつ増加

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
					実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	未就学児童	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業	量の見込み（人）	/	626	628	627	629	636
				確保の内容（人）	730	730	730	730	730	730

- 「量の見込み」算出方法
「家庭類型別児童数（0～5歳）」×「利用意向率」×「利用希望日数」（＝推計児童数（0～5歳）×9.6%）
- 「確保の内容」算出方法
「定員数（2人）」×「年間開所日数（365日）」

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
					実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（対象年齢） 0歳	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	量の見込み（人）	/	1,323	1,321	1,321	1,316	1,328
				確保の内容（人）	1,170	1,328	1,328	1,328	1,328	1,328

- 「量の見込み」算出方法
「推計児童数（0歳）」×「事業実績比率（過去5年間最大値、119.3%）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
					実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
6	養育支援訪問事業	要支援児童、特定妊婦、要保護児童	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」	量の見込み（人）	/	17	17	17	17	17
				確保の内容（人）	15	17	17	17	17	17

- 「量の見込み」算出方法
「派遣人数（過去5年間最大値、17人）」
- 「確保の内容」算出方法
「量の見込み」の最大値と同数

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
					実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7	地域子育て支援拠点事業	未就学児童	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業	量の見込み(人/月)		5,995	6,124	6,157	6,146	6,157
				確保の内容(人/月)	3,879	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950
				確保の内容(か所)	5	5	5	5	5	5
				児童館の子育てひろば事業(人/月)	1,859	1,892	1,892	1,892	1,892	1,892
				児童館の子育てひろば事業(か所)	4	4	4	4	4	4
				子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業(人/月)	2,020	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058
				子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業(か所)	1	1	1	1	1	1

- 「量の見込み」算出方法
「家庭類型別児童数(0～2歳)」×「利用意向率」×「利用希望日数」(=推計児童数(0～2歳)×183.9%)
- 「確保の内容」算出方法
【児童館の子育てひろば事業】 利用人数の過去5年間の最大値
【子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業】 利用人数の過去5年間の最大値

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	第2期計画					
					実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
8	一時預かり事業	①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業	①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)						
				量の見込み合計(人日/年)		48,974	47,213	46,892	47,213	48,236
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)		9,325	9,177	9,115	9,177	9,376
				幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)		39,649	38,036	37,777	38,036	38,860
				確保の内容(人日/年)	15,525	17,869	17,869	17,869	17,869	17,869
				②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)						
				量の見込み合計(人日/年)		34,408	34,503	34,482	34,566	34,966
				確保の内容(人日/年)	32,230	33,170	33,179	33,177	34,085	34,121
				(在園児対象型以外) 保育園の一時預かり	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
				子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	2,642	3,145	3,154	3,152	3,160	3,196
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	900	900				

- 「量の見込み」算出方法
 - ①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)
「家庭類型別児童数(3～5歳)」×「利用意向率」×「利用希望日数」
 - ・幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み) … (=推計児童数(3～5歳)×284.1%)
 - ・幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み) … (=推計児童数(3～5歳)×1,177.6%)
 - ②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)
「家庭類型別児童数(0～5歳)」×「利用意向率」×「利用希望日数」(=推計児童数(0～5歳)×526.0%)
- 「確保の内容」算出方法
 - ①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)
平成30年度実績のとおり
 - ②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)
 - ・(在園児対象型以外) 保育園の一時預かり …平成30年度実績のとおり
 - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) … 番号10「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む。)」
 - ・子育て短期支援事業(トワイライトステイ) … R5年度以降 900人(=定員3名×週6日×50週)

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
9	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	未就学児童	児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業	量の見込み（人日/年）	/	3,681	3,692	3,689	3,698	3,741
				確保の内容（人日/年）	1,516	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
				病児保育事業	1,516	2,496	3,476	3,476	3,476	3,741
				子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0	0

○ 「量の見込み」算出方法

「家庭類型別児童数（0～5歳）」×「利用意向率」×「利用希望日数」（＝推計児童数（0～5歳）×56.3%）

○ 「確保の内容」算出方法

- ① しんあい保育園で実施されている体調不良時対応型：定員2名（1日）×294日（開所日数）＝588人日/年
- ② くるみ保育室で実施されている病後児保育：定員4名（1日）×232日（開所日数）＝928人日/年
- ③ 病児保育（新規）：定員4名（1日）×245日（開所日数）＝980人日/年（※R元年秋頃の開設を予定）
- ④ 病児保育（新規）：定員4名（1日）×245日（開所日数）＝980人日/年（※R2年度以降の新規開設を見込む）
- ⑤ 病児保育（拡充）：＋定員1名（1日）×265日（開所日数）＝265人日/年（※②～④の運営状況を踏まえつつ、拡充等を検討する。）

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）	就学児童	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業	量の見込み（人日/年）	/	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875
				【低学年】	1,185	1,193	1,237	1,259	1,317	
				【高学年】	502	506	524	533	558	
				確保の内容（人日/年）	1,040	1,687	1,699	1,761	1,792	1,875

○ 「量の見込み」算出方法

低学年 … （＝推計児童数（6～8歳）×利用率実績（過去5年間最大値39.7%））

高学年 … （＝推計児童数（9～11歳）×利用率実績（過去5年間最大値16.8%））

○ 「確保の内容」算出方法

ファミリー・サポート・センター事業は、「一時預かり事業」と「子育て援助活動支援事業（就学後）」の確保方策として利用されるが、ファミリー・サポート・センター事業の最大確保量（「協力会員の数の見込み」×「協力会員1人当たりの活動件数（過去5年間最大値の18.0日）」）で未就学児・低学年・高学年の量の見込みを受入れることは可能であることから、

- ・未就学児の量の見込み数＝「一時預かり事業」の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の確保数
- ・低学年・高学年の量の見込み数＝子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）の確保数とする。

番号	事業名称	対象	事業の内容	量の見込みと確保の内容	実績	第2期計画				
					H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
11	妊婦健診事業	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	量の見込み（人）	/	1,180	1,178	1,178	1,174	1,184
				確保の内容（人）	1,061	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184

○ 「量の見込み」算出方法

「推計児童数（0歳）」×「妊娠届出数/0歳人口（過去5年平均値、106.4%）」

○ 「確保の内容」算出方法

「量の見込み」の最大値と同数

資料9 小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧及び 子どもの貧困対策関係事業一覧

■小金井市子どもの権利に関する条例関係事業一覧

子どもの権利に関する条例	第3章掲載事業	第4章掲載事業
第5条 子どもの権利の普及		1-4 1 子どもの権利の広報活動 1-4 2 子どもの権利の職員への啓発活動 1-4 3 人権教育の推進 1-4 4 子どもの権利の地域における学習支援
第7条 安心して生きる権利	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(1) 利用者支援事業 第3節 1(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 第3節 1(6) 養育支援訪問事業 第3節 1(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業) 第3節 1(11) 妊婦健診事業	1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 スクールソーシャルワーカーの派遣 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-1 7 思春期相談 1-2 1 虐待防止啓発事業 1-2 2 いじめ等の対策システム 1-2 3 いじめ防止条例の制定 1-3 1 子どもを犯罪から守る防犯対策 1-3 2 子どもを見守る家(カンガルーのポケット) 1-3 3 セーフティー教室 3-2 1 母子保健健康相談事業 3-2 2 予防接種事業 3-2 3 乳幼児健康診査 3-2 4 乳幼児歯科保健指導 3-2 5 新生児等聴覚検査 3-2 6 両親学級 3-2 7 栄養個別相談・栄養集団指導 3-2 8 子どもへの食育の推進 3-2 9 小児医療の充実 3-2 10 育児に困難を持つ家庭への支援 3-2 11 産後ケア事業 3-2 12 子育て中の保護者グループ相談 3-2 13 薬物乱用防止の普及啓発 5-3 3 幹線道路の整備 5-3 4 子どもが通る道の安全確保 5-3 5 交通安全教育の推進
第8条 自分らしく生きる権利		1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 スクールソーシャルワーカーの派遣 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-1 7 思春期相談 2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 各種計画策定や事業実施時の子どもの意見聴取 2-1 4 中学校生徒会による意見交換会 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 子ども食堂推進事業 2-3 7 中高生の余暇活動支援

子どもの権利に関する条例	第3章掲載事業	第4章掲載事業
第9条 ゆたかに育つ権利	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室事業 第3節 1(7) 地域子育て支援拠点事業	2-1 5 ボランティア活動への参加 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 2 各種スポーツ事業 2-2 3 図書館事業 2-2 4 はげの森美術館教育普及活動 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 3 冒険遊び場事業 2-3 4 校庭、公園等遊べる場の整備等 2-3 5 子どもの公共施設の利用 2-3 6 子ども食堂推進事業 2-3 7 中高生の余暇活動支援 5-1 1 適応指導教室運営事業(もくせい教室) 5-1 2 学校図書館活動 5-1 3 国際性を育む教育 5-1 4 特別支援教育 5-1 5 子どもの学習支援事業 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援 5-3 2 子どもにやさしい自然環境の整備
第10条 意見を表明する権利		2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 各種計画策定や事業実施時における子どもの意見聴取 2-1 4 中学校生徒会による意見交換会
第11条 支援を受ける権利		1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 スクールソーシャルワーカーの派遣 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-1 7 思春期相談 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 5-1 1 適応指導教室運営事業(もくせい教室)
第12条 家庭での子どもの権利の保障		1-1 2 虐待対応事業 1-2 1 虐待防止啓発事業
第13条 育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室事業 第3節 1(7) 地域子育て支援拠点事業	1-3 1 子どもを犯罪から守る防犯対策 2-2 1 子どもの体験事業 2-2 3 図書館事業 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 5 子どもの公共施設の利用 4-2 1 認可保育所での障がい児保育 4-2 2 学童保育所での障がい児保育 4-2 6 小中学校特別支援学級 4-2 7 児童発達支援センター事業
第14条 地域での子どもの権利の保障		1-4 4 子どもの権利の地域における学習支援 5-2 1 異年齢交流 5-2 2 子どもが参加できる行事の促進 5-2 3 各種催し物における、中高生ボランティアの受入 5-2 4 地域諸団体への活動支援
第15条 子どもにやさしいまちづくりの推進		2-1 1 児童館における意見箱の設置 2-1 2 じどうかんフェスティバル 2-1 3 各種計画策定や事業実施時における子どもの意見聴取 2-1 4 中学校生徒会による意見交換会
第16条 子どもの権利の侵害に関する相談と救済		1-1 1 子どもオンブズパーソン 1-1 2 虐待対応事業 1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 スクールソーシャルワーカーの派遣 1-1 5 教育相談事業 1-1 6 子ども(子育て総合)相談 1-1 7 思春期相談

■子どもの貧困対策関係事業一覧

子どもの貧困対策		第3章掲載事業	第4章掲載事業
1 教育 の 支 援	(1) 幼児教育・無償化の推進及び質の向上	第2節 教育・保育施設の充実	3-1 1 施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） 3-2 2 施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） 3-2 3 保育所等における副食費の補助
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築		1-1 3 スクールカウンセラーの配置 1-1 4 スクールソーシャルワーカーの派遣 1-1 5 教育相談支援
	(3) 大学等進学に対する教育機会の提供		3-1 6 小金井市奨学資金
	(4) 特に配慮を要する子どもへの支援		4-2 6 小中学校特別支援学級 4-3 3 日本語指導補助員の派遣業務 5-1 1 適応指導教室運営事業（もくせい教室） 5-1 4 特別支援教育
	(5) 教育費負担の軽減		3-1 6 小金井市奨学資金 3-1 7 就学援助制度 4-1 4 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業
2 生 活 の 支 援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	第3節 1(1) 利用者支援事業 第3節 1(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 第3節 1(6) 養育支援訪問事業 第3節 1(7) 地域子育て支援拠点事業	1-1 2 虐待対応事業 2-3 2 児童館事業 3-2 1 母子保健健康相談事業 3-2 3 乳幼児健康診査 3-2 6 両親学級 3-2 9 小児医療の充実 3-2 10 育児に困難を持つ家庭への支援 3-2 11 産後ケア事業 3-2 12 子育て中の保護者グループ相談 3-3 1 子育て情報の提供 3-3 2 子育て総合相談 3-3 3 育児支援ヘルパー事業 3-3 4 子育て施設の地域支援事業 3-3 5 民生委員・児童委員の活動 3-3 6 子育ての仲間づくり事業 3-3 7 子育て講座の開催 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 3 母子生活支援施設への入所支援 6-1 1 子育て支援ネットワーク 6-1 2 子育てグループへの活動支援
	(2) 保護者の生活支援	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室事業 第3節 1(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 第3節 1(8) 一時預かり事業 第3節 1(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）	4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣
	(3) 子どもの生活支援		1-1 6 子ども（子育て総合）相談 1-1 7 思春期相談 2-3 1 子どもの居場所づくりの推進 2-3 2 児童館事業 2-3 6 子ども食堂推進事業 3-2 8 子どもへの食育の推進 4-4 2 里親制度の紹介と周知 5-1 5 子どもの学習支援事業
	(4) 児童養護施設退所者等に関する支援		4-4 1 見守りサポート事業

子どもの貧困対策	第3章掲載事業	第4章掲載事業
3 保護者に対する就労の支援	第2節 教育・保育施設の充実 第3節 1(3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室事業 第3節 1(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 第3節 1(8) 一時預かり事業 第3節 1(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業) 第3節 1(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター、就学後含む。)	3-4 1 雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 3-4 2 再就職の支援 4-1 1 ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 4-1 2 ひとり親家庭の相談事業 4-1 4 ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業
4 経済的支援	第3節 1(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	3-1 1 施設等利用給付の上乗せ(幼稚園) 3-1 2 施設等利用給付の上乗せ(認可外保育施設) 3-1 3 保育所等における副食費の補助 3-1 4 義務教育就学児医療費助成制度の拡充 3-1 5 愛育手当 3-1 6 小金井市奨学資金 3-1 7 就学援助制度 4-2 5 児童育成手当(障害)

資料 10 用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」
2	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行等を踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地方自治体や事業者による行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを目的とした法律。平成 27 年3月までの時限法であったが、平成 37 年3月まで 10 年間延長された。
3	子どもの貧困対策推進法	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備して、子どもの貧困対策を総合的に進めることを目的とする法律
4	母子保健法	母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じて、国民保健の向上に寄与することを目的とする法律
5	小金井市子どもの権利に関する条例	子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指す条例（平成 21 年3月制定）
6	認定こども園	保護者が就労している、いないにかかわらず、就学前の子どもを受け入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設
7	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
8	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
9	特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給にかかわる施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
10	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条）
11	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
12	特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付費の支給にかかわる事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。（法第29、43条）
13	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）

	用語	意味
14	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
15	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
16	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
17	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条）
18	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条） ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
19	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等の事業（法第59条）
20	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
21	家庭類型	子どもの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
22	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
23	コーホート変化率法	各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法
24	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するもの。
25	放課後子ども総合プラン	小学校児童を対象に、共働き家庭の児童等に放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、全ての児童に多様な体験・活動を行うことができる環境を計画的に整備する取組。学校施設や公共施設等を活用し、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的又は連携した実施を推進するもの。
26	社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）	問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）と規定し、これに対して社会的排除の構造と要因を克服するべく、社会参加を促し保障する一連の政策的な対応
27	相対的貧困率	等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合

のびゆくこどもプラン 小金井（第2期
小金井市子ども・子育て支援事業計画）

令和2年3月

発行 小金井市

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836 FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp

用紙には古紙を配合しています